

291.23-N43ウ

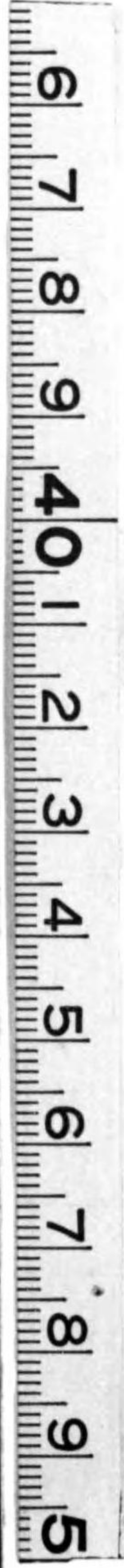


\*1200800290412\*

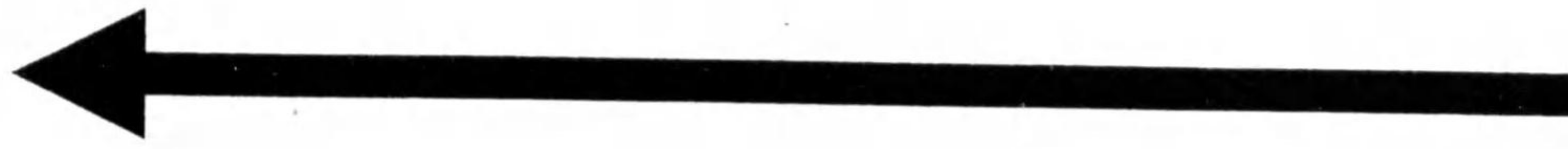
291.23

43

㊦



始



291.23  
N43

文學士鈴木榮一郎校閱



# 中津山村誌

中津山村教育會編



## 序

本誌は長くも 昭和新帝御即位御大禮を記念し奉り、聊か郷土教育の資料たらしむべく  
本會事業の一部として編纂せるものにして、編纂委員諸氏が激務の傍、苦心慘憺の結果に  
成れるものなり。其録する所固より完璧に非ずと雖、亦聊たりとも郷土の過去を尋ね現在  
を知るの資となり、將來發展の端緒となり、且今後此種記録を編むの参考ともなることあ  
らば望外の幸と信ずるものなり。讀者希くば是正の勞を吝むなからんことを。  
終りに臨み、本書編纂に當り助言を寄せられたる先輩諸彦の厚意と委員諸氏の奮闘とを  
衷心より感謝して序に代ふ。

昭和六年七月下浣

中津山村教育會長 正八位 西條軍一郎 識

## 序

現今世界文化の一驚異は日本文化の豊富なる暗示性で有る。夫れは、國民の冷靜な批判熱烈な奮闘の蓄積だが、斯く迄徹底したのは、歴代の聖帝が、大御親その道に立入らして知識、技能の階級を御指導あそばされた爲である。故に、日本文化の特異性を認める限り如何なる外國人も、文化保護の我 皇室に甚大の景仰を寄せ申し、切に繁榮を祈つて止まぬ。然れば文化の進展普及に取分け敬慮を傾注あそばされる

今上陛下 の御即位の大禮を舉げさせ給ふや、洋の東西に別なく、世界を舉げて心から此の文化國の皇運を祝福した。外國人だに猶然り、況して浦安の國土に生まれ無量無邊の惠澤に浴し來つた國民の慶賀は固より一通な筈は無い。感佩他に劣らざる木村民諸君は、此の祝意を特に有意義に、永久に貽さんと欲し村誌の纂輯を企てられた。

史學研究の末輩なる私は幸にも此の稿本を拜讀するの光榮を荷ひ欣喜に勝へず、終に卑見を陳べて序文に換へる事にする。

本來一町村の小範圍では、歴史は書けるもので無い、我等の中津山村なる舞臺も歴史の演武場としては、餘りに狹隘に過ぎる。その上、古い史料が堙滅して史實の證徴は殆残つ

て居らぬ。這樣的譯で、嚴正な意味に於ける歴史を書く事は極めて無理なのであるが併し熱誠な編纂委員諸君の多年の盡瘁は終に此の至難を突破して茲に賀てたく村誌を完成して了つた。其勞寔に多しとす可きである。而して、本書は在來の地方史誌の探らざる所を温ね、度外視たるを取扱ふ等、竿頭遙に高く歩武を進めた物で、村の史話の如きも收採漏らす無く、人文地誌に至つては當村開發以來未だ曾つて試みられざりし曠古の業績と云へる。尙、項目、序列も頗る忠實な編制に係る、斯くも充分所期の好果を收めた物だから、村民諸君も必ずや満悦せられる事と想到し、轉、拊躍の情を禁じ得ない。私は此の喜が聞える序に一言希望を述べさせて貰ふ。

苟且にも奉祝事業と云ふからには、一篇の書籍を作つて我が村の能事了れりと考へたり又其書を棚上高く束ねて無意味に子孫に残して止むべきでない、既に世界的な盛典を記念する以上、其の實行にも自然最重大の意味無きを得ぬ、此の二點に思を致して戴き度い、本書は誰が見ても立派な史誌だけれど、書籍は畢竟書籍で、言はゞ一の機械に過ぎず、其運用は讀者の力に俟たねば成らぬ。然らば、如何に思ひ、如何に運用するか、そんな事は、村民諸君に向つて申す必要は無い。たゞ茲に一つ、村誌の編修は、實は編輯其物に止らず更に寧ろ重大な使命ある事だけを申上げる。」

本書は應用史誌である。だから、是を科學的歴史の純學術的なものと同じ様に取扱つては可けぬ。即、是には學問以外なほ他の所求が含まれる。それは、理想の樹立と環境の認識とて有らねばならぬ。

抑、歴史は吾等が踏み來し跡の記録で、地誌は歴史的事實の遠因を知らせたり、吾人の立場を明にしたりする物、榮枯、得失に正鵠を得た批判を下し、環境に顧みて分を知り去就を諤らざる教訓的要素を多分に持つ。されば、古の聖代に歴史書を録上させ、風土記を撰進させ、其等が今日國民精神の涵養に役立つて居る。而して本書が村の史實を傳へ、村勢を示すのは、專、智識啓發方面で、夫以上幾多の暗示を提供するのが、寧記念事業に肖つかはしい點なのである。本書一冊これは慧敏な村民諸君を、理想に覺醒させ、又諸君に勇往邁進の大道を示すに十二分な効力を有する。斯かればこそ、奉祝記念の事業に恥ぢぬのである。

おもふに、此の村誌修成に一決したのは、村民諸君の理想と立脚地との確乎たる把持を緊要視した結果であらう。若し理想なき村あらば、夫れは光明なき修羅の地で百鬼跳梁する所て無ければ成らず、又立脚地だに考へざる村有りとせば、其村は支離滅裂、收拾す可からざる無茶苦茶の娑婆に相違ない。我が敬愛する中津山村村民中に、誰か理想の光明に進みたがらぬ人有らう。又誰か圓滿な協調を望まざる人有らう。否いな光明に精進し協調

に和樂せんと努める人士のみで有る事、それは、本書編纂の動機が、没理想と自我主義とを呪ふ村民の正義愛、郷土愛とに起因する事から遺憾なく窺はれる。

此の尊い郷土愛、それは、平らけき、明らけき、清らけき心から起り、此の精神こそは理世安民、國土靜謐に大御心を勞し給ふ御歴代の語論で、國初以來終始一貫更に渝らざる所、此の養訓あつて、我が國は世界に卓越し獨特の文化を大成したから、此の精神は皇國存在の全生命と謂へる。國運興進は此生命機能を敏活にするより有効なものはあるまい。村誌の智識啓發以上の暗示は實に此の生命の喚起と思ふ。而して、是れが即、聖旨に副ひ奉る所以に外ならぬ。斯く思へば本書の存在意義と編修目的とは極めて深長にして苟も遠大なものたる事が知れる。

望み謂ふらくは、當中津山村誌並にこれが編纂の根本趣意が永久に生き、中津山村精神(ナカツヤマムラスピリット)が彌向上して、村民諸君慶福を樂しみ、緝睦融和、俱に與に寶祚の無窮を祝福し奉る事を。

更にあらためて中津山村諸君に向ひ遙に村誌上梓の成功を祝す。

昭和六年九月 伊豫道後にて 鈴木榮一郎識

## 序

郷村の先輩及び知友諸氏が御大典記念事業として村誌の編纂を企圖されたと聞いた時、私はこの企圖の如何にも適切であることを感じた。次いで村誌編纂の任に友人伊藤君が當つたことを知つて記念事業を仕上げるに誠に其人を得た事を信じ、以來編纂完成の日の到來するのを待望した一人である。編纂開始されて茲に數年、いよゝゝ出來上つた稿本を見ると堂々三百頁の大作、私達の最初の豫想を遙に超えたその出來榮えに接して私は驚き且つ喜んだ。

私はお断りする迄もなく郷土史については全然の素人である。郷土史の範疇にあるべき村誌に關して、かれこれいふのは従つて僭越の沙汰となるのであるが、私は友人伊藤君の努力の結晶である本書を黙つて通讀する譯に行かない。本書を通讀して第一に印象されるのは、編者伊藤君の全身的なる努力と、そして郷土に對する熱愛とが書券の全幅に溢れ出て居ることである。あらゆる著述は著者の人格の投影でなければならぬと私は信じて居り本を讀んで著者の人格に聳々と觸れて初めて讀書の感を持つのであるが、著者伊藤君の全人格が存分に流露して居る一點でも本書の編纂は第一義的意味に於て、既に成功して居る

といへると思ふ。由來郷土地誌の編纂は至難な事とされて居り、郡誌等を見ても、斷片記録の羅列に失して統一感に乏しく、索莫通讀に堪へないもの、多いのは、郷土史の性質に基く編纂の至難といふことから來るのであると思ふが、本書に於て編纂者は見事にこの難點を突破して居り、どの稿を見ても親しめる、本を開くと不思議な吸引力が手を出して讀者と握手する、讀者は知らず／＼本書によつて村の過去現在を歩かせられるといつた明快な編纂ぶりだ。茲に私は編者の大きい努力と、努力を基礎づける著者の人格とを具體的に見る事が出來ると思ふ。本縣内では郡誌の編纂こそは各郡に於て既になされて居るが村誌に至つては私の寡聞かも知れないが、この例極めて少く、しかも本書の如く事實の詳細をつくし、且つ村誌の本領に徹底したものに至つては恐らくは稀有であらう、この點で本書は立派な創作であり、今後現はるべき各地町村誌の爲にも好範例を提供するものであると思ふ。編者伊藤君と私とは幼な友達で、三十年以來親しい交際を續けて居る間柄である。本書の脱稿に當り伊藤君は稿本を私に示して「序文を書け」といふ、私はその柄でなから斷つたが、稿本を一讀して伊藤君の尊い努力と深い郷土愛とに觸れ、私は感激せずには居られなくなつた。序に代へて以上私の感じを書く所以である。

昭和六年九月

在仙臺

縣會議員  
辯護士

飯塚千尋識

## 緒言

八

一、本誌は本村過去現在の概況を記し、未來の村への懸橋にもならばと編纂したものである。従つて補習學校生徒諸君や一般村民諸君に味讀せられんことを希望する。

二、人生棺を覆ふて定るの例に鑑み、人物傳に於て生存者を書かぬことにした。但し有位帶動者及表彰者等の部分的事實は之を採録した。

三、蒐録事實は成るべく古記録に據つて書いたが、亦筆者の獨斷で書いた所もあるから杜撰、遺漏等免れないものと思つて居る。若し誤謬發見の諸氏は何卒叱正の厚意を寄せられたく願望する。

四、本誌編纂の主なる参考書は次の如くである。大日本地名辭書、大日本人名辭書、百科辭典、國史辭典、觀蹟聞老誌、仙臺封内風土記、仙臺志料、奥羽戊辰史、仙臺叢書、復軒雜纂、仙臺、桃生郡誌、仙臺御領分繪圖、安永御書上、舊家系圖書、舊家古文書、日人句刪、寺崎村誌、中津山村誌、學校役場諸記録、其他雜記録、數種。

五、本誌は之を十三章に區分し、編纂委員が各之を分擔調査し、委員長が之を統一校正して編んだものである。茲に記して責任を明にして置く。

第一章 總説、阿部自由、伊藤林作、林健治、伊藤善兵衛。第二章 位置地勢面積人口  
境直幸、伊藤善之進。第三章 産業、宮川兼藏、遠藤養治、佐藤庄吾、石垣政美。第四章  
交通運輸、小山雅美、齋藤徳介、西條信二。第五章 政治、伊藤林作、高橋恒、織野秀吾。  
第六章 經濟、伊藤林作、熊谷直方、西條貞雄、佐藤庄吾。第七章 教育、北條昌、齋藤  
鐵郎、大内勳一。第八章 官公衛及各種團體、長江利平、佐藤誠孝、佐藤三郎。第九章  
神社佛閣、木村季雄、佐藤誠孝。第十章 名勝舊蹟口碑傳説、阿部信男、及川敏夫、鈴木  
三郎、阿部主馬夫。第十一章 人物及墓碑、伊藤善兵衛、織野秀吾、石川誠、海老名仁平。  
第十二章 風俗習慣、齋藤永光、佐々木文治郎。第十三章 年表、伊藤善兵衛 伊藤翁。  
附録、日人句刪、伊藤善兵衛。

末筆で失禮だが、我が郷が産んだ文學士鈴木榮一郎、辯護士飯塚千尋兩學兄の懇切なる  
助言並に校閲の勞に對しては、茲に特記して感謝の意を表する。

昭和六年七月

編纂委員長 勳八等 伊藤善兵衛識

九

## 目次

序文	村教育會長、鈴木文學士、飯塚辯護士(卷頭)
緒言	編纂委員長(卷頭)
口繪	寫真版二十八枚八頁(卷頭)
地圖	村内字圍圖(卷頭)
第一章 總說	…………… 一―一五
一、村名の由來及村沿革	
二、部落名と其由來及行政區分	
第二章 位置地勢及面積戸數人口	…………… 一六―一八
一、地勢圖と位置境界	
二、地勢と人文	
三、面積と土地の種別	
四、戸數人口と主なる年度別調	
第三章 産業	…………… 一九―三〇
一、本村の主産業及副業	



- 二、本村主要産物の年産額
- 三、本村主要産物の販路
- 四、本村の主産業と水利
- 五、本村の産業奨励機關

第四章 交通運輸……………三二五

- 一、陸路 1、東濱街道と自動車の交通 2、自動車の發着時間及賃金 3、主要地への里程表 4、鐵道便
- 二、水路 1、北上川と水運 2、汽船航路及汽船の發着賃金等

第五章 政 治……………三二六

- 一、沿革 1、舊藩時代の概況 2、明治初年の概況 3、町村制實施後の概況
- 4、歴代村統治者 5、歴代議員 6、歴代區長及代理者 7、村治關係職員
- 二、村治現況 1、教育 2、産業 3、財政
- 三、村條例及諸規程

第六章 經 濟……………三七八

- 一、財政 1、村費豫算 2、租稅
- 二、財産 1、公用財産 2、基本財産
- 三、基本財産造成沿革
- 四、村民の富力 1、土地の分配 2、一戸平均生産額 3、村民職業別 4、農業細別

五、物價 1、變遷 2、現在の主要物價

第七章 教 育……………八二二

- 一、總論 1、明治以前の教育 2、明治初年の教育 3、小學校組織の變遷
- 4、教育に關する 勅語の御下賜
- 二、學校教育 1、中津山小學校 2、新田小學校 3、中津山村農業補習學校
- 4、中津山村青年訓練所
- 三、社會教育 1、中津山村男子青年團 2、中津山村女子青年團 3、中津山村教育會
- 四、教育後援機關 1、貧困兒童保護會 2、新田小學校兒童保護者會
- 3、中津山小學校兒童保護者會

第八章 官公衙及各種團體……………一三二

- 一、警察 1、寺崎巡查駐在所 2、神取巡查駐在所
- 二、郵便 1、寺崎郵便局 2、神取郵便局
- 三、銀行 1、七十七銀行中津山支店
- 四、宮城縣電氣課寺崎散宿所
- 五、各種團體 1、帝國在郷軍人會中津山分會 2、中津山信用購買組合
- 3、中津山消防組 4、中津山村衛生組合 5、桃生北方普通水利組合
- 6、桃生北方耕地整理組合

第九章 神社佛閣……………一五〇

- 一、神社 1、八幡神社 2、白鳥神社 3、新墾神社 4、鹿島神社 5、白鬚神社 6、雷神社 7、笠嶋神社 8、若宮八幡社 9、山神社 10、給人町稻荷社 11、出雲神社 12、高須賀稻荷社 13、八雲神社 14、新田稻荷社
- 二、佛閣 1、香積寺 2、林昌院

第十章 名勝舊蹟及口碑傳説

一五二—一七〇

- 一、名勝 1、中津山八景
- 二、舊蹟 1、澤山城趾 2、陣が森 3、大館城趾 4、櫛形 5、御藏場 6、神取館 7、統禪寺 8、觀音堂
- 三、口碑及傳説 1、十兵衛蘭土 2、日招橋 3、柴引沼 4、片矢 5、椀の森 6、荷包 7、鳴神沼 8、瑞波沼 9、御殿 10、銅山獨乙人 11、お菊塚 12、狐に關する傳説 13、萬徳地藏

第十一章 人物及墓碑

一七一—二五七

- 一、俳傑、遠藤曰人
- 二、醫師 1、伊藤松益 2、佐々城朴庵 3、千石道恕 4、横山謙介 5、山内順治
- 三、教育者 1、山邊懋惠 2、熊谷眞弓 3、大館正夫 4、加美山元春 5、佐々木精一郎 6、加美山勝衛 7、伊藤勝也
- 四、畫家、菊田桂州

- 五、武人 1、武術家遠藤半四郎 2、砲術家横山五郎兵衛 3、戊辰役戦歿者八木友吉、鈴木惣兵衛、和歌山衆之助、鈴木昌之助、佐藤治三郎、金子徳治、4、日露戦役忠死者、濱林秀五郎、吉田利喜藏、佐藤伸治、高橋庄右衛門、米屋寅之助 5、日露戦役忠死者、鈴木得三、近江久藏、遠藤市三郎、伊藤太藏、阿部博助、八木常治、伊藤運治、佐々木武雄、末永玄太郎、鈴木又治 6、日露戦役忠死者、千葉盛 7、殉難者、大熊次郎、若山勝彌 8 將校、八木貞二郎
- 六、地方功勞者 1、篤志家木村生計 2、政治家、飯塚源助、佐藤萬左衛門、今井善左衛門、阿部彦五郎、織野彦四郎、鈴木松三郎、佐々木傳兵衛、村治功勞表彰者 3、殉職者、菅原寅吉
- 七、孝子、足輕五左衛門、若山仲、佐々木伊四郎、宮野尙廣、熊谷とわ、濱林忠三郎
- 八、名家、黒澤俊榮
- 九、有位帶動者
- 十、赤十字社愛國婦人會、有功章及特別社員
- 十一、墓碑 1、戊辰役戦歿記念碑 2、忠魂碑 3、竹永直人子弟合祀碑 4、横山先生碑 5、八木高門碑 6、孝婦仲之墓 7、孝子宮野尙廣碑 8、熊谷先生碑 9、主藤高陳碑 10、梅澤先生碑 11、今井兼文翁碑 12、佐々木先生碑

第十二章 風俗習慣……………二五八—二七〇

- 一、敬神崇祖 1、鎮守祭 2、祈年祭、新嘗祭 3、盂蘭盆會 4、彼岸
- 二、冠婚葬祭 1、婚禮 2、出產 3、葬祭
- 三、諸會合 1、契約講 2、觀音講 3、日待精進
- 四、趣味娛樂 1、碁將棋 2、ラヂオ蓄音器 3、民謡 4、浪速節 5、謠曲 6、芝居 7、活動寫真 8、運動 9、園藝飼鳥 10、和歌俳諧
- 五、年中行事

第十三章 年代表……………二七〇—二九四

附 錄 日人句刪……………二九五—三〇二

目次終



新田尋常高等學校



御眞影奉安所



中津山尋常小學校



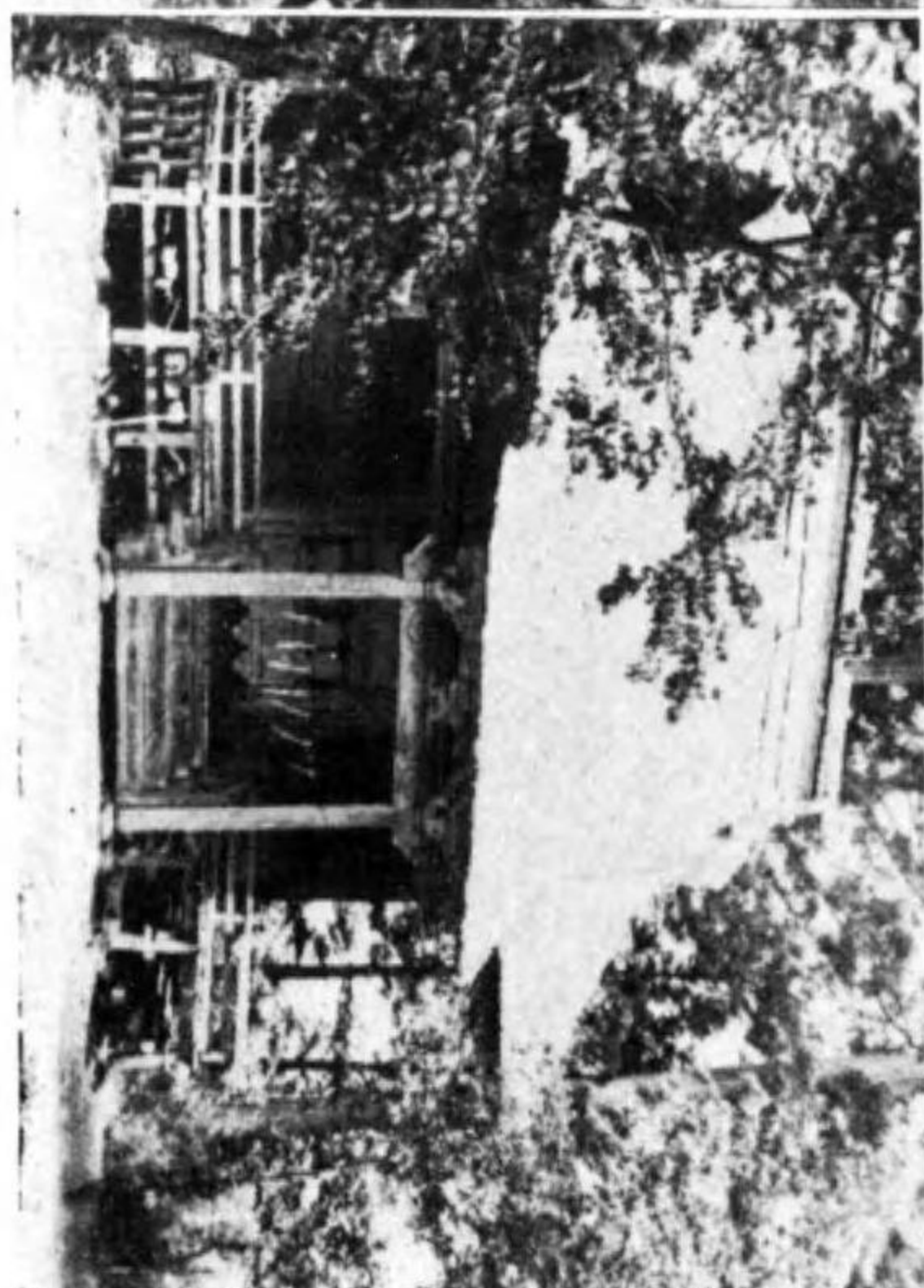
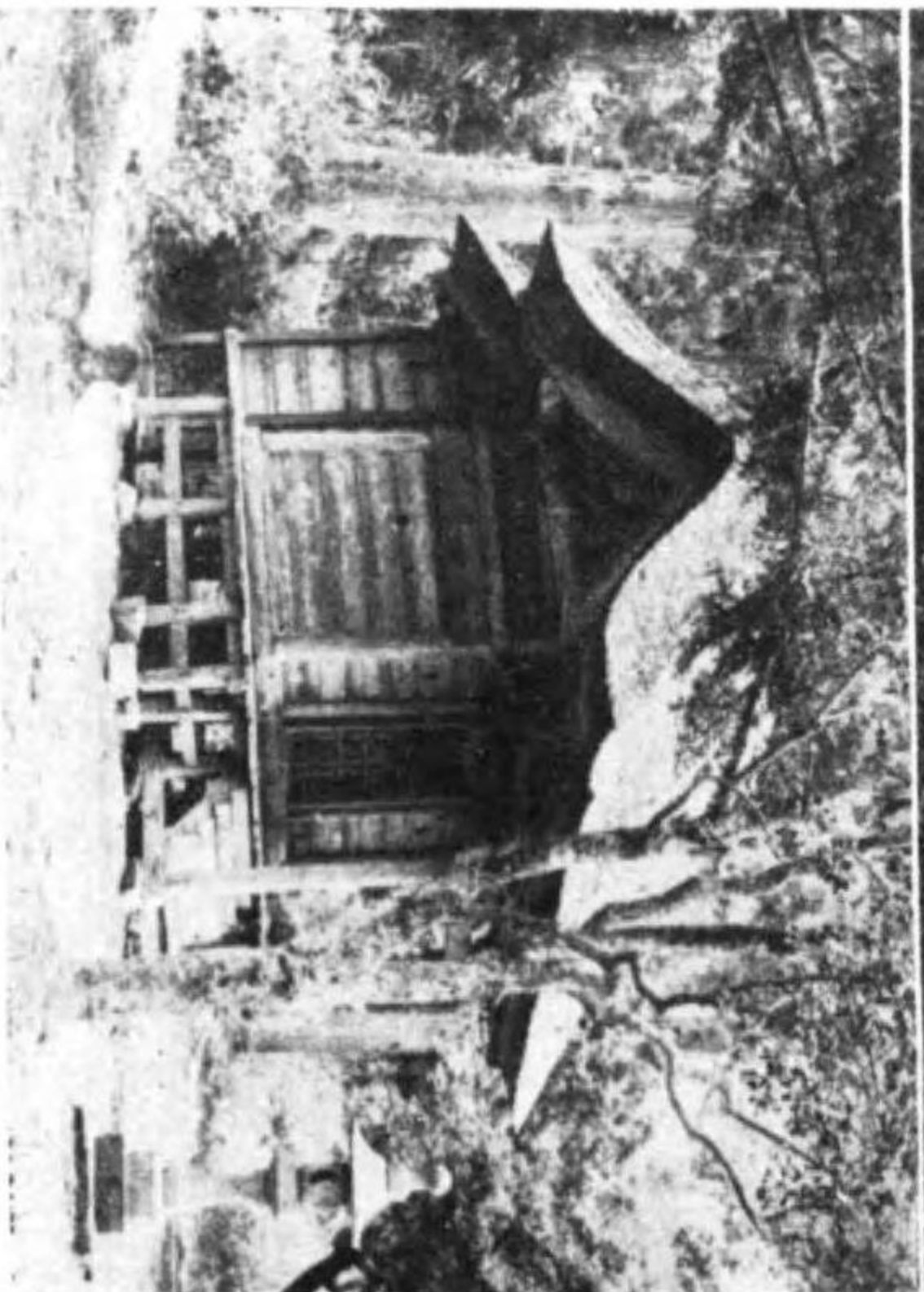
中津山村役場

村社新築神社(神取山)



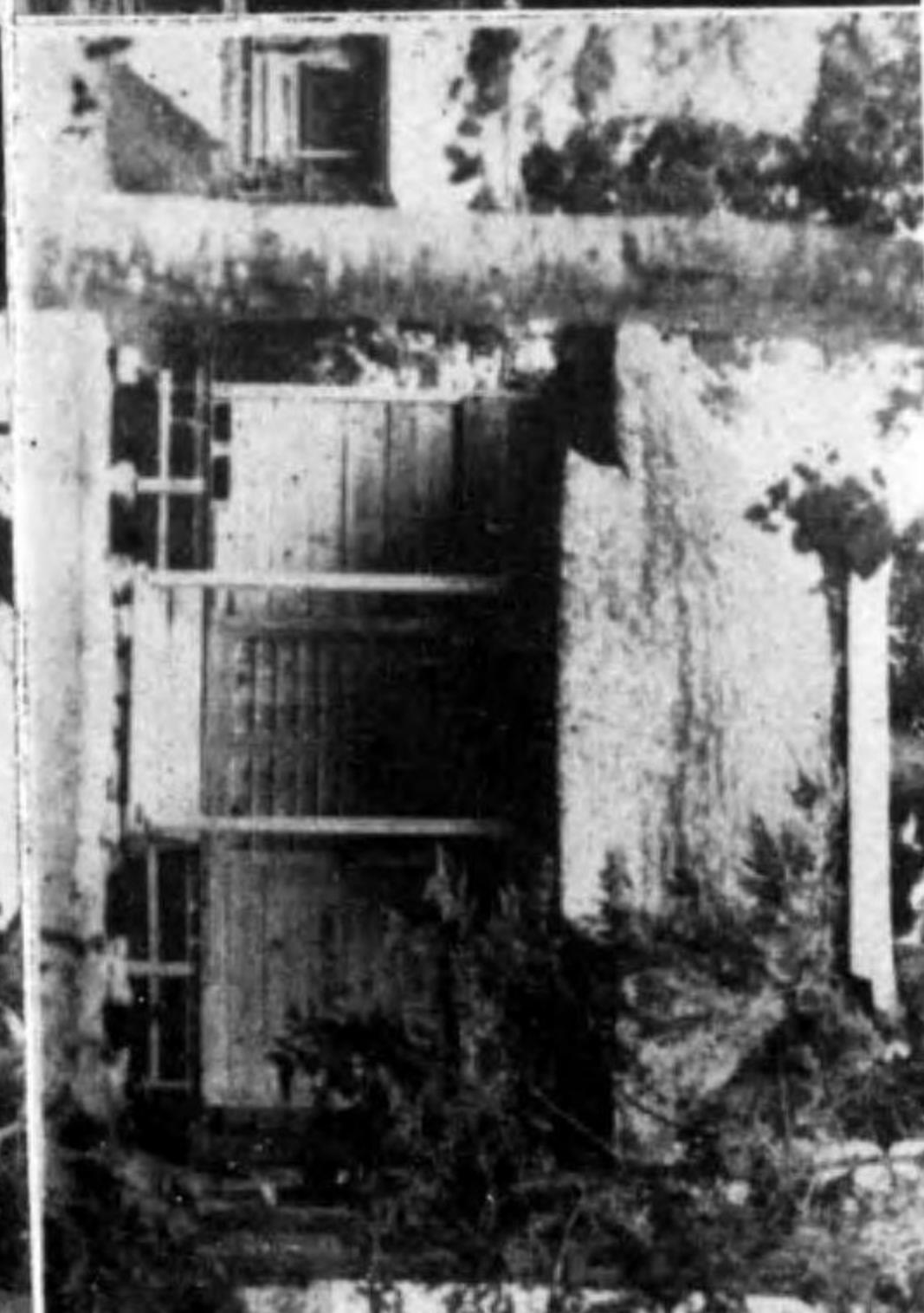
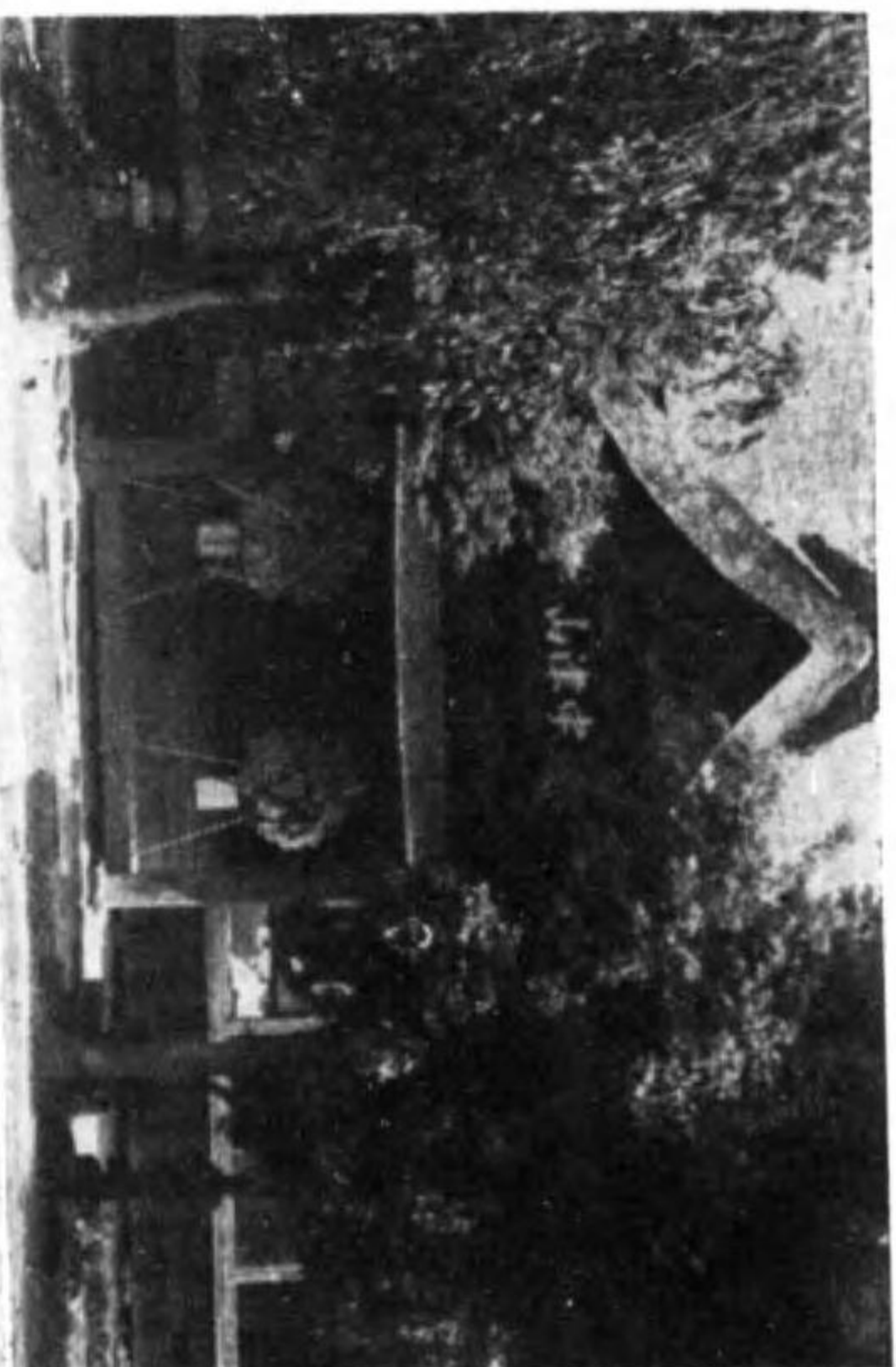
村社八幡神社(寺崎)

村社鹿島神社(神取山)



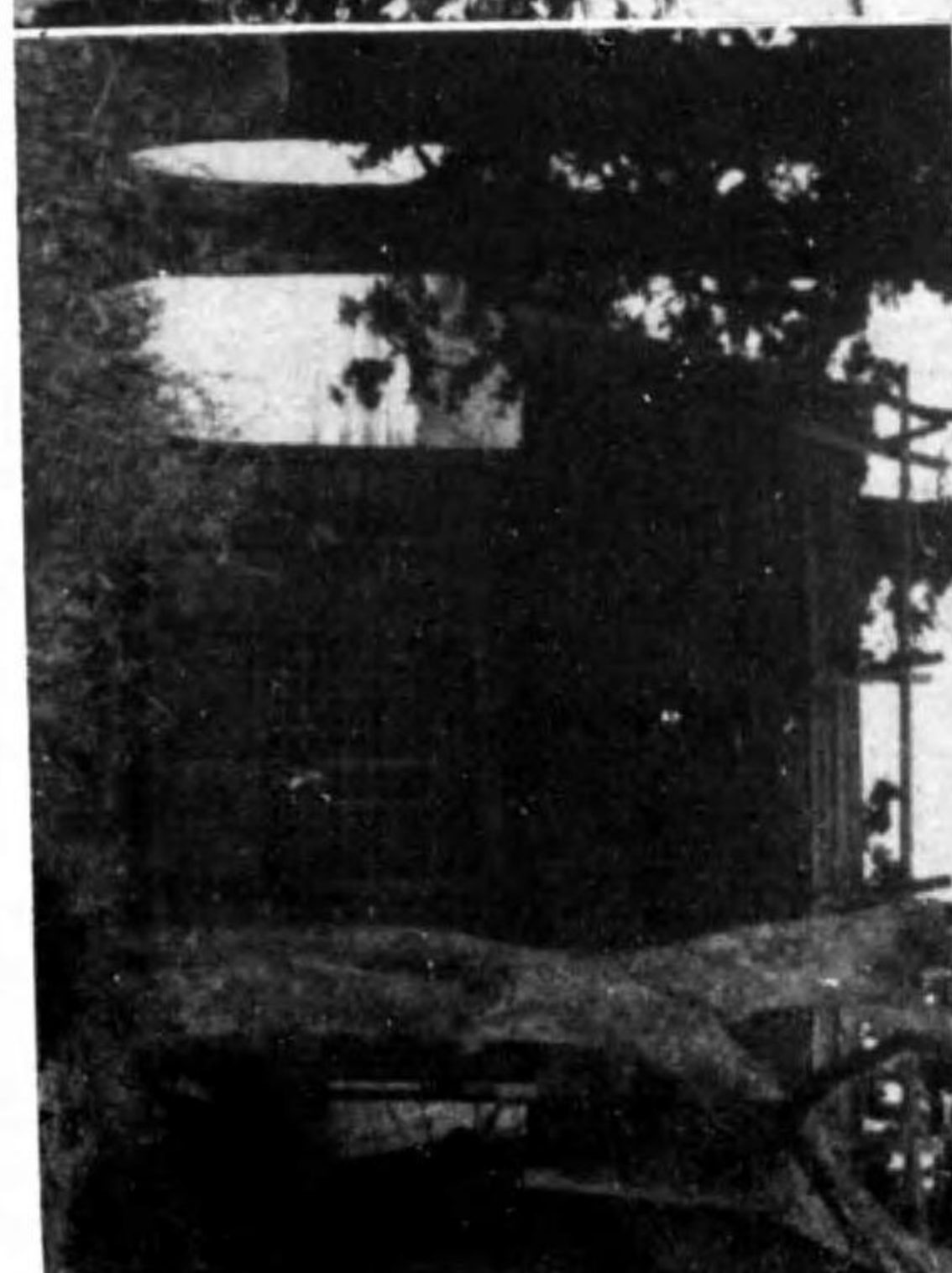
村社白鳥神社(城内)

中津山香積寺



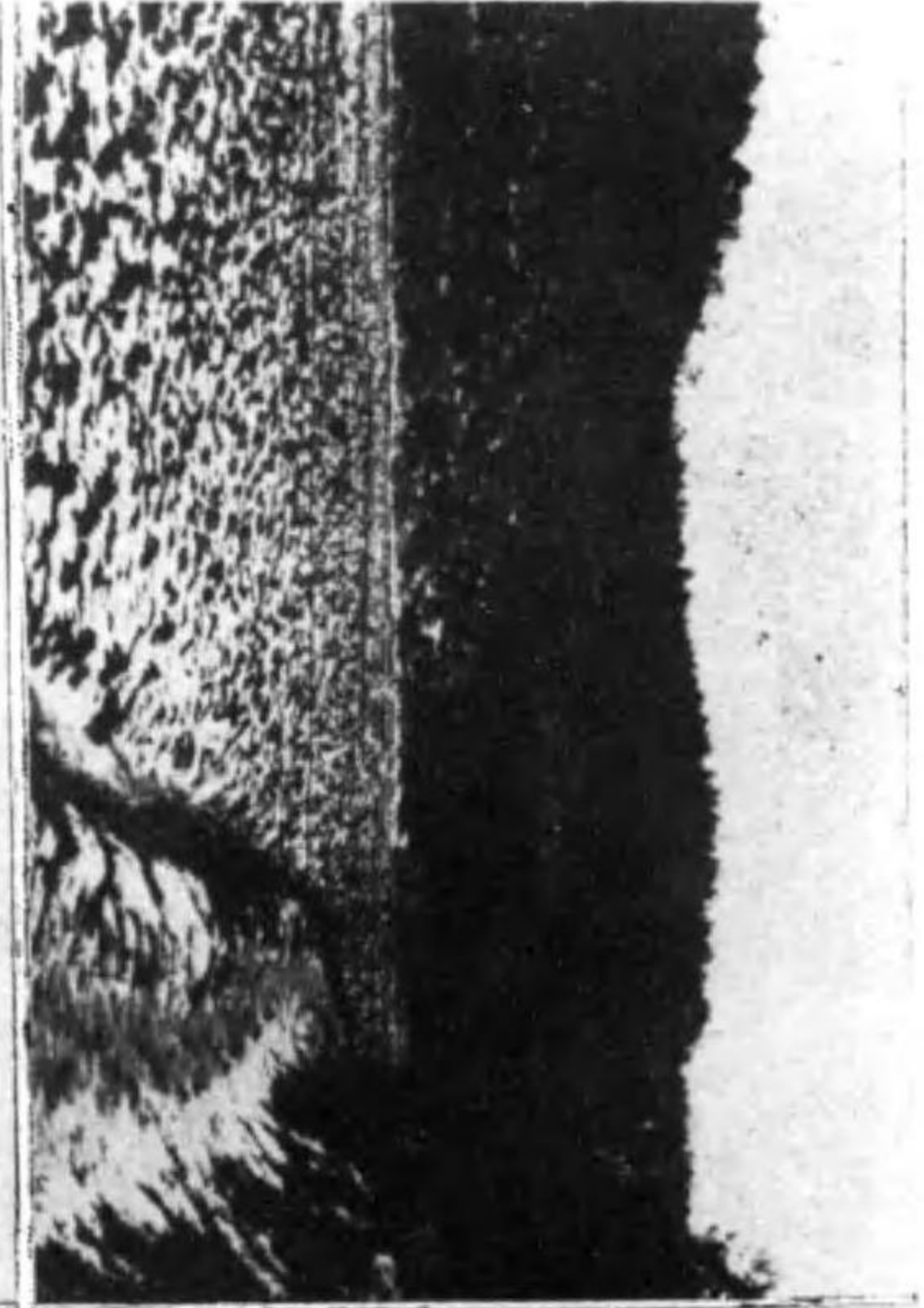
雷神社(給人町)

竹峰山林昌院

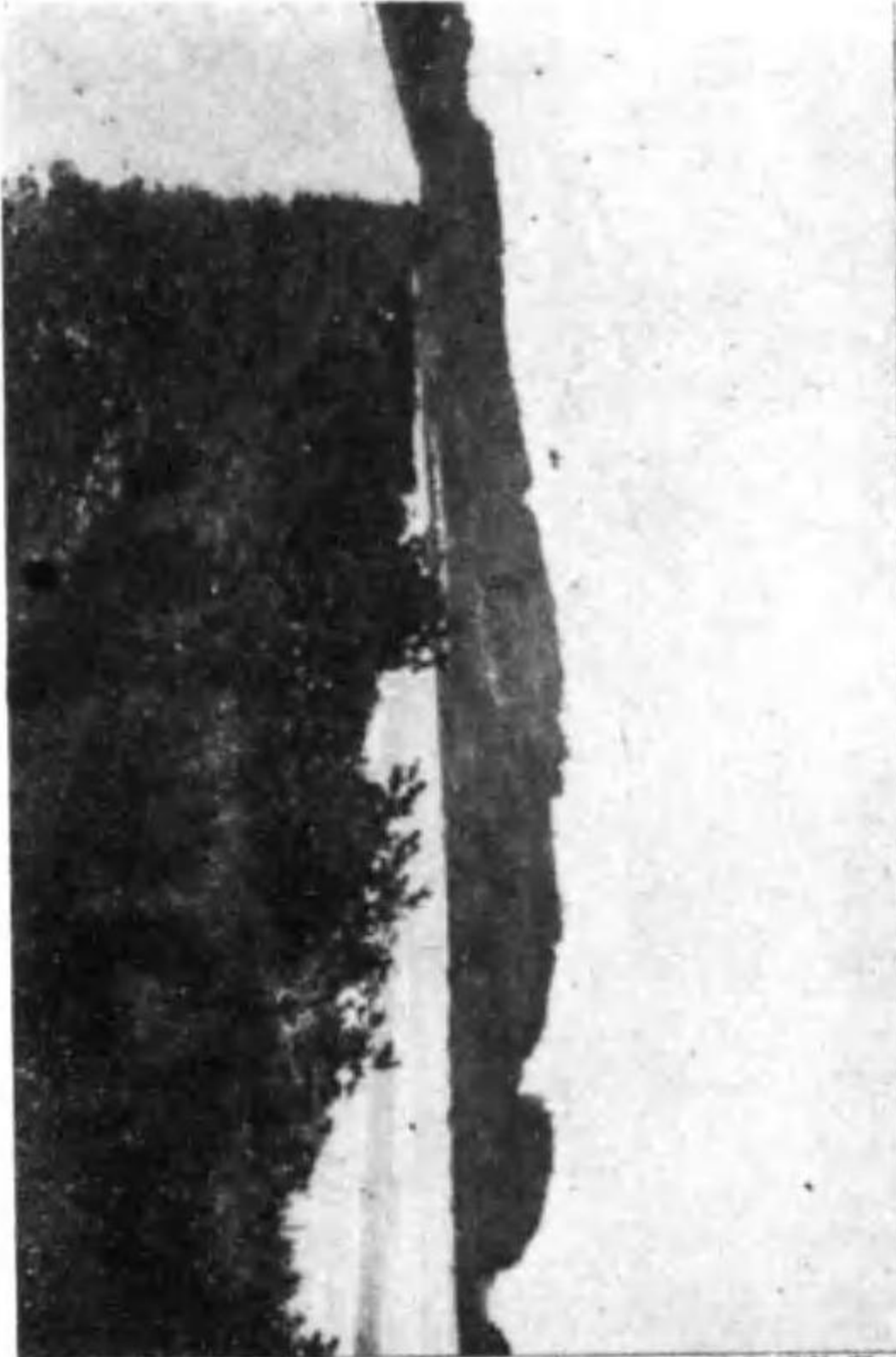


白鬚神社(高須賀)

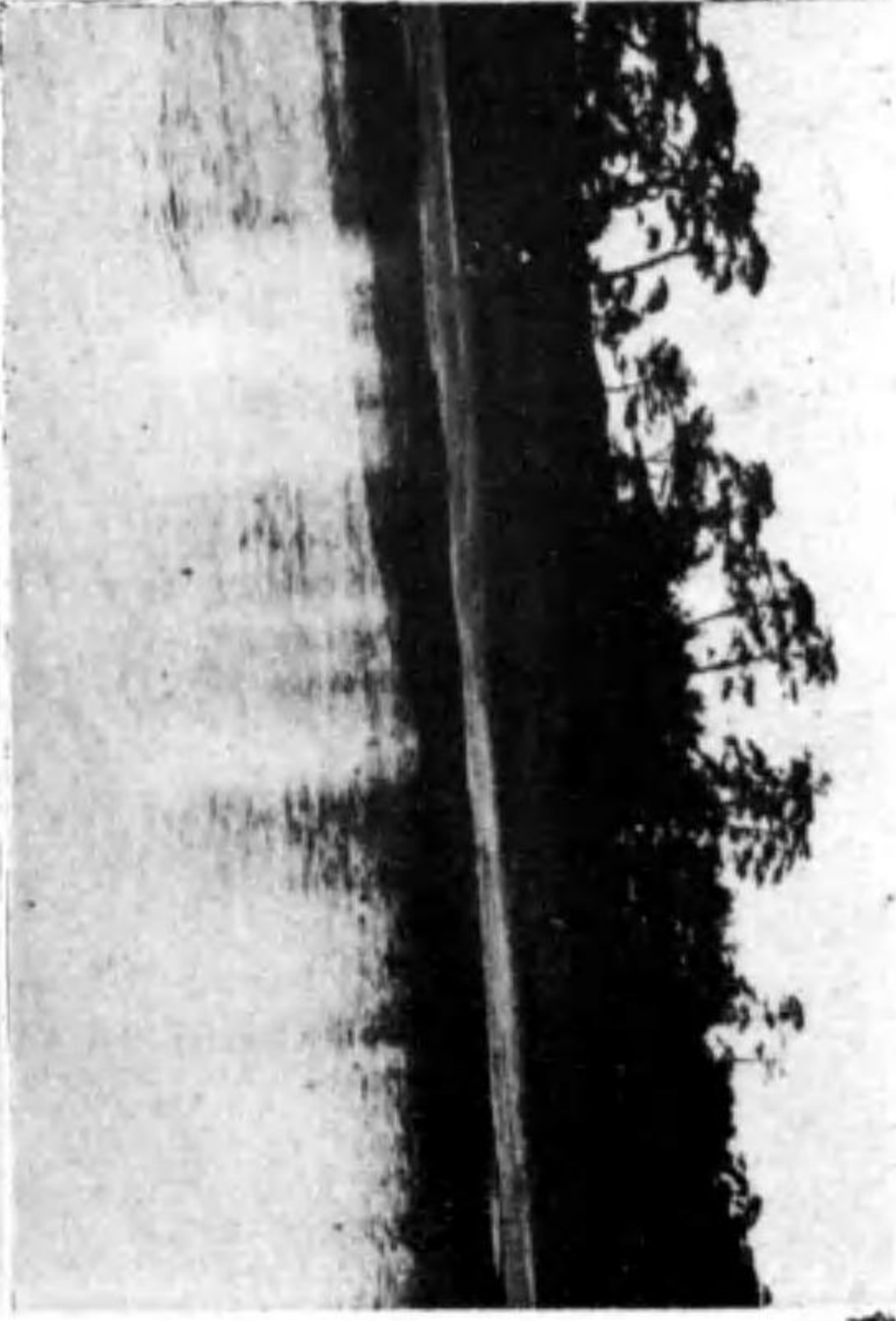
美根山暮雪



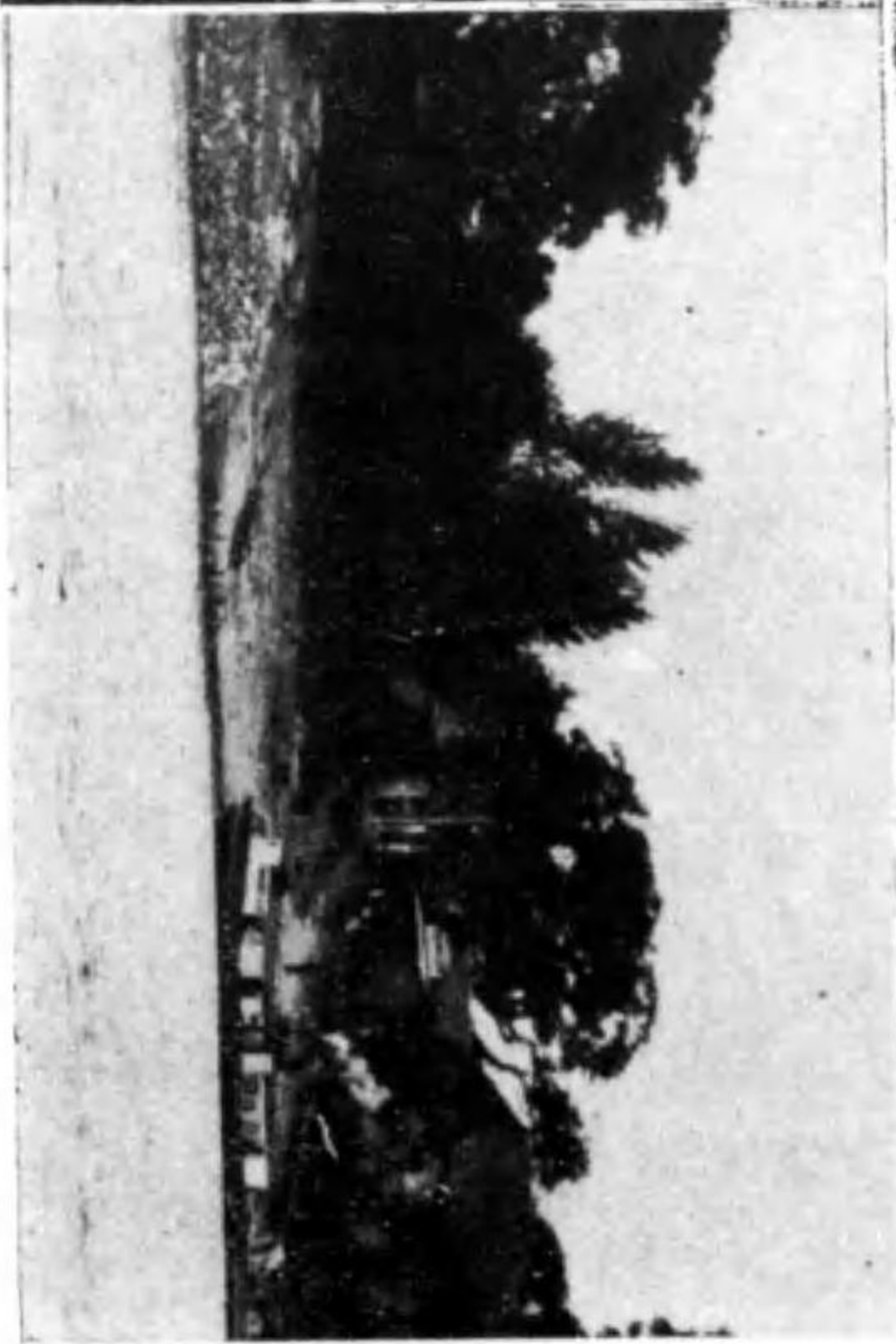
神取山秋月



植立山晴嵐



寺崎渡夕照



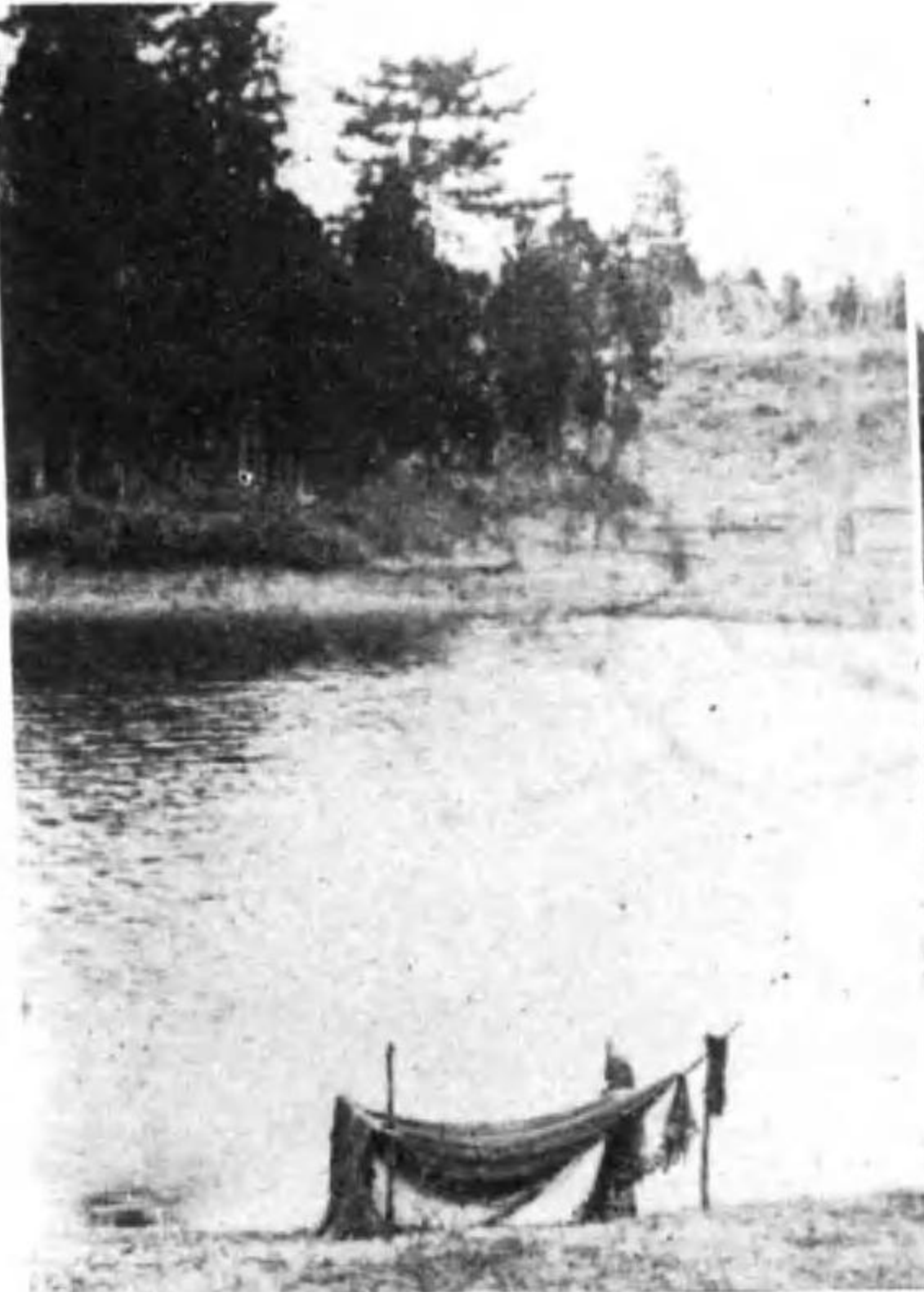
香積寺晚鐘



新田裏歸帆

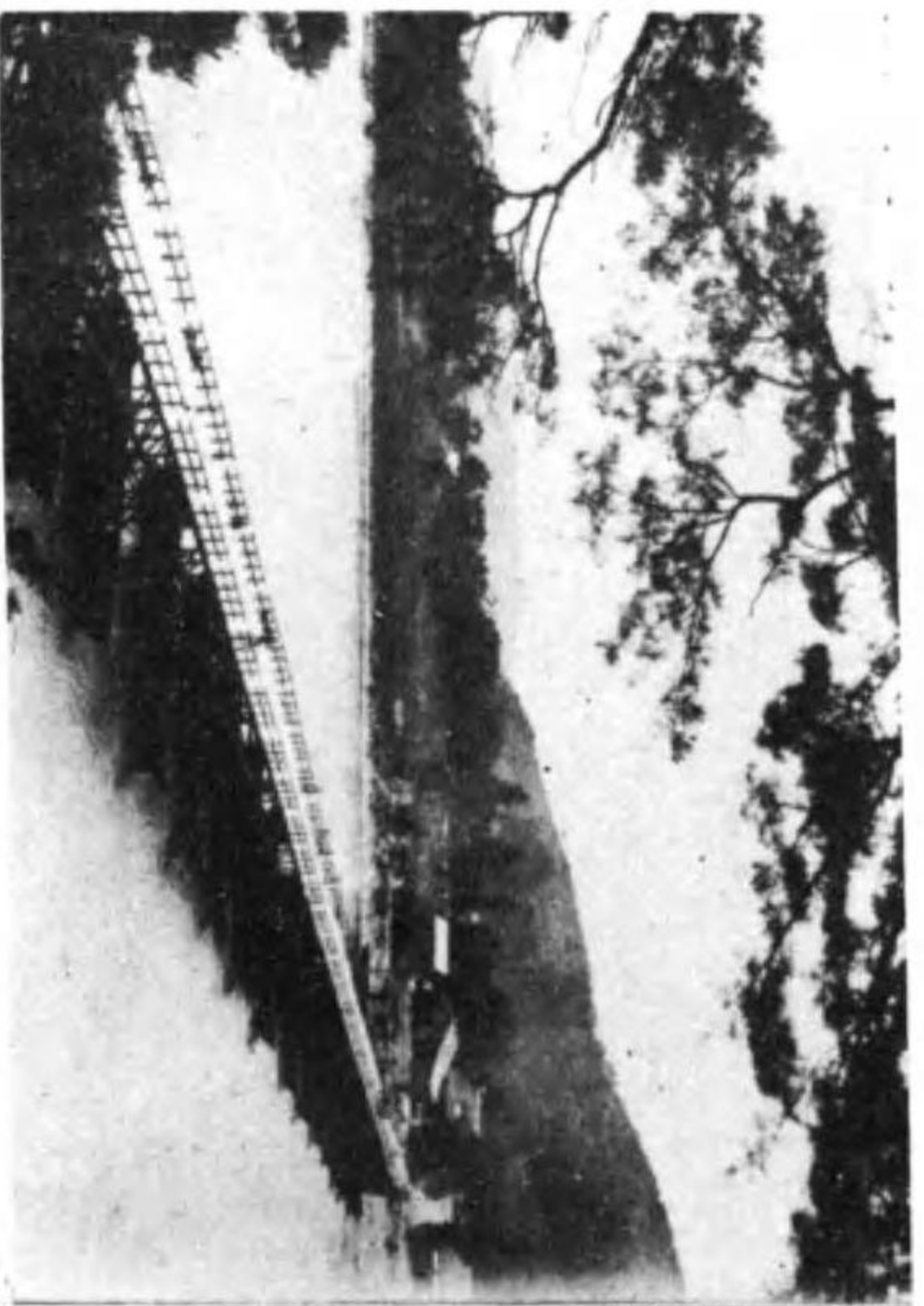


鳴神沼夜雨

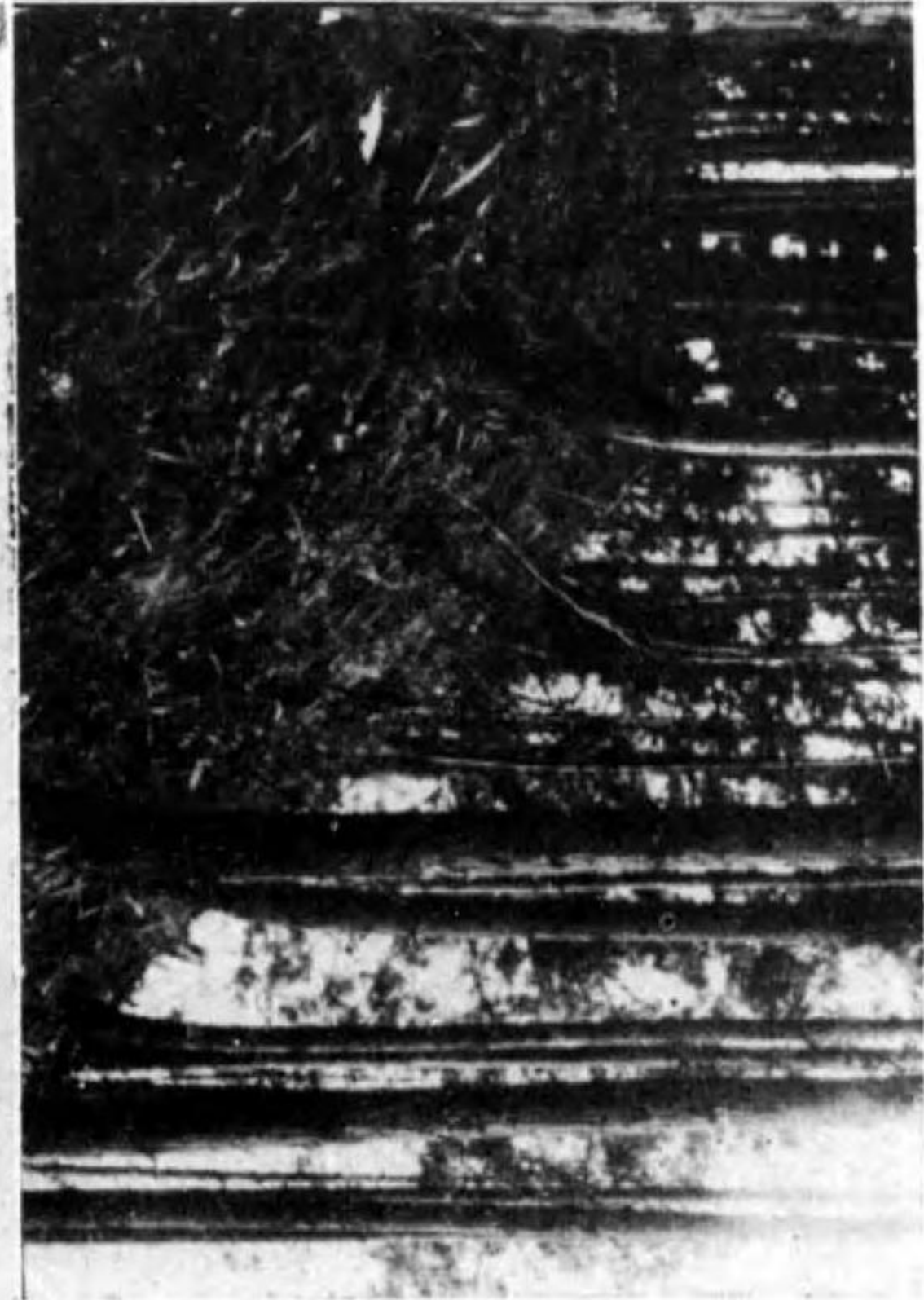


曲戸里落雁

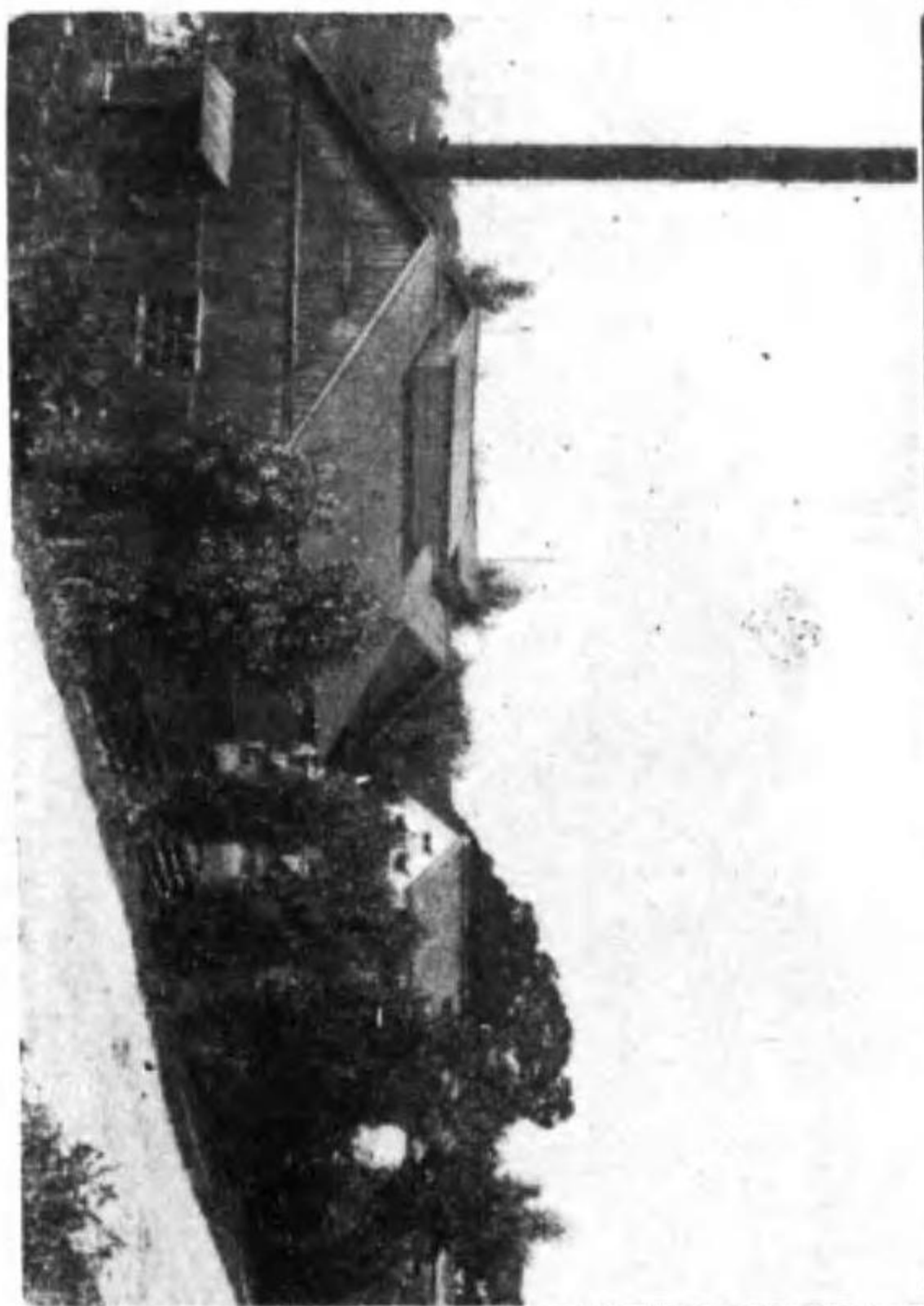




神取船橋



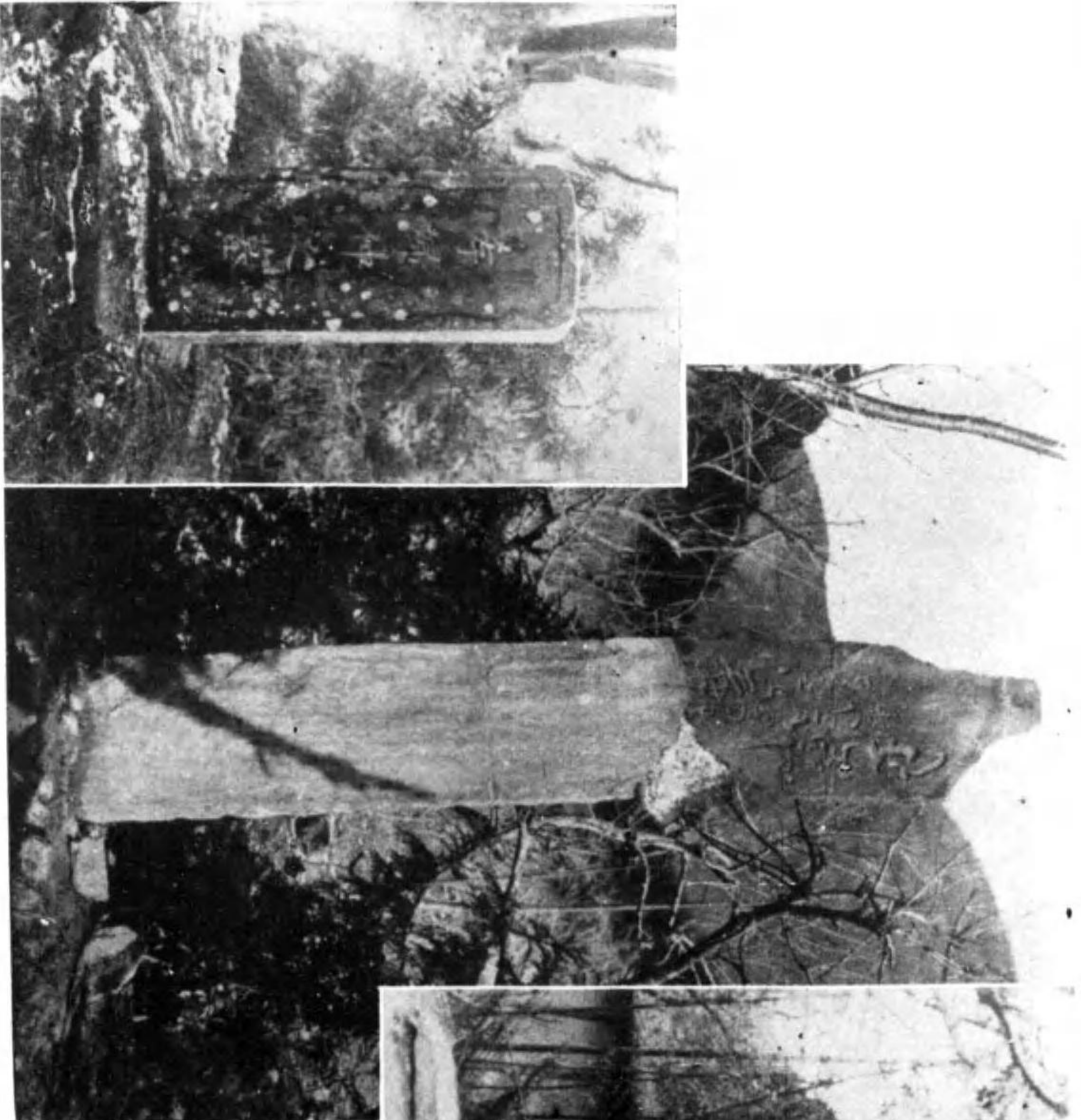
澤山城址の一角



寺崎揚水機關場及農業倉庫

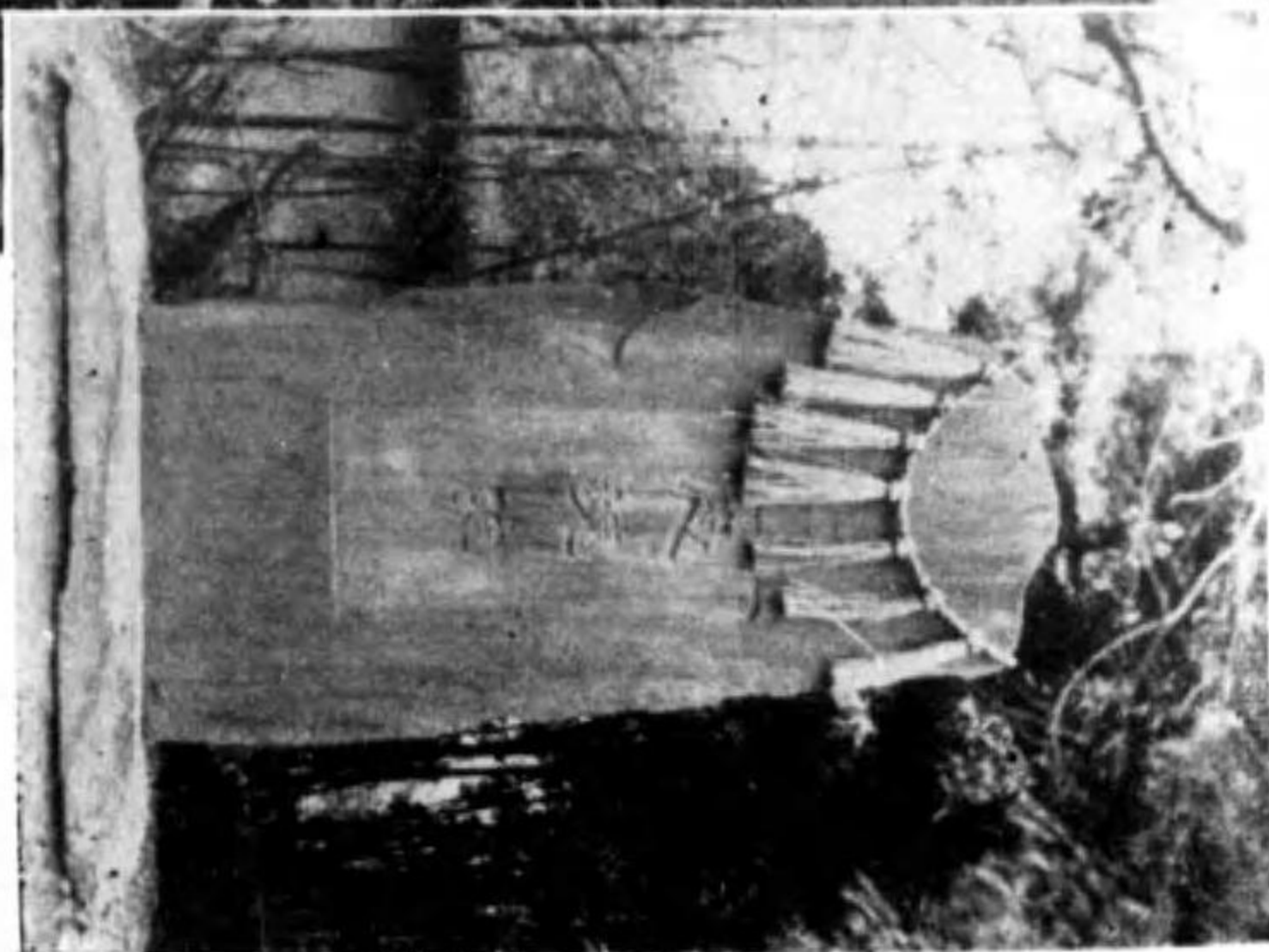


獅山公直繩張榊形



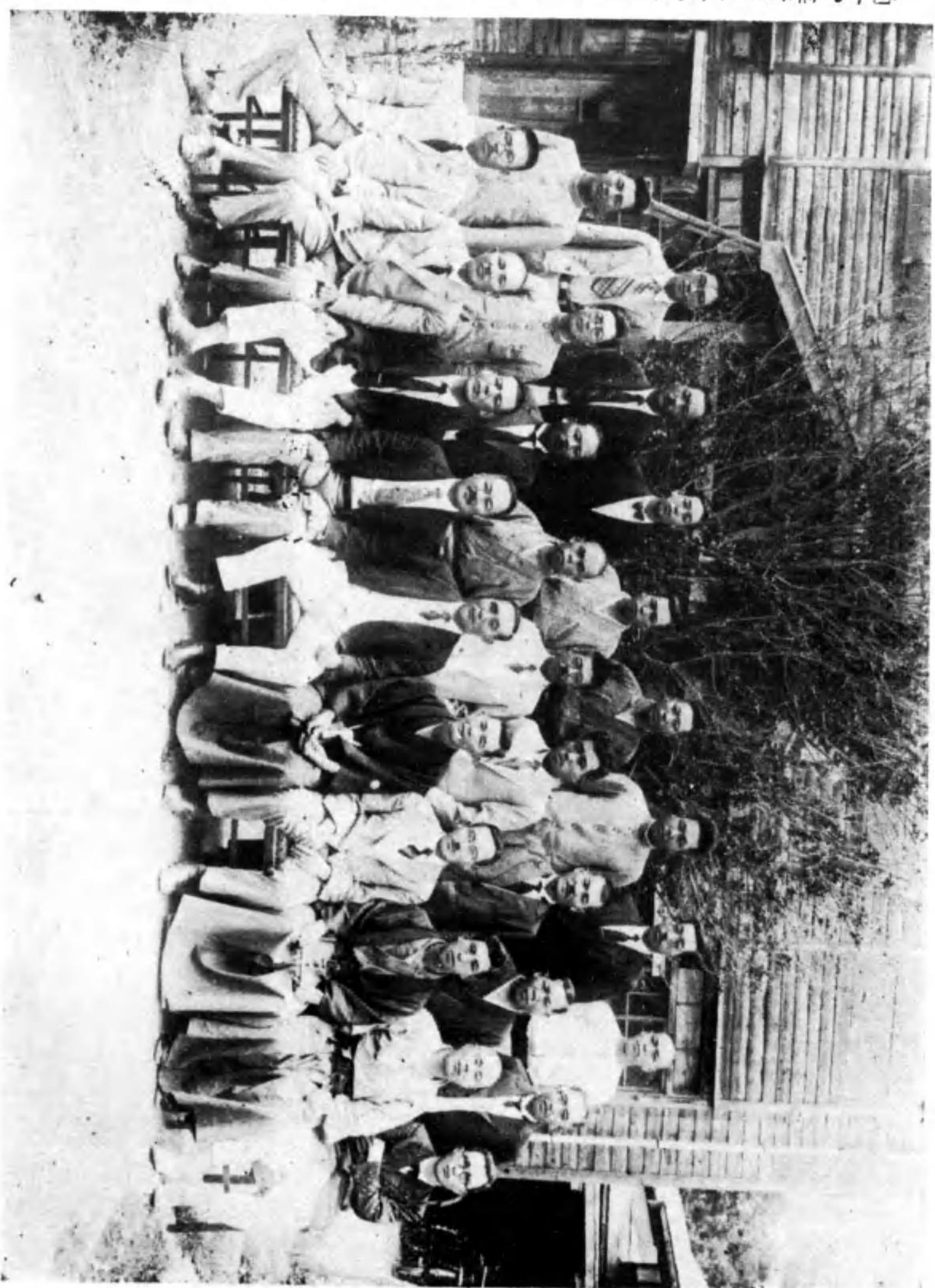
遠藤日人紀念碑

孝婦仲之墓



忠魂碑

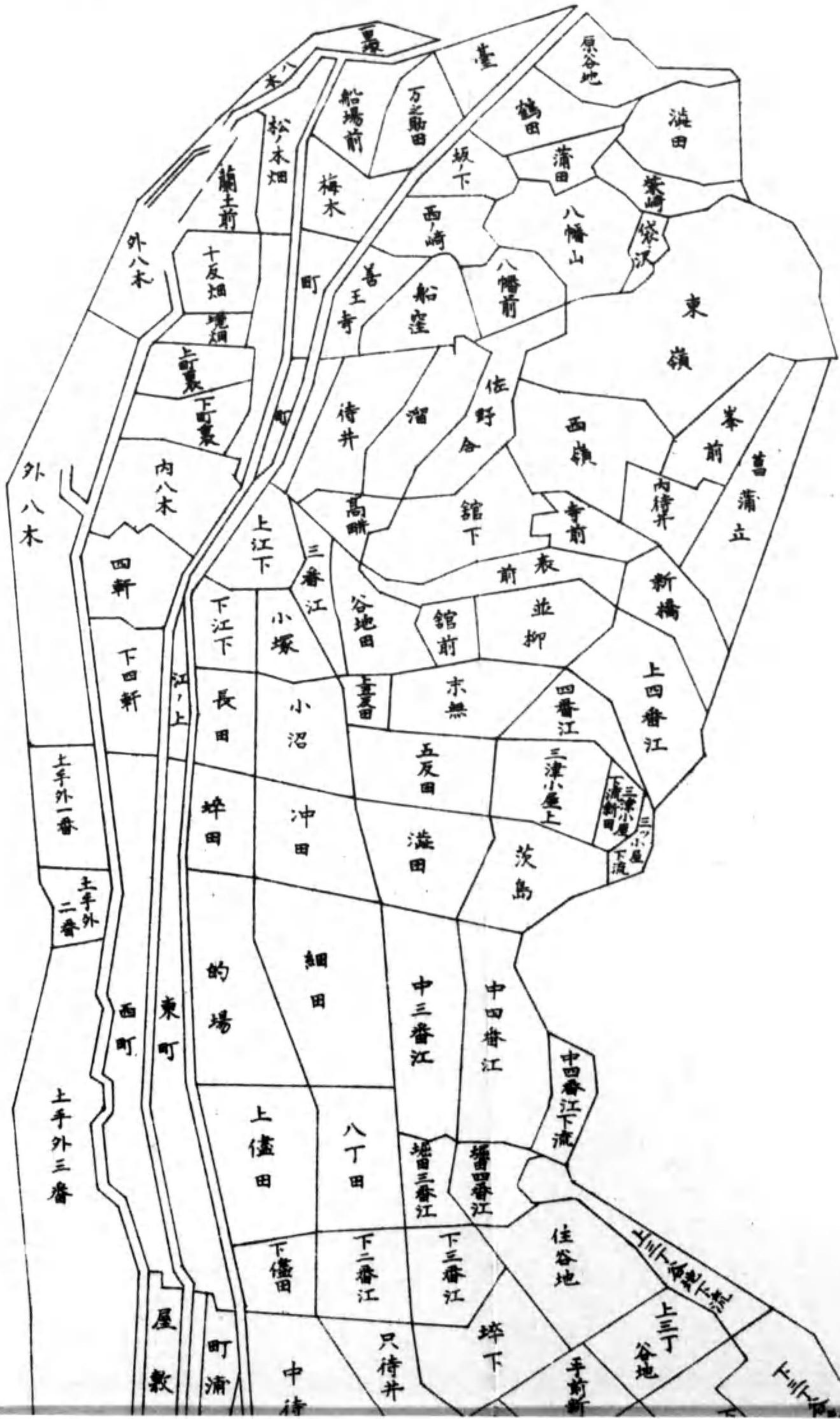
(前列右ヨリ)宇都宮良寛、伊藤林作、小山雅美、齋藤永光、末永善左衛門  
 西條軍二郎、伊藤善兵衛、西條貞雄、北條昌、境直幸(中列右ヨリ)林健治  
 佐藤庄吾、熊谷直方、伊藤善之進、齋藤徳介、佐藤誠孝、遠藤養治、大内



村誌編纂委員諸氏

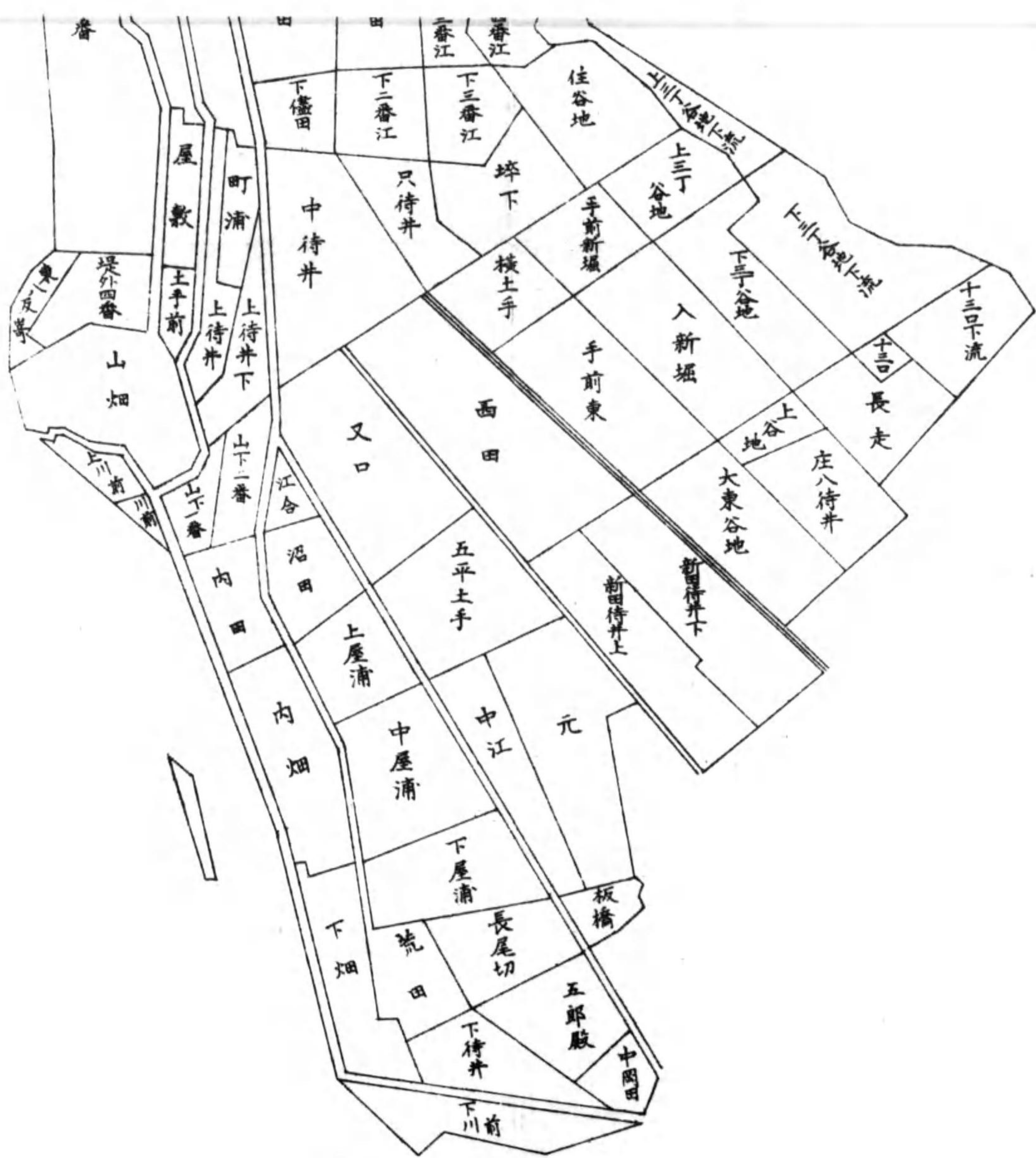
勳一、海老名仁平(後列右ヨリ)八木使丁、佐々木文次郎、上遠野元誠、  
 機野秀吉、佐藤三郎、西條信二、木村季雄、伊藤嘉諸氏

# 中津山村圖





西八反崎



小金袋

1  
24.000

# 桃生郡中津山村誌

## 第一章 總論

### 一、村名の由來及沿革

中津山村名の由來については數説ある。桃生、本吉、南方風土記には「中津山村、里俗曰、野中ニ山在ル故號村名」とある。今の嶺山は其基源地で其麓にある香積寺の山號中津山も之から出て居るといつて居る。又一説には豐葦原の中ツ國に擬して豐沃の我が村を讚美して附けた名であるともいつて居る。或は又日高見の中津國で蝦夷の中心地の意味だとも云つて議論は區々だが、茲には論評を避け見る人の心々に任せて置きたいと思ふ。此地方に關したずつと古いことは杳として窺ふべからずだが、日本武尊御東征の史實、或は北上川（日高見川）の所在、桃生村日高見神社の所在等から考へて此の地方は所謂日高見國で蝦夷の先住地であつた事は論のない事であらう。又此の後に於ても朝廷は屢々東夷征伐の軍を出して居られるが何れも此地方に關係したものが多し。第四十六代孝謙天

皇の天平寶字二年には大野東人が桃生城を築いて蝦夷を鎮めた事や、第五十代桓武天皇の延暦八年には紀古佐美が東夷征伐に來た時鎮守副將軍從五位下池田眞枚が日上の湊で味方の溺れるのを救うたといふ事や(日上の湊は今の北上川)同二十三年には武藏上總下總常陸上野下野陸奥の國の糶一萬四千三百十五斛、米九千六百八十斛を陸奥の國中山柵(今の佳景山驛の直上)に運ばせて蝦夷征伐の糧にした史實、第五十六代清和天皇の貞觀五年五月陸奥介坂上大宿禰高道が蝦夷と戦つて討死した事實等を考へても歷朝如何に力を勞せられたかといふことが窺はれるのである。斯くして温順なるものは我に同化し強暴なるものは去つて山間にかくれ、或は北へ北へと追ひつめられて遂に北海道方面へ遁れたのである、歸順したものは漸次歲月の移るに従つて雜居雜婚したから遂に人種の別を失する様になつたのである。本村中で最古いと言はれてる日本武尊を祀つた白鳥神社は其勸請の年月は不詳だけれども、餘程古くからあつたらしく此の地に早くから大和民族が入り込んで居たのは勿論である。白鳥神社の古記録には後冷泉天皇の天喜五年に源賴義が安倍賴時を征伐するに當り戰捷を當社に祈り、其子八幡太郎義家をして奉幣せしめたとある。天喜五年は昭和六年から八百七十五年前で安倍氏の全盛時代で餘程此の地方も開けた時だと思はれる。康平五年安倍氏が亡び清原氏が鎮守府將軍となつて勢力を振うたが後三年の役に清原氏が亡ぼされ、義家に従つて軍功のあつた藤原清衡が陸奥の押領使となつて平泉に居り奥羽二州を管領して大に勢力を振うたのであつた。西條

榮如が寺崎に澤山城を築いたのも此の頃でないかと思れる。寺崎八幡社の勸請も此の頃で康和年中と云つて居る。西條氏は代々澤山城に居たが文治五年源賴朝が藤原泰衡を亡すに當つて四代西條氏は賴朝の軍と戦つて没落したらしい。泰衡征伐の功によつて賴朝の臣、葛西清重が藤原氏に代つて奥州總奉行となり牡鹿桃生以北磐井等近傍七郡を領する様になつたから此の地方が葛西氏の支配を受けた事は勿論である。神取山鎮座の鹿島神社の勸請も此の頃でないかと思はれる。鹿島神社は葛西家尊信の神社で石巻日和山を始め葛西氏に關係ある地方には同神社が多い。鈴木山城が神取館に居つたのも此の頃であるまいか、高須賀には葛西の臣下筋の家が澤山あると聞いて居る。之より葛西氏が豊臣氏に亡される天正十八年まで約四百年間此の地方に蟠居したのである。清重の次男に清次といふ人がある、之は下總國印旛郡寺崎に居つたので寺崎を氏として居たが其五代の孫寺崎次郎左衛門清義の時桃生郡寺崎城に移り十數代の間此地に居たのである。天正十八年葛西氏滅亡の時寺崎伊豫守祐光の代で木村晴貞の軍を深谷和淵に防いだとある。香積寺の創建も葛西氏時代で後村上天皇の康永元年葛西左京大夫義兼の室積子香積寺殿安養常樂大姉の建立とある。葛西氏滅亡後は勳功によつて木村伊勢守吉清が大崎葛西の舊領十三郡を拜領し葛西の本城寺池に居り子息彌市右衛門晴貞を古川城に居らしめて諸政を布いたが、木村氏は元小身者で今度俄か大名になつたので家臣がないから名もない平侍を召抱へて諸城を守らせたが一向に其勢振はず、加ふるに之等の諸城主は家

臣がないので仲間小者等の微賤を侍に登用したから諸士の紀綱全く弛み徒らに重税を徴集するのみならず民家に押込んで糧米を奪ひ良家の婦女を掠むる等、暴虐日に甚しかつたので怨聲四方に起る民心の動搖甚だしく木村氏父子入國以來僅か二ヶ月餘にして諸方に一揆が起り最早拾收すべからざる混亂状態となり、木村父子は白河に滞陣して居た淺野長政に援を乞うたので長政は蒲生氏郷と伊達政宗とに命じて之を討たしめたのである、政宗は一時私に一揆を煽動したとの疑を受けたが更に豊臣秀吉の命を受けて諸方の一揆を討ち鎮めたので政宗は其恩賞に木村氏の所領十三郡及舊領の内七郡を合せて二十郡を與へられ之より明治維新まで三百年間當地方は伊達家の所領となつたのである之より伊達家は善政を布き、水利土木の工事を起し地方の開発に留意したから人民安堵領内頗る靜謐に治まつたのである。

後水尾天皇の元和三年には登米の城主伊達相模守宗直が柳津小麻に締切堤防を築いて中津山待井を作つたので本村地方の耕土は大恩恵に浴し、或は北上川を柳津から西流せしめて迫川に會せしめ舟運の便を圖つたりしてくれたのである。そして元和六年には本村地方は伊達相模守の領地となつたのであつた。元和九年には川村孫兵衛が鹿又石卷間の新河を開墾したり寛政九年には諸方の原野荒蕪の地を開墾したりしたのであつた。大野谷地三百町歩を開墾して我が村の新田神取高須賀の三部落に植民したのも此の時である。正保二年から四年まで地頭は田中勘左衛門に代つたが寺崎町を中

津山本郷と接続せしめたのは此の時である、慶安元年から萬治三年まで十三ヶ年間は御藏入となり即本藩直扱となつたが寛文元年から元禄六年まで三十三ヶ年間は瀬上淡路景姓の御知行地となり、同氏が瑞夢を蒙つて白鳥神社の改築をしたのは寛文十一年の事である。元禄七年から九年まで三ヶ年間は永沼下野、同九年から十二年まで三ヶ年間は伊達美作、同十三年から享保七年まで二十三年間は布施和泉の御知行地となり、享保八年には黒澤要人源俊榮が此の地を領して明治の御一新まで約百五十年間續いたのである。維新後は一時牡鹿桃生本吉の三郡が高崎藩の取締地となつたが、明治二年七月には桃生縣の管轄となり八月には牡鹿縣と改め三年九月には登米縣となつたが五年一月に至つて宮城縣の管轄となり今日に及んで居るのである。

本村舊藩時代の初は寺崎と中津山本郷に肝入を買いて治めて居たが寛永九年の開墾によつて新田神取、高須賀の三端郷を置かれてからは各郷に肝入を置いて治めたのである。明治七年新田、神取高須賀の各郷を中津山本郷に合併する様になつてから又昔に歸つて寺崎と中津山の二ヶ村となつたが同年四月管内一般郡村名を廢して大小區制に改革の時、本村は第十一大區桃生北方小三區に屬したのであつた。明治九年更に區劃更正、桃生牡鹿本吉の三郡を第五大區として區長を置き、太田、樫崎、永井、牛田、倉埜、脇谷、飯野、小船越の各村に寺崎、中津山の二箇村を合せて第六小區とし區務所を寺崎に置いて區務を掌り、小區には戸長を置き各村には村扱を置いたのである。明治十一

年大小區制を廢して郡村名に復するに當つて各村に戸長を置いて治めたが明治十五年には中津山寺崎の兩村聯合して寺崎村聯合村となり、明治十九年には檜崎村外五ヶ村の聯合村となり役場は寺崎に置かれ、明治二十年五月檜崎村が分離して寺崎村外一ヶ村として治めたが明治二十二年四月町村制實施と共に寺崎中津山を合併して中津山村と稱し役場も村の中央新田に移して今日に及んで居る

## 二、部落名と其由來及行政區分

本村には十箇の部落があつて之を行政上七區に分けて居る。即寺崎を第一區、中津山四軒を第二區、峰館下を第三區、新田を第四區、給人町山刀卷を第五區、神取を第六區、高須賀を第七區と稱したが昨年の村會で、此の數的區劃は部落の歴史を無視し且つ他地方へ通ぜず、そして殺風景な分け方であるといふ議論が出て、爾今各區へ部落名を冠する事にしたのである。但し二部落を合せた區即第二區を中津山區、第三區を城内區、第五區を給人町區と稱する事にした。各區には區長及區長代理者各一名を置き、村長の命をうけて其區内に屬する事務の一切を處理せしめて居る。此の區長なるものは、我が國政治機關中の最低單位とも云ふべきもので、其活動如何は村の振否にも關係する重要職務である。

次に各部落の由來沿革等に就て少々述べる。

1、寺崎 といふ地名の由來に就ては二説ある 其一は八幡神社々傳にあるので、康和三年陸奥押領使藤原清衡が山城國岩清水八幡宮の御分靈を山岸村澤山の靈地に勸請するに當り社務十二戸梵刹一字を建立して無量光院と號し當社の別當として奉仕せしめたが此の時澤山の周圍にあつた山岸村を今の寺崎船場附近即無量光院の崎の方へ移したので山岸村を改めて寺崎村と稱した云々。其二は葛西氏關係の事實である、曰く文治五年葛西清重が源頼朝に従つて藤原泰衡を征伐した功によつて此の地を領する様になつた事は前にも述べて置いたが清重の子清親の末男清次は下總國印幡郡寺崎に城し寺崎を氏として居たが清次五代の孫寺崎次郎左衛門清義が葛西に従つて下向し當地に居城を構へたので山岸村を改めて寺崎村と稱した云々といふのである。何れが眞なりやは他日に譲り兩説其儘を掲げて参考にして置く、此の後説は寺崎清義の末孫西磐井郡平泉の寺崎清賢氏の直話である復軒雜纂に

葛西氏二代伯耆前司清親が末男彦九郎清次始めて寺崎氏を稱し子孫桃生郡寺崎の地を領せしが清次より十代寺崎刑部大輔常清に至つて磐井郡流莊峠村に移る云々

とあつて寺崎氏が平泉邊に居るのは不思議でない。寺崎刑部大輔の磐井郡に分封されたのは何年頃であるか不明だが之れから二三代後に當る大槻氏の祖泰常が天正中大崎葛西一揆の際伊達氏の軍と戦つて討死したとあるから何せ天正より五六十年も前と見て大差がなからう。前にも述べた様に山

岸村が野火の類焼を避けて今の船場附近に移つたが、其後も屢焼失したので之は鎮護の神を背にした爲だらうとて正保二年、時の地頭田中勘左衛門の吟味で今の位置即中津山町に接續したのだと傳へて居る。之より寺崎が宿驛となり舊藩時代には肝入及檢斷を置いて治めて來たが明治になつてからは中津山外數ヶ村の聯合戸長役場が置かれ町村制實施の明治二十二年春まで續いたが此年中津山村と寺崎村を合併して新に中津山村と稱するに及んで役場が新田に移つたのである。今、巡查駐在所、郵便電信局、七十七銀行、及店舗旅館等もあり豊里村へ渡る船場附近には農業倉庫、上水機關があり、自動車の發着所もあり戸數百三十餘本村第一の殷賑部落である。

2、中津山、は野中に山あるによつて附けた地名であると言つて居る、即中津山の本源地は峰城内の丘陵地であることは前にも述べた通りである。中津山本郷の開發は元和六年で地頭は伊達相模肝入は喜左衛門といふ人だつたと言つて居る、元和六年は昭和六年から三百十二年前であまり古くないが柳津に締切沼、一名中津山待井を作り大江堀を通したのは此の頃で伊達家が新領地に新政治を布き大に地方の開拓に力を入れた時だから急に此地が發展して諸役人なども置かれ萬事整頓して勢力がよかつたので本郷の名を恣にする様になつたのであらう。此の地の西南端に中津山尋常小學校が設置されて居る。

3、四軒、此の部落は元家が四軒しか無かつたので此の名があると云つて居る、今は其五六倍軒

にもなつて居るが之又本郷開拓と共に出來た部落だらう、四軒の中で最も舊いと言はれて居る、今の阿部廉治氏の祖先は本吉郡から移住した人で阿部與作と言ひ延寶四年に逝去して居る、元和から延寶までは五十餘年も隔つて居るが、元和の開發當時に來られた人であるといふことは想像に難くない、外に高橋新助といふ人は今の高橋勝雄氏の先祖、佐藤與左衛門といふ人は近年死んだ佐藤丑藏氏の先祖だが(佐藤家は今茲に居なくなつた)何れも此の當時の移住者である、今の遠四軒の佐々木幾久治氏の先祖は、福島縣耶摩郡村澤村の人で豊後之介繁胤といひ、蒲生氏郷の臣で千二百石を領した人だが、蒲生氏が滅亡後歸農して善太夫と稱し寛永十七年當村へ移住したと系圖書にある、以上の四軒は四軒の元祖らしい、此部落の前を通る道路は四軒前のホイド泣かせと稱へ東濱街道の難所の一つだと言はれて居る、此所は崑嶽おろしの西風を眞向に受け、昔は夕刻になると狐が出没するなど可なり旅人のなやまされた所である。

4、峰、之は前にも述べた様に中津山の本源地である、峰は山の頂て高い所を意味するから平野の本村中で最高い所といふ意味から此の名稱が出たのであらう、嶺山は一の丘陵に過ぎないけれども本村にとつては唯一の高山で澤もあれば崎もある、昔から七崎八澤と稱へ、柴崎、鋳崎、檀崎、山崎、明神崎、馬場崎、石山崎及び袋澤、松澤、葦江澤、三去澤、大澤、漆澤、喇叭澤、長命澤などの名稱がある、此部落には八幡太郎義家の屯した陣が森、荷包、若宮八幡社、片矢等の舊蹟があり

美根山の暮雪、香積寺の晩鐘などの名勝もある、其外小倉、窪、山の神、澤田、御劔、堂前、檀の森、便酒屋敷、沼端、田端などいふ小名が澤山ある。

5、城内、別名館下とも言つて居る、之は往昔中津山長九郎の居つた中津山館のあつた土地なので此の名がある、館趾には今も空堀があり前面田地の圍には館前圍といふのがある。中津山氏の居たのは何時の頃であるか、年代は詳でないが、往年縣會議員阿部彦五郎氏が上仙の際、市役所の書記に中津山某と云ふ人が居るので其中津山姓をなつかしみ、先祖の事を聞いたら、昔桃生郡中津山といふ所に居た人が先祖で中津山長九郎といふ人だといふことがわかつたと話した。此の中津山館趾は白鳥神社の直前にある丘陵だが、それより少し東に最近の領主黒澤氏の居館がある、地方では尊稱して御館と呼んで居る、其南方の高所を御物見と稱へ昔は物見櫓が建つて居たさうである。白鳥神社への入口は御館への入口でもあり、此所に伊達吉村公直御繩張によつて築いた六十二萬封土中でも有名な升形がある、升形から御館までの通路は態と屈折をつけて直接に追手門が見えない様になつて居る之れは大名屋敷の特徴である。御館に關係した小字名に追手、裏門、馬場、矢の目等がある、馬場は軍馬訓練の場所であり、矢の目は黒澤氏が享保八年宮城郡鶴ヶ谷より轉封された時伊達家から名取郡矢の目御足輕二十人を御預けになつたので新に屋敷割をして此の人々を住ませたから此小字名があるのである。此の新屋敷は一門五畝づ、に南の方から割つて來て北端の喜内とい

ふ人の屋敷が割餘があつて六畝ばかりあつた。割餘りの喜内とは之を言ふのである。

6、新田、之は寛永九年伊達家に於て大野谷地三百町歩の開墾をした時移住民を募集して作つた新部落であるので此の名がある。小金澤氏の家に當時の開墾奉行であつた奥山大學の書いた高札の寫しがあるが、移住者に對しては農具種物等の給與の事から、前科御免の事まで書いてあるから色々の人が集つたに違がない。されば二藏三八のみが集つたのではない、可なり身分のある人て世々忍んで居た隠れ人が澤山あつたらしい。今系圖書を見ると偉い祖先を持つて居る家が少からずある此の區の東田圃の圍に三つ小屋といふ所がある、此所は此の地最初の草分地で開墾者の小屋が三つ建並んで居たので此の名があるといつて居る。此の時の三人は今新田の佐々木良助氏、大森葛治郎氏、給人町の田浦秀吾氏の先祖であつたと聞いて居る。此の大開墾の際發掘した金銅の觀音像が所謂草分觀音で新墾神社の本尊である。舊藩時代には此の町に伊達家の貢藏が置かれ本村地方は勿論桃生村地方の納石が皆此所に運ばれたので納入期には可なり賑つたさうである。此の御藏場が明治維新となつて不用になつたから明治六年創立の新田小學校は此の藏を假校舍として授業したのであつた。明治二十二年には此の町に村役場を設置して現在に及んで居る。

7、給人町 此所は大江堀の兩側に立ち並んで居る部落で國道から稍隔つて立てられた部落である、東濱街道は此の西に當つて居るので新田と神取の間を西街道と呼んで居る、此の地には俳諧及

長刀の名人遠藤曰人を初め齋藤、七宮、布施、石井、菊田、本郷、氏家、齋、宮野などといふ三百石内外の祿取り大番士、所謂御給人方が住んだ所なので此の地名が出たのである。明治維新の際伊達家が二十八萬石に減封せられた影響を受けて何れも零落現今此の階級の人で此の地に留つて居る人は一人もない。明治二十七年に孝子として縣知事の表彰をうけた宮野尙廣氏も御給人の一人である。此の地に北上川堤防缺壞によつて出来た鳴神沼がある此の附近一帯を吹上と稱へ此の時砂を吹上げたので名づけたと云つて居る。此の沼の岸に雷神社と新墾神社が建つて居る。大正十三年新田小學校に神取小學校を併合し新なる新田小學校が此所に改築移轉して今日に及んで居る。

8、山刀卷 今は地勢が大分變化して居るので一寸想像もつき悪い様だが、往昔佐沼川が此の邊を流れた頃非常に大きな渦巻があつて或る農夫が山刀を落した所が木の葉の様に巻き込まれた。それが評判となつて此の名稱が出来たと言つて居る。西街道から神取へ通ずる途中急角度の屈曲があつて車馬の通行に不便が多かつたが昭和五年之を改修して稍直線にしてから交通便利且つ危険がなくなつたので一般から喜ばれて居る。

9、神取、昔は香取といつた。葛西盛衰記に天正十八年濱海道深谷通り攻め寄せて來た木村彌市右衛門尉晴貞の軍を禦くべく、登米郡西郡の城主西郡左馬之助は和淵に陣を敷き、若し和淵の手破れ敵北上川を渡らば戦はんと東山の城主大原飛彈守は千七百餘騎を率ゐて桃生中津山香取に陣を取り

云々と書いてある。其他此の地を香取と書いた記録を種々の本で見受ける、葛西氏が下總から奥州に轉封せられてから、當地方開拓の爲めに先の縁故の地香取地方から連れて來た人々を住ませたのが此の地名の起原で、葛西家の尊信する鹿島神社の此の地に勸請されたのも此の頃であると思はれる。年代を経るに従つて神取と變化したのである。此の部落は元神取山の西北八反崎にあつたが天保三年此の地を開鑿して北上川の迂曲線を改修するに當つて現地に移轉したものである。八反崎の先端は西八反崎と稱し、對岸江合川の落口に數町歩の飛地となつて現存してゐる、此の西八反と短臺との境界は元の北上川の迂曲線て古川と云つて居るが今は堀の様に細くなつてゐる。神取町は寺崎に次ぐ昔の宿驛で今は郵便局があつて電話が開通し巡查駐在所もあり神取河岸前には本村農業倉庫の神取支庫が建つてゐる。神取山は山容猫の臥せるに似たので猫山とも稱し月の名所で中津山八景の一である、山中に鹿島神社、新墾神社、出雲神社等が鎮座し、西端には竹峰山林昌院がある、此寺の直ぐ前は前谷地村和淵へ通る神取渡であつたが昭和六年縣は關係地方の寄附を得て船橋を架げたので頗る便利になつた。寺の後方に館と呼ぶ小高い所がある、之は鈴木山城といふ人の居た古壘だと云つて居る。西北麓には萬徳地藏尊があり東南麓には神取小學校があつたが大正十二年廢校となり今は民家になつて居る、其少し後方に御殿と呼ぶ僅の平坦地がある、昔伊井直人といふ劍道修業者の居た所だと言傳へてゐる、猶此の山には七不思議などといふ色々な傳説もある。



10、高須賀、葛西清重の重臣に鷹須賀彌八郎教長といふものがあつた。清重の留守職伊澤家景と共に奥羽兩州鎮撫の任に當つた人で可なり重きをなされた人であつた。此の鷹須賀氏の子孫幾代目かは不明だが今の曲戸の地に住み此の附近を開墾して部落を作つたので此の地を鷹須賀と稱したが後人鷹を高と誤り現在に傳へて居るのだと言つて居る。高須賀の地は現在よりも餘程範圍の廣いもので昔は現在の高須賀を上高須賀といひ、大谷地村五十五人部落をば下高須賀と呼んだのであつた。葛西氏が天正十八年に滅亡して後は伊達政宗の所領となり寛政九年の大開墾によつて此の部落は益々開拓せられ且つ伊達家では此の地に足輕を配置して警備せしめ高須賀御足輕とて可なりの猛者連が揃つてゐたので有名だつたと言つて居る、新墾神社の神輿渡御の際には何時も警固の任に當り、横山不動尊の祭典にまで警固を依頼され、お祭りによくある喧嘩争論なども高須賀お足輕が來たとなるとこそく立別れる程恐れられたものだと言つて居る。外に十人組といふのがある、之は成田お足輕と五十五人お足輕との組お足輕で成田に四組五十五人に五組高須賀に一組を配置した一團隊中の一分隊である。五十五人の地名は此お足輕五組五十五人を配置後に出來たものである、戊辰戦争には此の地のお足輕は白河口へ向つたが、佐藤治三郎、金子徳治の二氏が戦死をした。此地には昔から色々な名士が出て居る。遠藤平四郎といふ武藝の達人があり、横山五郎兵衛といふ砲術の名手もあつた。最近では横山謙介といふ名醫が出て其子有伍氏は醫學博士で今仙臺に開業して居る。

此部落には自鬚神社、稻荷神社、八雲神社等が鎮座し、大正十二年には神取小學校廢校と同時に新田小學校の分教場を置き此部落の中央に新築されてゐる。此地の北上河畔は鮭の名産地で之を八反鮭と稱し其味美なるを以つて有名である。此地の西南に北上川を隔て、小金袋といふ飛地がある。之は昔江合川が屈曲して流れて居つた頃高須賀との連續地であつたが元和年間北上川改修の際横斷されたものである。今茲に廣淵水利組合の揚水機關が設置せられてゐる、此小金袋の周圍を川が流れたといふ一證にもなる傳説お菊塚といふのがあるが之は後章に譲る。

附、須賀に州所の意味あり、海岸河邊に其名を負へる所間々これあり、高須賀は案外多き地名なり、と鈴木文學士に教をうけた、之によつて思ひ起せば河邊海岸の砂原をスカバと呼んで居る、鷹來村海岸に濱須賀といふ地名がある、河に臨んで居る高須賀には高いスカバでもあつた時代があつて其名を負うたのではあるまいかと考へられる。

## 第二章 位置、地勢及面積人口

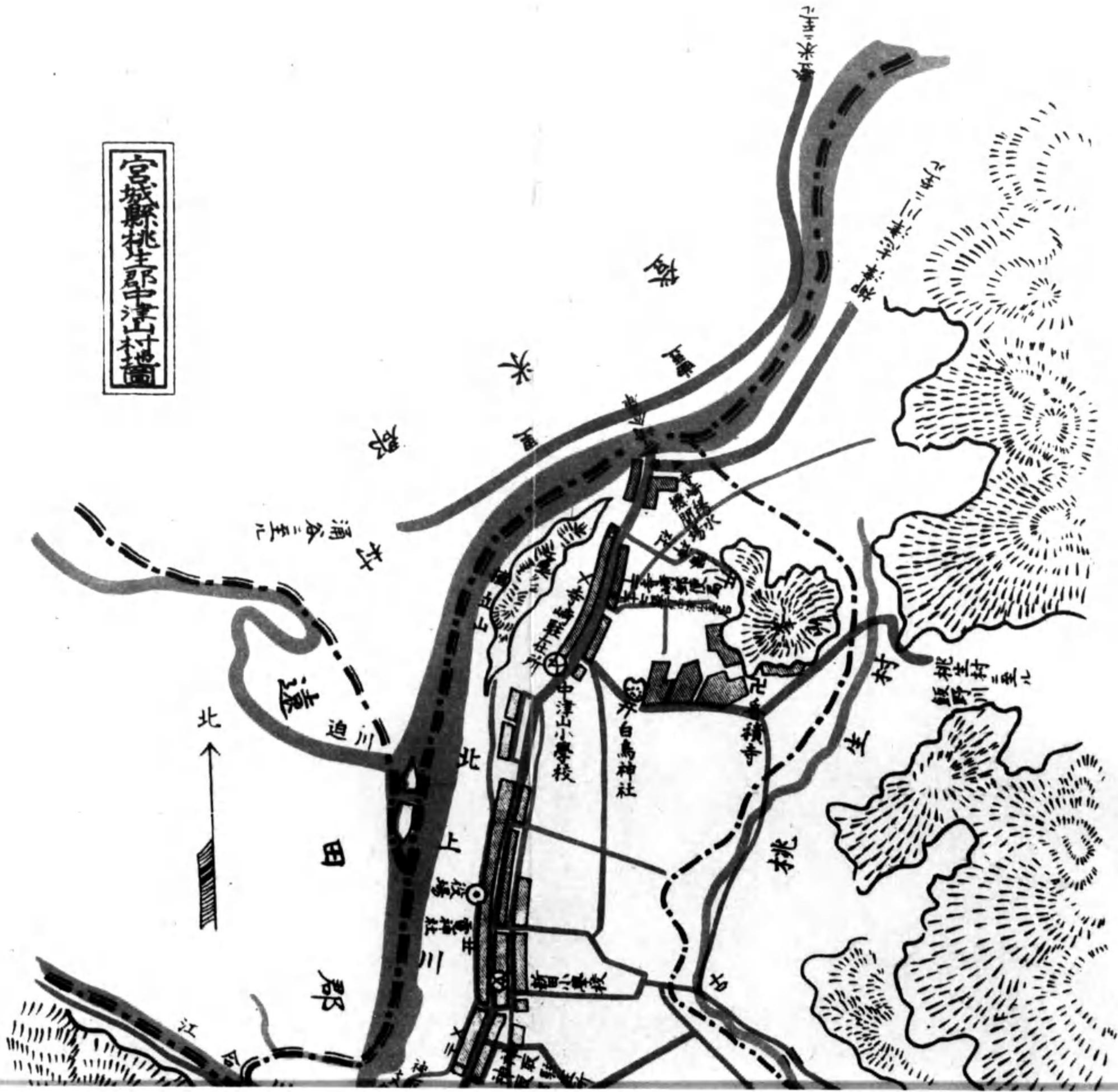
## 一、位 置

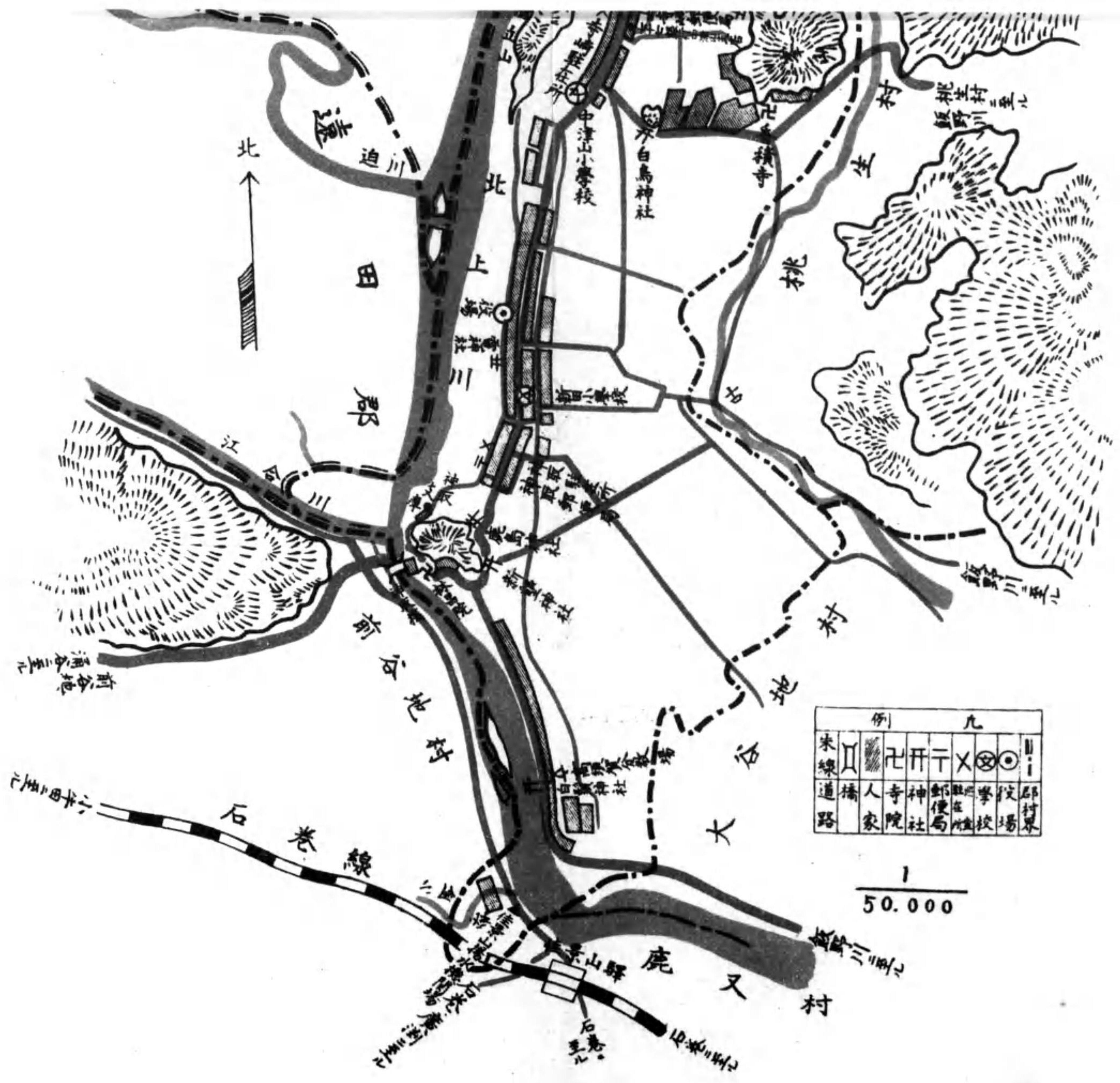
中津山村は桃生郡の北部に位し、仙臺を去る東北へ十六里、石巻線佳景山驛の北二里餘の地點に在る。東は桃生村に接し西北は一筋の北上川を隔て、登米郡豊里村と遠田郡寛嶽村とに對し南は本郡前谷地村と鹿又村との一角に相對し東南は本郡大谷地村と境を接して居る。

## 二、地 勢

本村一帯は土地平坦で著しい山岳がなく、唯東北部に嶺山と稱する小丘陵が起伏し、西南部に神取山が孤立して居るのみである。北西南部は北上川が圍繞し地形南北に長く東西に狭く所謂北上平野の一部で田圃開け唯一の用水路大江堀は北より南へ貫流して灌漑の便利よく地味亦肥沃である。北上川は舟運五十里南は石巻、北は岩手縣孤禪寺まで開け交通運輸に利便を與ふるばかりでなく用水灌漑の爲には實に本村の生命ともいふべき大切なものである。それは北上川改修の結果元和年中から使用して來た柳津大溜池の水路が遮斷され大正九年から寺崎船場へ揚水機關を設置して北上の

宮城縣桃生郡中津山町圖





例		凡	
米線	川	田	山
道橋	人	寺	神
路	家	院	社
		局	局
		校	校
		場	場
		界	界

1  
50.000

水を汲み揚げ中津山村八百町歩の灌漑を司つて居るからである。

### 三、面積

本村の廣袤は東西一里六町南北二里十八町で、面積は約二方里ある。之を土地の種類によつて區分すれば次の表に示すやうになる。

土地の種類	宅地	田	畑	山林	原野	官有地 其他	合計
面積	二〇七坪	八八町	二四町	四町	五町	六町	一、三七歩

### 四、人口、戸數

本村の人口戸數を主なる年度に於ける生業別に調査して見ると次の表になる。

年 度	人 口	戸					計
		農	商	工	其他	計	
明治三十年	五、一七一	三三七	七三	三三	三三	七六〇	
明治四十年	五、六〇三	四三三	八	四	三	七六八	
大正五年	四、九六六	四一六	二〇〇	三	二七	七六三	
大正九年	四、九〇一	四七〇	九	四	一五	七八四	

第二章 位置、地勢及面積人口

大正十四年 五、三〇  
 昭和三年 五、五八  
 昭和五年 五、六四

四七九  
 四七五  
 四四四

一五九  
 一四〇  
 九

五  
 五  
 三

一四九  
 一四  
 二七

八五  
 八〇  
 八三

國勢調査ノ結果

之を更に各部落別に分けて見ると次の様になる、昭和五年十月一日國勢調査による

區	人口	戸					計
		農	商	工	其他	計	
寺崎	九三	五九	四	三	三	一五	
中津山	六九	六	七	七	八	一〇	
新城内	七六	一〇二	二	六	七	二七	
新田	八五	九	四	一三	三	二五	
給人町	六七	七	九	五	四	二〇	
神取	八二	九	三	四	六	二三	
高須賀	七八	七	二	四	四	一五	
計	五、六四	五四	九	三	一七	八三	

### 第三章 産 業

#### 一、本村の主産業及副業

本村は北上平野の一部に屬して居て、土地肥え田畑多く水利亦便利であるから、住民の大部分は農を以て主産業として居る、縣道に沿ふた舊宿驛、寺崎新田神取等には商工業者もあるが主に村内の需要に應ずるに過ぎないから大した發展もして居ない、そして農業兼務も多いので全戸数の八割は農家であるから先づ純農村といつてよい。従つて其産物も米麥豆の類を主とし、副業としての養蠶養鶏も近來非常な進歩で年々其數を増して行く傾向である、其他野菜の栽培、菓細工其他の工藝品も漸く勢を得て來たが其販賣に其貯藏に其處理に改良進歩の餘地があるだらう、昔から相當名を得た産物に館下の手挾、新田の茄子給人町の梨高須賀の八段鮭等がある、之等も最少し進歩發展の餘地があると思ふ、次に之等産物の産額表を掲げて其進歩發達の經路を眺めて見よう。

#### 二、主要産物の年産額表

年 度	米	麥	大豆	桑	繭	鶏	食用農産物	果實	菓細工	雜品	計
大正二(量)	一四、四四石	四、五四八	一、三三	一、七、九七	五、〇〇	四、六四	七、〇八	四、八四	一、六〇	七、〇	二四七、五六
大正二(價)	一六三、四八四	二四、五二八	九、二六八	一〇、三五八	二五、三〇〇	四、六四	七、〇八	四、八四	一、六〇	七、〇	二四七、五六

大正六年	量	一五、五八九	三、六〇〇	一、二四四	一五、一三五	五、四八一	一、五〇二	一、三五〇	七二二	三、六、〇一九
	價	三、四三六	二九、八〇六	一、七二二	二、四、九八二	二、七、四四五	六、九一	一、四、六七一	一、五〇二	一、三五〇
大正一〇	量	一七、八〇六	三、五五六	一、七八二	一、四、二五〇〇	七、八八八	一、四、二〇〇	三、三、四四	五、五、四四	三、四、六八
	價	五、五、六八五	三、四、七八	二、三、一六	三、一、四〇〇	五、一、六〇四	一、四、二〇〇	三、三、四四	五、五、四四	三、四、六八
大正一四	量	一五、五九七	三、六六七	二、〇四〇	一、八、五〇〇	九、三七八	二、九八	三、四、〇四五	一、〇、〇〇〇	二、八、〇〇
	價	五、六、一三三	四、九、三三四	三、四、六〇	五、五、五五〇	八、五、九五	二、九八	三、四、〇四五	一、〇、〇〇〇	二、八、〇〇
昭和四	量	一六、一九七	三、二四六	一、三〇〇	一、六、四三〇	九、六、六六	一、四、七三三	二、七、六四九	三、九、二〇〇	四、一、二〇〇
	價	四、九、八四〇	二、八、六四二	二、〇、二〇〇	三、三、〇三六	六、〇、五〇六	一、四、七三三	二、七、六四九	三、九、二〇〇	四、一、二〇〇

備考 前掲農産物價格は其年度により相場が異り又同年度内に於ても藪の如きは春藪と夏秋藪とによつても違ふから同一率に見ることは出来ない。唯産出の量は動かない數であるから注意して御覽を願ひたい。又北上川の鮭及其他漁獲物等もあれど調査不明につき略した。

### 三、主要産物の販路

米麥等の穀類は主に石巻方面との取引であるけれども、信用組合農業倉庫設置以來東京市場と直接販賣をする様になつた。藪は石巻涌谷方面との取引が多かつたが、近來は信州方面から山重、笠原、片倉などといふ製糸家が直接乗込んで來て買占めて居る。又最近は藪出荷組合が組織せられて大量販賣を爲すべく極力村に於ても之を奨励した結果其販賣も安全有利となり、漸次之を利用するものが多くなりつゝ、あるは喜ばしい現象である。鶏及卵は地方商人が買ひ集めて主に涌谷方面へ販賣して居たが、大正十二年養鶏組合が組織せられてから大量販賣を行ふ様になり漸次安全有利なる

販賣法に進みつゝ、ある。野菜は近年白菜を奨励して居るが仙臺白菜の聲價は東京市場に名高くなつて來たので、村農會と相提携して昭和四年度城内に白菜出荷組合を組織し、帝國農會の斡旋を受け關西方面に出荷して頗る有利に販賣したのである、そこで昭和五年には更に組合を擴張して大量生産をやつたが時恰も不景氣風の襲來をうけて失敗に歸してしまつたのは遺憾であつた。併し一度の失敗に挫折することなく之が回復に努力することが肝要だと思ふ。

### 四、本村の主産業と水利

#### 1、用水

本村の用水は從來から北方普通水利組合の管理に屬する本吉郡柳津町地内締切沼と稱する溜池を以て唯一の水源として居つた、此他用水設備として所々に田待井を設け田面に雨水又は河水を注入して蓄水し或は北上川増水の際悪水樋管を利用注入して用水の補充を爲して居つたのである、然るに締切沼は面積約八十町歩にして平均貯水深さ六尺其水量僅に水利組合關係町村の所要水量六日分に相當するに過ぎない夫れ故に年々用水の不足を告げ下流の如き殆んど満足の收穫を見る事が出来なかつた、殊に大正八年の大旱魃に際しては其被害最も劇甚を極め、切沼の貯水量例年の半にも達せず村内所々の田待井は一滴を止めぬと云ふ様の状態であつて加ふるに北上川の渴水により逆水を

注入するの機会がなかつた爲村内に於て二百餘町歩の移植不能地を出すの慘狀を呈するに至つた。茲に於てか若し用水を現在の儘に放置し何等施設する所なくして再び如斯災禍を見るに至つたならば其被る所の損害幾何なるを知らず、一日も速に用水の安定を得るの方途を講ずるは實に焦眉の急なりとの議が各所に起り、先づ水利組合が主となり數次組合關係町村と協商を遂げ新に中津山、桃生、大谷地、飯野川の一町三ヶ村より成る耕地整理組合を組織し灌漑用揚水機を設置し之に依りて早害を除去せんとするの計畫を立てたのである、そして大正八年十一月北方耕地整理組合組織の認可を得組合地區の地勢と北上川水位の關係とに依り左の四ヶ處に揚水機を設置し爾來屢々大正八年に劣らざる早害に襲はるゝことありたれど揚水機の設置によりて用水潤澤となり上下流共殆ど用水に不足を告げることがない、隨て近年著しく米作の改良增收を見るに至つた。

桃生町大字倉坪

中津山村大字寺崎字一里塚

大谷地村大字越字五十五人

飯野川町大字成田

柳津町締切沼は將來北上川改修工事の完成によりて其用水路を遮断せらるゝのであるから新に用水源を求めねばならない。現在の揚水機は永久的施設ではない用水附帯工事の完成に伴ふて其目的は消滅するのである。今政府の附帯工事計畫を見るに飯野川町相野谷地内新川に設置せらるゝ、可動

堰に依る堰上水位で、上四一米を利用し右岸堤防に第一第二兩樋管を設置し用水を取入れ北方普通水利組合区域内一千八百五十五町歩を灌漑せんとするのである。

第一樋管(柳津町平)により灌漑する反別は六百町歩で、其内自然流下灌漑不能區域の五百六十町歩は揚水機を設置し機械力によつて揚水し、在來の水路を自然流下せしめ灌漑するもので北上川の高水時は自然流下により灌漑し得る装置となつてゐる、殘四十町歩の用水は第一配水路を自然流下せしめ灌漑せんとするものである。

第二樋管(桃生村山崎)により灌漑する反別は一千二百五十五町歩で、全部第二配水路を自然流下し灌漑せんとするものである。

## 2、排水

村内耕地の排水は其排水幹線たる古川によりて追波川に排除せらるゝのである、されど古川は村内の最低部を貫通し勾配極めて緩慢であつて河床隆起の部分多く上流よりの洪水量を快通することが出来ない爲に悪水氾濫湛水して屢々下流との水争を惹起し明治三十二年洪水の際の如き大谷地村民と村界に相對峙し互に暴力を以て悪水の流入流下を争て一大騷擾を醸したことがある、此の一事を以て見ても排水が如何に不良であつたかを窺知するに足る、且北上追波兩川の洪水位は附近地盤に比し著しく高く長時間繼續し其被害は單に耕地ばかりでなく人畜に及ぶこともあるので北上川は



明治四十四年度江合川は大正六年度より夫々改修工事に着手せられたのである、幸、北上川は昭和六年度を以て完成したが此新川の掘鑿によつて受ける恩恵は莫大なものである、即ち従来古川に流入したる本吉郡柳津町及本郡桃生村等の各山間溪谷より流下する山水は北上新川によりて排除せられ又北上改修工事に伴ふて起したる古川下流に於ける樋門及水路の變更即ち在來水路の右岸改修新堤に達する點より新堤に沿ひ水路を開鑿し大谷地村宇湯場山に樋門を新設し同村川上に於て追波川に放水するの附帯工事は昭和二年四月着手同五年八月竣工したのである、之が爲め排水は従前に比し著しく良好となり被害程度を減少するに至つた、されど地水排除の幹線たる古川の根本的改修をやらなければ徹底的農業水利の改善を期することが出来ないのて更に現古川の上流より地盤の高き部分を新に掘鑿し上流地域排水の低地に流入するを防ぎ將來洪水位の最低なる追波川分岐點に導き又一方従來の古川により低地排水を司らしめ以て耕地の被害を一掃せんとするの計畫を立てたのである、之を昭和四年度より三ヶ年度繼續事業として既に下流より着手して居る其事業費總額四十萬圓である、今其計畫の概要を記せば左の通りである。

古川上流部流域に對しては中津山村に於て新川古川により二本堀を擴張し大谷地村舟場に至り北上川に排除せしめ中津山村新川以西大江堀以東の悪水は新川に設けたる伏越筒により舊古川に排除せしめ新川右岸耕地の排水と共に舊古川により追波川に排除す。

大江堀以西の宅地及畑地の悪水は大江堀により神取山麓に於て新古川に排除す新川右岸の耕地は高須賀堀西田堀及新川により北上川に排除す。

將來之等の事業完成するに至らば用排水は従前に比して著しく改善せられ、耕作の安全と生産の増加を期することが出来ると思ふ。

## 五、本村の産業獎勵機關

### 1、中津山村農會

#### イ、沿革

明治三十二年四月農會法が發布せられた翌三十三年四月一日本村農會は創立せられ、事務所を本村役場内に置かれたのである。時の村長阿部彦五郎氏を會長に神取鈴木松三郎氏を副會長に推し、農民相互の研究機關として又農民の直接指導機關として將又本村唯一の産業獎勵機關として陣容を整ひ、大に活動する所があつたけれども、何分にも僅少の經費豫算であつたので思ふ存分の事業經營の出来ないのを遺憾として居たのであつた。大正六年四月農會令が布かれると同時に専任技術員を置くことになり、農業一般の經營法から實地耕作の直接指導に至るまで鋭意農民の開發に盡力したため本村の農業は漸次面目を改め、一段の向上進歩を見るに至つたのである。今試に筆者の記憶

を呼び起して見るならば思半に過ぎぬものがある。即本村農會創立當時の明治三十二年頃の米作が反歩二石の收穫を得たならば先づ鬼の首といつてもよかつたらうと思ふ。それを今日の三石乃至四石の收穫に比べて見たならば實に隔世の感である。大正十二年農會法改正と共に益々之が普及發達を獎勵した結果。會員數は一千名に達し經費豫算も年額三千餘圓を計上して益々事業の擴張を圖り以て今日に至つて居るのである。

ロ、本會の事業概況

(一) 講習講話會の開催

(A) 名士招聘講演會 (B) 指導地に於ける現地講話 (C) 家庭巡回指導

(二) 水稻採種圃の設置

本縣獎勵優良品種の普及發達を計るため三反歩の同圃を設け其生産の原種を一戸當り三升の割を以つて無償交附をして居る。

(三) 水稻肥料配合指導地並に同上品種比較試験地の設置

村内十四ヶ所に之を設置して其研究指導に便ならしめて居る。

(四) 副業の獎勵

農閑期の餘剩勞力を利用することは農家經濟上の必須要件であるので本會は特に各種事業別に之

を組合組織となし之に若干の補助金を與へ其發達を助成しつゝ、ある其主なる團體は次の通りである

(A) 中津山村養蠶組合、(B) 同繅製作組合、(C) 同神取製繩組合、(D) 同高須賀農産組合、(E) 同箱下小作公益組合、(F) 同移出白菜出荷組合、五ヶ支部、(G) 同養鶏組合

(五) 病虫害の驅除豫防

之が驅除豫防方法に就ては、技術員をして實地指導をなさしめ藥品は必要に應じて毎戸に無償にて交附し或は小學校と連絡して兒童を利用し螟虫及蛾を捕殺する等其驅除豫防に努めて居る。

(六) 優良種苗の購入

優良種苗の普及と相俟ちて生産能率の向上を計らん爲、仲介斡旋の勞を執り希望者の爲に其購入配附等をして居る。

(七) 農事視察

百聞の理解を一見によつて確實ならしめようと毎年二十名内外の視察員を會員中より選抜して他府縣先進地へ派遣し農業に關する經營耕種の狀況を視察させ、農民の眼界を廣めると共に之に必須なる智識技能の伸展を圖りつゝ、ある。

(八) 品評會の開催

之は毎年の固定行事の如く開催するものあれば亦臨時獎勵の爲に開催するものもあるが其主なるも

のは次の様なものである。

(A)永稻立毛品評會、(B)堆肥品評會、(C)各種副業品品評會

(九)堆肥舎の建築獎勵

堆肥即自給肥料は農家經濟上からも耕種栽培上からも必要缺くべからざるものである事は論ずるまでもないのである。そこで本會は一面金肥の節約を計るべく、一層堆肥の品質を改善して其肥效を大ならしむる爲に堆肥舎の建築を獎勵し之が建築者に對しては、同建築補助規定に據り一棟につき金參拾圓の助成金を交附して居る。

ハ、歴代會長副會長及技術員

代 會 長	副 會 長	技 術 員
一 阿部彦五郎 自明治三、四 至同 三、二	鈴木松三郎 自明治三、四 至同 三、二	門馬正五郎 自大正三、四、一 至同 三、三、二、五
二 鈴木松三郎 自明治三、二 至同 四、六	阿部彦五郎 自明治三、四 至同 四、六	柴田正 自大正三、四、二、三 至同 二、四、三、二〇
三 佐々木 傳兵衛 自明治二、六 至同 三、三	同	遠藤養治 自大正二、四、六、一〇 至同 三、三
四 遠藤冬治 自明治四、四 至大正九、四	同	同
五 阿部彦五郎 自大正九、四 至大正五、四	末永善左衛門 自大正九、四 至昭和二、四	同

六 末永善左衛門 自昭和六、四 西條軍一郎 自昭和二、四  
現職

2、宮城縣穀物検査所中津山村派出所

1、沿革

産米検査は明治四十一年から開始せられたが、其當時は地方に於て検査員としての適材を得るに困難であつたし他から輸入するには財政上の關係もあつたので、地方の篤農家を検査員に囑托して検査を施行せしめたのであつた。當時村農會の發達も微々たるもので技術員もなかつたから、米検査員は實に地方に於ける農事改良獎勵の中心機關であつた。其後社會は駿々として進み、無資格者に甘んずる事が出來ず、一定の資格試験合格者に對して一ヶ月以上の實地講習を行ひ其成績により縣吏員に任用して検査を施行せしむる事となつたのである。縣は大正十一年から此施設を爲し、検査員の素質向上と待遇改善とを圖り以て検査の嚴正統一を期して居るのである。是より検査員は縣の派遣によつて村に駐在し事務所を村役場に置き、宮城縣穀物検査所の大看板を掲げ、生産者の申請があれば何時でも出張検査を行ふことになつて居る。

ロ、歴代検査員

(一)囑托制時代の検査員

門馬正五郎 成澤慶一郎 鈴木忠三郎 鈴木善三郎 千葉泰胤 石川正雄 星幸一郎 守屋藤八  
第三章 産 業 二九

佐々木美代治 高橋達

(一) 專任制以後の検査員

初代高橋守治(大正十一年四月一日就職)二代氏家公(大正十三年四月一日同)三代伊藤繁男(大正十四年十月十日同)四代門馬政己(大正十五年七月一日同)五代岩淵穩治(昭和二年五月一日同)六代千葉章(昭和二年七月十五日同)七代高橋壽(昭和四年四月一日同)八代伊藤練太郎(昭和四年十一月一日同)九代高橋幸之進(昭和四年十一月一日同)

第四章 交通運輸

一、陸路

1、東濱街道と自動車の交通

本村を南北に貫通する唯一の縣道たる東濱街道は從來交通機關の設備がなかつた時代は頗る不便であつたが、大正十五年自動車を通る様になつてからは南は佳景山驛に、北は柳津志津川方面へ數臺の自動車が一日數回佳景山驛から各列車に連絡する様に往復し、其交通が非常に便利になつた。昭和四年からは更に貨物自動車が石巻本村間を交通する様になつて、運輸上にも頗る利便を與へて居る。他年の宿望であつた神取舟場の架橋も愈々實現し、昭和六年夏縣は工費六千圓の豫算で關係町村の寄附により、米谷の舟橋を修理して茲に架してより一層の便益を得て居る。

2、自動車の發着時間

上リ自動車時刻表 (太字ハ午後)

志津川發	折立發	荒町發	横山發	柳津發	寺崎發	和淵發	接續列車 佳景山着
					五、三〇	六、〇〇	上 六、三七
							下 六、五六

下リ自動車時刻表 (太字ハ午後)

佳景山發	和淵發	寺崎發	柳津發	橫山發	荒町發	折立發	志津川着
七、三〇	七、二〇	七、五〇	七、五〇	八、五〇	九、三〇	一〇、〇〇	一〇、三〇
一〇、〇〇	一〇、二〇	一〇、三〇	一〇、五〇	一一、一〇	一一、四〇	一二、一〇	一二、三〇
一二、〇〇	一二、二〇	一二、三〇	一二、五〇	一、一〇	一、四〇	二、一〇	二、三〇
二、〇〇	二、二〇	二、三〇	二、五〇	三、一〇	三、四〇	四、一〇	四、三〇
三、〇〇	三、二〇	三、三〇	三、五〇	四、一〇	四、四〇	五、一〇	五、三〇
四、〇〇	四、二〇	四、三〇	四、五〇	五、一〇	五、四〇	六、一〇	六、三〇
五、〇〇	五、二〇	五、三〇	五、五〇	六、一〇	六、四〇	七、一〇	七、三〇
六、〇〇	六、二〇	六、三〇	六、五〇	七、一〇	七、四〇	八、一〇	八、三〇
六、四〇	七、〇〇	七、〇〇	七、〇〇	七、〇〇	七、〇〇	七、〇〇	七、〇〇

3、同賃金表

佳景山	和淵	神取	新田	寺崎	柳津	志津川
10	10	10	10	10	10	10
25	25	25	25	25	25	25
30	30	30	30	30	30	30
90	90	90	90	90	90	90
250	250	250	250	250	250	250

(回数券發行)  
 拾錢券二拾枚綴九拾錢、  
 同五拾枚綴貳圓貳拾錢、  
 佳景山和淵間學生定期一ヶ月參圓五拾錢、  
 同神取間同四圓也、  
 同寺崎間同四圓五拾錢、  
 定期券及回数券ハ運轉手ニ申込メバ求メラレル

4、主要地への里程

桃生村	鷹來村	野蒜村	豐里村
一、三四	五、三三	七、三三	一、三三
大谷地村	廣淵村	二俣村	登米町
二、〇四	三、〇三	四、〇〇	四、三三
前谷地村	橋浦村	大壠村	志津川町
一、三五	六、〇八	四、二七	七、三〇
十五濱村	鹿又村	宮戸村	柳津町
八、〇四	二、二五	九、〇四	二、二八
赤井村	須江村	小野村	石卷
四、〇二	二、三二	六、一三	五、三〇
北村	飯野川町	大川村	佳景山
三、〇三	三、〇五	六、二四	一、三三

第四章 交通運輸

5、鐵道便 佳景山驛より

驛名	哩數	三等賃金	驛名	哩數	三等賃金
石卷驛	六七	六 <small>錢</small>	仙臺	三七、八	九 <small>錢</small>
小牛田	一〇七	元	東京	二五、五	四、八 <small>錢</small>

二、水路

1、北上川と水運

本村の北西境を洗つて流れる北上川は元和三年の開鑿で伊達相摸の設計になつたものだと言つて居る。此の川は元柳津から南飯野川の方へ流れたものであつたが其當時は水勢が非常に急で舟行不便であるため、特に迂回して迫川へ合流させ舟運の便を計つたのであるから、水流緩て洋々たる水上を眞帆片帆、風をはらんで上る様は詩的であり亦長閑なものであつた。そして下は石巻、上は登米、一關方面へ往復して居たから實に此川は地方運輸上の大生命であつたのである。明治時代になつては帆かけ船が蒸氣船に變り、大正時代には發動機船といふ様に運搬機關は變化しても相變らず流域地方の貨物を運輸して沿岸民に至大の便益を與へて居る。

2、汽船航路及汽船の發着賃金等

北上川の汽船航路は、石巻港を基點として上流鹿又、和淵、神取、新田、赤生津、柳津、登米、

米谷、西郡、岩手縣孤禪寺まで行つて居る。石巻を發航する汽船は一日二回で午前は五時半頃、午後は一時半頃、石巻を發すると本村寺崎着は午前は十時、午後は六時頃である。下りは午前八時頃で賃金は大人一人寺崎から石巻まで四拾錢位である。

## 第五章 政治

三六

### 一、沿革

#### 1、舊藩時代の概況

##### イ、郡方役人

藩制によれば民政は郡毎に置かれた代官屋敷と稱する役所で取扱はれたもので、藩士から代官一人郡方横目役一人を指下置き兩役申合せて民政諸般を處理したのである。けれども兩役各々其主管を異にし郡代官は専ら租税人別等乃ち徴税戸籍等の事を掌り、郡方横目は代官以下並に郡村民の正邪を檢索するもので即司法警察の事に任じたものである。代官の下役には、普請方一人、穀方一人又は二人、山林方一人其他合せて七八人の役人が詰合ひ、普請方役人は土木事業、穀方役人は農事、勸業、山林方役人は林業を各分擔して事務の處理をしたものである、そして代官の上には郡奉行といふ上役があり郡内全般の民政を總攬したのである、郡奉行は平素は郡村に詰合はず春秋の兩度郡内を巡視して耕耘の精不精百姓の患難を察し、鰥寡孤獨を恵み、孝子節婦を賞し、秋は其作毛を檢見して貢納賦役の率を改變する等の諸事に當つたのである。勿論年兩度の來郡は定例となつて

居るけれども、郡村に不時の出來事があれば代官からの稟申に基いて來郡し事務を辨いたのである、其外他領出入の境界取締の爲め境横目、河川並に海岸の通船取締の爲に石改役を置いたのである、之等の役人は當時の官宅たる御割長屋に居住して居たのである。

##### ロ、村方役人

村方諸役人に大肝入、肝入、組頭、檢斷、村年寄、判肝入等があつた、大肝入は代官所區域内に數人を置き其代官所轄内を管轄して代官會所に出仕したものである。肝入は村の大なるものには數人を置き、其小なるものには數村に一人を置くこともある、檢斷は驛場毎に一人を置き組頭は戸數五戸に一人を置いたのである、維新の際には大組頭といふものを置いたこともある。

大肝入は部内を總理し、兼て行政警察司法の事を掌り、肝入以下を指揮監督して其進退を代官に具狀し手代以下の進退を專行したのである、又諸税金を取まとめて送納し部内一切の經費を支出徴集したのである、又町村共有財産を監視し村備荒蓄穀等を管理し、土木、山林、戸籍等の事を掌つた。官より諸布告達等あれば部下に公示し、且つ人民の諸願届書に奥書をしたものである、犯人は之を下調して之を代官に移したものである、但し大肝入の犯人糺彈は平民に限られたのである、或は無告の民を救助し、孝子、義僕、節婦並に其成績顯著なるものは賞與の事を具狀し、時命により郡内追放の刑を宣告したものである、四季或は隨時に部内を巡視し農作の景況を具申し、郡内に他藩

と關係の事ある時は其藩吏と對應處辨し、民事上檢視を要することあれば代官の職務を代行する等其權限が頗る廣く役料として草高五貫文の外に一ヶ年補金として金七兩を給せられたのである其配下の手代は手當金一ヶ年拾兩で増手代は五兩、締役は拾兩、増締役は二十日につき金一步を供せられ大肝入勤仕中は苗字帶刀麻上下着用、妻子共絹袖着用藩中目印の提灯鞍馬を指免されたのである。

肝入 は大肝入の指揮に従ひ、其部内の事務を總理したのである、部内の貢米及雜税を徵集して之を大肝入に送納し、部内戸籍に係る事を掌り、兼て戸主印鑑簿を作り、牛馬籍をも調査したのである。又大組頭以下を指揮監督して其進退を代官に具狀し、土工事に關する目論見書を作つて之を代官に具狀し、部内農作の景況を調査し之を帳簿に調製して、代官所に送り諸願届に連署し、諸税に關する帳簿を調製して代官所に進達し、部内無告者及奇特者の有無及景況を具申したのである、肝入は又便宜手代を置くことが出來た、給料は四錢懸粉付草高一貫文から本代四拾文、今代にしては二百文村償取立二季に給せられ、外に補金として一ヶ年金一兩二分を二度に村償中から給せられたのである。

組頭 大組頭は肝入の指揮をうけ土木に關する事及諸納米金の督促に従事し、其他組内の沙汰故障等を説諭動靜したものである、給料は年給金一兩外に傳馬歩役、長男(十五年以上六十二年以下)の男家族を云)歩役を免除せられた。組頭は凡そ五戸毎に置かれ、法令を組内に傳達する事及組内

に係る一切の事務に従事したのである、宿驛は宅地半軒地へ賦課する傳馬役夫(使者奉行と稱す)及直出人足を免除し、村方は肝入方にて召使ふ役夫及直出人足出働等を免除した。

檢斷 は驛内の取締を擔當し、吏員及各藩士卒通行の際等は、人夫傳馬繼立等の事を周旋し、其他一切驛傳の事に従事したから諸荷物を他村に遞送するには檢斷の檢査及送狀を要したものである又驛内諸願届書を大肝入に進達し、判肝入兼務の際は諸商人を取締つたものである。給料は一ヶ年一貫文を夏冬二季に給し、外に所有地一軒地の傳馬歩役を免除された、又戸毎から人足一人此代五拾文(村償)並に筆紙墨料を給せられたものである。

年寄 は町村内の取締役で村内利害に關する事故ある時は肝入檢斷の指揮に従ひ 之を評決處理したものである。

判肝入 之は諸營業者の等級を調査し諸税を徵集する等凡て商業に關する事務を掌り、河海沿岸の地では他國及他郡村から入津する船舶を檢査したものである。

## 2、明治初年の概況

御一新當初は役人の名稱も暫く舊藩時代の通りに襲用したが、明治三年十月大肝入を郡長、肝入を村長、年寄を副村長、大組頭を百姓代、組頭を伍長等と改稱し、明治五年には郡長を戸長、村長を副戸長、副村長を副戸長並なんと改め、明治六年郡村を大小區に分けて治める様になつたので更



に戸長を區長と副戸長を戸長と副戸長並を副戸長と改正したりして大分複雑な變遷があつたのである。明治九年には又宮城縣管内を五大區に大別し、又之を小分して六十八小區とし、大區に區長一名、戸長三名内一名は區長代理兼務外二名は各小區から輪番に出頭せしめたものである、外に書記使夫等を置き、小區には戸長、副戸長、村扱、村扱補等を置いてあつた、明治十一年大小區制を廢止して郡村制となり、郡に郡長、村に戸長を置く様になつたのである。之れより先管下各町村は便宜により廢合或は聯合すべき命令があつたので數ヶ村の聯合戸長役場が置かれたのであつた、寺崎に聯合村戸長役場の置かれたのは此の頃の事である。明治二十一年新に市町村制の公布があり、翌二十二年四月から實施せられて現在制となつたのである。

### 3、町村制實施後の概況

新に町村制が實施せられて聯合村が分離し、或は併合せられて新なる町村が造られ、戸長の名稱が廢されて村治の總覽者を村長と云ひ、之を補佐するものを助役専ら會計事務を掌るものを收入役と稱し、以上三役は村治上の重役で其下に數名の書記を置いて諸般の事務を分掌して居るのである。明治十一年に大小區制が廢止され、町村の監督官廳として置かれた郡役所も大正十年の法律で廢止の事となり、大正十五年六月三十日を以て之を撤廢し、之より町村は縣の直接監督を受ける様になつたのである。

## 4、歴代村統治者

### 1、舊藩時代

舊藩時代には本村が數箇の小村に分離して居た關係もあり、且つ記録の存するものが少いので、一々明瞭にはわからないが、今其聞き得た一部分を書いて後世の参考にする。

寺崎村 是は渥美、若山等の諸家に肝入及檢斷の職を務めた人が多く、孝婦仲の父新藏が肝入兼檢斷であつた事が賞狀の肩書に見え、遠藤曰人の弟子であつた俳人守口は寺崎村肝入兼檢斷渥美正兵衛の子であるといふ記録もある、安永五年に寺崎風土記を御書上したのは檢斷三之助とある、維新前後の肝入は立花善五郎であつた事は老人の話でわかつた。

中津山村 本郷開發當時の元和年中は喜左衛門といふ人が肝入であつたが、其子孫はどうなつたか一寸調がつかない。次の肝入は高橋、佐藤右衛門といふ人で寛永年中から寛文年中まで勤務したとある。其子孫は代々世襲的に肝入を務め明治維新近くまで續いたのである。此家は町屋敷高橋家の大本家で屋敷は今の清水喜十郎氏の居る所である、其後の山内徹氏の屋敷も其前の前高橋稔氏の屋敷も其分家屋敷である、明治維新近くの肝入高橋善吉、其子律之助などは分家筋の人である、維新前後の肝入に峰の高橋徳太郎、町の千葉良平といふ人がある。

新田、神取、高須賀は中津山村の端郷であるが肝入は別々に立つて居たから獨立村同様であつた。

新田開發當時寛永年中の肝入は大森家の先祖左内三浦家の先祖又右衛門といふ人で、佐々木良助氏の先祖十右衛門といふ人は檢斷役で各三四代繼續勤務した記録がある、左内其子四郎助などいふ人々は拔擢されて大肝入役を勤務したとある。其後飯塚家からも代々肝入が出て居る、中でも源左衛門といふ人は敏腕家で土木の事にも精しく、登用せられて桃生郡北方大肝入となり、文政十一年から七年間勤續、苗字帶刀麻上下絹紬着用鞍馬御免になつたといふ記録は同家の系圖書中に明記されて居る、飯塚源兵衛、同林兵衛などいふ人は維新近くの肝入で、同源助氏は維新後の肝入で引續いて戸長となつた人である。

神取の肝入は、鈴木家、阿部家から出て居る、今の鈴木惣兵衛氏祖先同名惣兵衛、阿部義隆氏の祖先彌内などいふ人々が其職に在つた事は墓誌や古老の言によつて明瞭して居る、新田の佐々木良助氏の祖先權之丞といふ人は新田町の檢斷で神取町の肝入を兼務したといふ正徳六年の記録を現に同氏が所持して居る明治維新前後には新田の今井善左衛門氏が神取の肝入を務めた事は諸種の記録にも見え老人の記憶にも新なものである。

高須賀村、ては大沼某の家が永く肝入を務めたさうだが、今は其子孫が當地に居らず年代等も明瞭でない、天保九年からは今の遠藤冬治氏の祖先新七郎といふ人が肝入となり、其子與左衛門孫貞助と三代繼續して之を務めて居る、明治維新後も右貞助氏が繼續の形で、副戸長、戸長、村扱等

を務めた書附が同家に現存して居る。

ロ、明治維新後

明治維新から明治二十二年の町村制實施以前までは、制度の變遷が甚しく且つ村の併合分離聯合等各種の變化が多かつたので、纏まつた記録もなく之又正確を缺いて居るけれども、舊藩時代のに比すれば稍明瞭であるから左に之を表示して見よう。

職名	氏名	就職年月	退職年月	備考
寺崎村戸長	若山彦兵衛	明治五・四	不明	
中津山村戸長	高橋善七	同	同	
新田村戸長	飯塚源助	同	同	
神取村戸長	今井善左衛門	同	同	
高須賀村戸長	遠藤貞助	同	同	
第六大區戸長	飯塚源助	明治七・四	同	中津山、新田、神取、高須賀管轄
第八小區戸長	飯塚源助	明治七・四	同	
第六大區戸長	西條幸三郎	明治八・五	同	寺崎、永井、牛田、倉埜脇谷管轄
第九小區戸長	西條幸三郎	明治八・五	同	
第五大區二等戸長	飯塚源助	明治九・四	同	今ノ中津山、桃生、大谷地、飯野川ノ各村管轄
第六小區戸長	飯塚源助	明治九・四	同	
寺崎村戸長	渥美長兵衛	明治二・二	明治四・五	
中津山村戸長	飯塚源助	明治二・二	明治四・五	

寺崎聯合村戸長	飯塚源助	明治一四・五	明治一六・五	
中津山村	高橋榮七郎	明治一六・六	明治一九・五	
同	高橋逸郎	明治一九・五	明治一九・二〇	
榎崎村戸長	佐藤長治	明治一九・二		任命アリシモ赴任セス
同	勝又熊之助	明治二〇・七	明治三三・三	
寺崎村戸長				寺崎村中津山村管轄

ハ、町村制實施後

明治二十二年町村制が實施せらるゝと同時に寺崎村と中津山村とを合併して新なる中津山村を作り、統治者の名稱も村長と改稱し、村會議員によつて公選せられ任期も四年と定められて現在に及んで居るのである。

歴代村長

代	氏名	就職年月日	退職年月日	在職年數
一	佐藤萬左衛門	明治三三・四・三	明治三六・四・三	四年
二	同 人	明治三六・五・二	同 三〇・四・八	四年
三	同 人	同 三〇・五・四	同 三三・三・七	一年八ヶ月
四	今井善左衛門	同 三三・二・三	同 三三・二・〇	十ヶ月

助役は村長を補佐し村長事故及缺員等の場合は其代理となつて勤務するもので、町村制實施と共に置かれた職である。

歴代助役

五	阿部彦五郎	同 三三・一・九	同 三六・八・五	三年八ヶ月
六	鈴木松三郎	同 三六・一〇・二	同 四〇・一・五	三年四ヶ月
七	佐々木傳兵衛	同 四〇・七・〇	同 四四・七・九	四年
八	遠藤冬治	同 四四・八・五	大正四・八・四	四年
九	同 人	大正四・八・三〇	大正八・八・元	四年
一〇	末永善左衛門	大正九・八・八	大正三三・八・三	四年
一一	若山新之助	大正三三・九・三	昭和二・二・六	二年六ヶ月
一二	西條軍一郎	昭和二・三・三	昭和六・三・二	四年
一三	同 人	昭和六・四・八		四年

代 氏名

第五章 政治

代	氏名	就職年月日	退職年月日	在職年數
一	小山藏之助	明治三三・四・三	明治三三・五・三〇	一ヶ月
二	織野彦四郎	明治三三・八・六	明治三三・三・三〇	四ヶ月
三	芳賀茂兵衛	明治三三・三・二四	明治三七・二・二	四年一ヶ月
四	鈴木松三郎	明治三七・二・三〇	明治三六・〇・九	一年八ヶ月
五	飯塚 胖平	明治三六・二・二四	明治三三・〇・六	三年十一月







6、歷代區長及代理者

1、寺崎區

【區長】阿部菊藏 佐藤慶藏 若山勘兵衛 佐藤幸太郎  
 三浦保兵衛 渥美榮治 佐藤幸吉 若山桃治 武山榮治郎

【代理者】

高橋常助 高橋新平 若山桃治 武山榮治郎

2、中津山區

【區長】

佐々木 吉兵衛 熊谷新治 及川甚左衛門 成澤半平

吉田善助

佐々木 幸之進 阿部簾治 及川壽治 成澤銀助 佐々木寅藏 吉田善兵衛

【代理者】

成澤常藏 成澤銀助 佐々木寅藏 吉田善兵衛

3、城內區

【區長】

佐々木 慶治郎 笠原兵右衛門 守屋德治 鈴木幸助

高橋林平

佐々木 喜代助 守屋藤八 佐藤辰治 守屋德之助

佐々木 清太郎

高橋龜三郎 佐藤善治右衛門 佐々木泰吉 千葉善藏

【代理者】

佐々木 久三郎 佐々木金助 佐々木德五郎 佐々木金治 千葉善藏

佐々木 庸治

佐藤庸治 佐藤兵藏 益新太郎

二、新田區

【區長】

伊藤長治 三浦良之助 千葉才治郎 伊藤安治

今井西藏

伊藤豐四郎 佐々木吉右衛門 佐々木榮之助 中崎良治

佐々木 忠之助

千葉直之助 佐々木新七 佐々木 佐一郎 佐々木 金兵衛 今井甚吉

【代理者】

佐々木 市五郎 市川 健藏

水、給人町區

【區長】

佐藤定之進 内海佐太夫 田浦養助 千葉浦治

本間豐松

岩倉小七郎 末永新右衛門 高橋兵松 末永眞平

大沼喜代藏

遠藤丑治郎 平井七太夫 櫻田五右衛門 山内慶五郎

高橋三左衛門

平井吉之進 高橋七太郎 佐々木 源治郎 田浦兵之進

【區長代理】

佐藤勝之進

3、神取區

【區長】

高橋榮治 芋澤庄太郎 佐々木 千代吉 鈴木忠三郎

千葉清作

鈴木惣四郎 千葉兵四郎 千葉德治 鈴木惣兵衛

高橋利三郎

鈴木庄右衛門 鈴木喜三郎 末永龍藏 佐藤熊太郎

【代理者】

吉田長兵衛 鈴木喜三郎 末永龍藏 佐藤熊太郎

佐々木清藏

ト、高須賀區

【區長】

金子清五郎

氏家源太郎

針岡庸治郎

石川佐助

細川慶助

芳賀茂兵衛

阿部武十郎

佐藤儀助

金子清太郎

野村喜兵衛

【代者者】

遠藤貞七

伊藤徳三郎

遠藤末三郎

小山庸三郎

金子清三郎

高橋清太郎

藤田源治

關勝治

氏家徳之助

佐藤政之進

高橋珉治

金子秀雄

區長及區長代理者の就職退職年月日は最初即明治二十二年より十年ばかりの間の記録を逸し且つ其後に於ける就退職は區長と區長代理者と相交錯し居り不備の點があつたので略すことにした。區長になつた人々は大部分代理者をも務めた人であるが之も一々記載することが徒らに煩雜を増すのみなので略した。

7、村治關係職員

右は主として役場吏員であるが、古い記録は散逸して調査が充分に行かないので収入役の沿革のみを記して其他は現在職員のみを載せることにした。

1、歴代収入役

就職年月日	退職年月日	摘要	氏名
明治三〇・四・元	明治三三・六・四	家事故障	今井善左衛門
明治三三・六・元	明治三六・六・五	満期	山邊善三郎

就職年月日	退職年月日	摘要	氏名
明治三六・六・七	明治三〇・六・六	満期	山邊善三郎
明治三〇・六・元	明治三三・九・八	家事故障	山邊善三郎
明治三三・三・八	明治三三・四・六	家事故障	遠藤泰藏
明治三三・五・〇	明治三三・三・九	死	伊藤林七
明治三三・三・三	明治三三・三・七	助役兼務	佐々木海兵衛
明治三三・三・六	明治三三・四・三	家事故障	鈴木金三郎
明治三三・五・七	明治三三・一・三	家事故障	飯塚麟介
明治三三・三・四	明治三三・三・三	満期	三浦安三郎
明治三三・三・〇	明治三三・二・九	家事故障	三浦安三郎
明治三三・一・五	大正四・一・三	満期	西條貞雄
大正四・一・八	大正八・一・七	満期	西條貞雄
大正八・三・一	大正三・二・七	死	高橋正助
大正三・五・四	大正三・八・七	家事故障	西條貞雄
大正三・九・四	昭和三・九・四	満期	西條貞雄
昭和三・一〇・四		現職	西條貞雄

ロ、現在役場職員

就職年月日	職名	氏名
昭和二・三・二	村長	西條軍一郎
昭和六・	助役	末永善左衛門



明治四〇・一・三五	會計	收入役	五六
明治元・四・二六	庶務會議	書記	西條貞雄
大正九・〇・〇六	兵事戶籍	同	伊藤林作
大正二〇・五・七	財務	同	佐々木文治郎
大正二〇・四・二七	衛生文書	同	熊谷直方
大正二二・九・三	勸業統計	同	織野秀吾
大正二五・二・四	土地	同	佐藤誠孝
大正二二・五・二	戶籍	同	佐藤三郎
昭和二・三・七	財務	同	鈴木三郎
昭和三・三・八	學務	同	高橋恒
昭和二・一・六	文書	同	西條信策

## 二、村治の現況

村治の現況を述べるに當つて村是の未だ確立して居ないのを遺憾とするが、歴代當局の奮勵努力の結果着々と向上發展の域に進みつゝ、あることは喜ばしい事である。今其成績の著しいものを簡單に記述して置く。

### 1、教育振興

學校は元中津山、新田、神取の三小學校を設置して居たが、神取を新田に併合して高須賀に分教場を置き、高等科は新田一箇所に併置して村民教育の統一を計つて居る、更に補習學校、青年訓練所等も之を新田校に併設して公民訓練に主力を注ぎ、其成績何れも顯著なるものがある。外に社會教育機關としての男女青年團、村教育會、在郷軍人分會等には相當の補助金を與へて其發達を助成し、別に又中津山、新田兩校兒童保護者會事業中の貧困兒童の保護事業に對しても補助金を與へて其活動を圓滑にし何れも好成绩を收めて居る。外に通俗圖書館を設置して毎年新刊書を購入し一般民の閱覽に供して居る。殊に昭和三年の御大典紀念として神取町鈴木清一郎氏から金一千圓を毎年百圓づゝ、十ヶ年賦の寄附をうけてから益々内容が充實し村民の蒙る便益至大なのである。

### 2、産業振興

産業振興機關として活動の先鋒は何を云つても村農會である、農會には技術員を置き、主産業たる米作改良は勿論、養蠶養鶏彙細工其他の諸副業を獎勵して其組合を組織せしめ、或は出荷組合を組織して生産物の販賣に便益を與へ、信用購買組合を利用しては肥料其他の共同購入をなし、農業倉庫を利用しては米價の維持向上に努め、其成績顯著なるものがある。水利に關しては桃生北方普通水利組合の設けがあり、耕地整理組合には揚水機關の設備があり、何れも村の産業振興上に多大の貢献をなして居る。

3、財政充實

村財政の基礎を鞏固ならしむる爲には基本財産蓄積條例の設けがある。之を村基本財産と學校基本財産との二種とし、各田畑原野山林等を所有し、田地反別は三町一反四畝二十五歩、畑地反別は五反二畝十歩、山林反別は三町一反七畝十四歩、原野反別十五丁五反三畝九歩で、之より生ずる年々の収益は全部之を蓄積し、其他の蓄積を合せて村基本金は三萬五百三十五圓、學校基本金は一萬八千四百十四圓、合計四萬八千九百四十九圓に達して居る。別に罹災救助資金を蓄積して不時の災害に備へ其額七千二百八圓に達して居る。個人財政の充實機關としては中津山信用購買組合がある。信用部に於ては組員の預金を取扱ひ、資金不足の者には之を融通し、購買部に於ては肥料農具日用品の共同購入をなし、農業倉庫に於ては組員の米穀を保管し、之に對する一部資金の融通を行つて米價を維持し、或は共同販賣によつて有利に之を賣捌く等何れも其成績見るべきものがある。

三、村條例及諸規定

1、村 條 例

村條例は左に掲ぐる數種あるが、時の事情によつて屢々變更廢止改正等のあるものであるから一々之を記載することを略し、一般民が見て直接便益が多いと認むるもの一二を抄録することにする。

設置年月日

- 明治三六・二・三
- 明治三七・九・三
- 明治三九・二・五
- 明治
- 大正五・二・二
- 大正八・八・三
- 大正五・二・九
- 大正
- 大正
- 昭和二・二・六
- 昭和二・二・四
- 昭和三・二・四
- 昭和五・八・九
- 昭和六・三・六

1、村 條 例 目 次

件

名

- 一、村税滞納督促手数料徵集條例
- 二、小學校基本財産蓄積條例
- 三、村基本財産蓄積條例
- 四、村有財産管理條例
- 五、村罹災救助資金蓄積條例
- 六、村罹災救助資金管理及支出條例
- 七、村給與條例
- 八、公告式條例
- 九、延滞金條例
- 一〇、村特別税戸數割條例
- 一一、村手数料條例
- 一二、村印鑑條例
- 一三、村異動地整理手数料條例
- 一四、村有給吏員退職給與金並ニ死亡給與金條例
- ロ、村條例 抜抄

(一)村税滞納督促手数料徵集條例

第二條 督促令狀ヲ發シタル時ハ手数料トシテ令狀一通ニツキ、壹圓以上ノモノハ貳拾錢壹圓未満ノモノハ

拾錢ヲ徵集ス

督促令狀ヲ發スルニ當リ本村以外ノ市町村ニ在ル滯納者ニ對シテハ前項ノ外脚夫ヲ以テスル場合ハ其實費ヲ増手數料トシテ徵集ス

(一) 中津山村特別戸數割條例

第二條 本稅ハ一戸ヲ構ヘザルモ獨立ノ生計ヲ營ムモノニ之ヲ賦課ス

第六條 納稅義務者ハ資力算定ノ標準タル所得額ニツキ左記事項ヲ毎年四月二十日迄ニ村長ニ申告スベシ、但シ年度ノ中間ニ於テ納稅義務發生シタルモノハ發生ノ日ヨリ二十日以内ニ申告スベシ

一、所得ノ種類 二、所得ノ生ズル場所 三、所得ノ基礎及所得額

第十一條 詐欺其他不正ノ行爲ニヨリ本稅ノ徵集ヲ免レ又ハ遁脫シタル時ハ其遁脫シタル金額ノ三倍ニ相當スル金額(五圓未満ナル時ハ五圓トス)以下ノ科料ヲ科スルコトアルベシ

(二) 異動地整理手數料條例

第一條 土地所有者其他關係者ノ申請ニヨリ本村土地ノ異動及圖面ノ整理ニ關スル調査申告書類ノ調製又ハ土地調査ノ立會ヲ爲ス時ハ左記標準ニヨリ手數料ヲ徵集ス

一、地目變換其他測量ヲ要スル者ノ書類調製

反別	丈數 手數料	書類 作製料	計	反別	丈數 手數料	書類 作製料	計
五畝未満	八〇	一〇〇	一、〇〇〇	一反歩未満	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
二反歩同	一、七〇〇	三〇〇	二、〇〇〇	三反歩同	二、〇〇〇	五〇〇	二、五〇〇
五反歩同	二、五〇〇	五〇〇	三、〇〇〇	一町歩同	三、〇〇〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇

二町歩同

四、七〇〇

八〇〇

五、五〇〇

三町歩同

六、〇〇〇

一、〇〇〇

七、〇〇〇

但シ三町歩以上ハ一町歩以内ヲ増ス毎ニ丈量ハ壹圓五拾錢、書類作製ハ三拾錢ヲ増ス

二、土地合併開墾着手其他測量ヲ要セザル者ノ書類調製

一反歩以下

一、二〇〇

五反歩以下

三〇〇

一町歩以下

五〇〇

一町歩ヲ超ユルモノハ五反歩ヲ増ス毎ニ金拾錢ヲ増加ス。

三、土地調査及境界立會

一件ニツキ金壹圓

第二條 前條ニ定メタル手數料ハ申請ノ際納附スルモノトス

第三條 第一條ノ使役ニ要スル人夫賃ハ申請者ノ負擔トス

2、村規則目次

設置年月日

件

名

大正一四・四・二五

中津山村會々議規則

大正二四・四・二〇

中津山村農業補習學校學則

大正二五・六・八

中津山青年訓練所規則

3、村規程

1、村規程目次

設置年月日

件

名

明治三三・四・一

御影及勅語謄本奉安方法

第五章 政治

治

- 大正 四・二・二七 中津山村治績表彰規程
- 大正 五・二・一九 中津山村有給吏員定數ニ關スル規程
- 昭和 二・三・三一 中津山村工事及物品調達拂下並ニ不動產立木賣却請負規程
- 昭和 二・一〇・一九 中津山村高等小學校授業料徵集規程
- 昭和 三・一〇・四 中津山村自作農獎勵資金貸付規程
- 昭和 三・三・三三 同自作農創設維持資金貸付審査委員規程
- 昭和 三・一〇・六 中津山村金庫設置規程
- 昭和 三・三・三三 中津山村金庫設置規程第四條ニヨル擔保ノ種類價格及程度
- 昭和 二・四・九 中津山村稅賦課徵集規程
- 昭和 四・八・二九 中津山村行政區ニ關スル規程
- 昭和 三・一〇・四 中津山村學校醫給與規程

ロ、規程 抜抄

(一)中津山村治績表彰規程

- 第一條 本村有給吏員及役場學校使丁並ニ區長其他各種團體等ニシテ左ニ掲グル功績アルモノハ本規定ニヨリ之ヲ表彰ス
  - 一、土木教育勸業衛生財產蓄積其他公共事業ニ盡瘁シ其功績顯著ニシテ他ノ範トナスニ足ルモノ
  - 二、納稅改善ニ努メ其功績顯著ニシテ他ノ範トナスニ足ル者
  - 三、本村有給吏員ニシテ多年事務ニ勉勵シ其整理改善ヲ圖リ其功績顯著ニシテ他ノ範ト爲スニ足ル者
  - 四、本村民及本村ニ納稅義務ヲ有スルモノニシテ納稅成績優良ト認ムル者

- 五、本村民ニシテ世ノ龜鑑トナルベキ行爲アル篤行者
  - 六、本村民ニシテ實業ニ從事シ斯業ノ隆盛發達ヲ圖リ其功績顯著ニシテ他ノ範トナスニ足ル者
- 前數項ニ掲グル功績ヲ舉ゲシムベク補助シ其功勞顯著ナル者ハ前項ニ準シ之ヲ表彰スルコトアルベシ
- 第二條 前條ニ於テ團體ト稱スルハ左ニ掲グルモノニ限ル
- 一、各部落契約會、青年團、農事團
  - 二、納稅組合及實行組合
  - 三、其他村内公共事業ト認ムル團體
- 第三條 表彰ノ方法ハ之ヲ治績表彰簿ニ登錄シ賞狀ヲ授與ス、但シ金品ヲ併授スルコトアルベシ

(二)自作農獎勵資金貸付規程

第一章 總則

- 第一條 自作ノ目的ヲ以テ土地ヲ購入シ又ハ維持スル爲メ資金ヲ必要トスル者ニ對シ本規程ニヨリ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ之カ貸付ヲ行フ
- 第二條 本資金ノ貸付利率ハ年三分五厘以内トシ貸付年度据置二十四年ヲ下ラザル年賦均等償還方法ニヨリ貸付ノ都度別ニ之ヲ定ム
- 第三條 本資金ノ貸付ヲ受ケントスル者ハ左記各號ニ該當スルモノタルヲ要ス
  - 一、資金ヲ借受クルニアラザレバ土地ヲ購入シ又ハ維持スルコト能ハザルモノ
  - 二、三年以來本村ニ居住シ且ツ引續農業ニ從事シ自作田畑ノ經營ヲ持續シ得ル見込アル者
  - 三、購入セントスル土地ガ小作地ナル場合ニ於テハ當該土地ノ小作者、但購入ニ付其土地ノ小作者ノ同意ヲ得タルモノナル時ハ此ノ限リニアラズ

四、田畑ヲ所有セザル者又ハ現ニ田畑ヲ所有スルモ購入シ又ハ維持セントスル土地ヲ併セ其總價格四千圓ヲ超エザル土地ノ所有者

五、維持スル爲資金ノ貸附ヲ受ケントスル者ハ當該土地ヲ購入シタル爲現ニ債務ヲ負擔スル者

第四條 借受人ノ購入シ又ハ維持セントスル土地ハ其上ニ自作ノ障礙トナルベキ抵當權質權永小作權賃借權等ノ權利存置セザル事ヲ要ス、但シ其權利存在スルモ資金貸付ニ依リ其權利消滅スル事確實ナリト認ムル場合ハ此ノ限りニアラズ

第五條 資金ノ貸附ヲナス土地ニ對スル金額ノ決定ハ左記各號ニヨル

一、借受人ノ購入シ又ハ維持セントスル土地ノ總價格ハ四千圓ヲ超エザル事ヲ要ス、但現ニ田畑ヲ所有スル者ニ對シテハ第三條第四號ノ制限ニヨル

二、購入セントスル土地ノ購入價格ハ第三號様式ニヨリ算出シタル標準價格及當該地方普通價格ヲ超エザルモノ

三、維持セントスル土地ノ債務額ハ本條第二號ノ價格ヲ超エザルモノ其土地ノ購入當時ニ於ケル價格ニ付亦同ジ

第六條 資金貸付ノ指令ヲ受タル者ハ借用證書(第二號様式)ヲ差出シ資金ノ貸付ヲ受クベシ

第八條 本資金ノ借入ヲ申請スルモノ併セテ宅地ヲ購入シ又ハ維持セントスル場合ニ於テモ本規程ヲ準用ス前項宅地ノ面積ハ現ニ所有スル宅地(維持セントスル宅地ヲ除ク)ヲ併セテ五畝歩以内トシ其價格及貸附金額ハ五百圓ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二章 借受人ノ義務

第九條 購入シ又ハ維持シタル土地ノ上ニ貸付金ノ擔保トシテ第一抵當ヲ設定セシム

第十條 借受人既定償還金ノ外未償還金額ノ全部若クハ一部ヲ償還セントスル時ハ償還方法ノ變更ヲ認ム

第十一條 借受人ハ購入シ又ハ維持シタル土地ノ收獲高不可抗力ニヨリ著シク減少シ又ハ皆無トナリタル時ハ其事情ヲ具シ既定ノ償還金支拂方法ノ變更ヲ村長ニ申請スルコトヲ得

第十二條 借受人ハ借入金ノ償還ヲ了シタル時ト雖貸附ノ際決定シタル償還期間内及第十一條ニ依リ變更シタル償還期間内ハ村長ノ承諾ヲ得ルニアラザレバ當該土地ノ自作ヲナサズ又ハ其土地ノ上ニ抵當權其他ノ權利ヲ設定スルコトヲ得ズ

第十三條 借受人ハ前條ノ期間内當該土地ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得ズ、但シ其土地ヲ市町村ニ又ハ村ヲ經テ第三者ニ讓渡スル場合ハ此限りニアラズ

第十四條 前條ニ於ケル讓渡價格ハ第四號様式ニヨリ算出シタル金額ヲ超エザルコトヲ要ス

第十四條 前條ニヨリ第三者ニ讓渡スル場合ニ於テハ其讓受人ハ第三條ノ條件ヲ具備シ且ツ借受人ト債務ヲ引受クルモノナルコトヲ要ス、前項ノ規程ニ依ル讓受人ナキ場合ニ於テ其他ノ者ニ讓渡シタル時ハ讓渡ノ際借受人ハ未償還金額ヲ一時ニ償還スベシ

第十五條 借受人第十二條第十三條ノ規定ニ違反シタル時ハ貸付金ノ十分ノ一ニ當ル違約金ヲ徴シ且貸附金ノ未償還額ヲ一時ニ返還セシメ又ハ左記金額ヲ以テ當該土地ヲ先買ス

一、購入價格ノ金額ニ相當スル額ノ貸附ヲ爲シタル場合ニ於テハ償還ヲ受ケタル金額中元金ニ相當スル金額

二、購入價格ノ一部ニ相當スル金額ノ貸附ヲナシ又ハ維持ノ爲貸付ヲ爲シタル場合ニ於テハ償還ヲ受ケタル金額中元金ニ相當スル金額ニ貸附當時ニ於ケル其土地ノ價格、購入ノ場合ニアリテハ購入價格ト貸付金額トノ差額ヲ加算シタル金額

三、前二號處分ヲナスニ當リ土地ノ著シキ改良ニヨリ其價格ヲ増加シタルモノニ在リテハ特ニ例外ヲ認ムルコトアルベシ

第十六條 借受人借入金ヲ指定ノ期日迄ニ償還ヲ爲サザル時ハ期日ノ翌日ヨリ償還金百圓ニツキ一日四錢ノ割合ヲ以テ延滞利子ヲ徵集ス

前項ノ規定ハ第十五條ノ違約金及第十七條ノ返還ニツキ之ヲ適用ス

第十七條 左記各號ノ一ニ該當スル場合ハ貸付ノ指令ヲ取消シ又ハ貸附ケタル金額ヲ返還セシム

一、借入金ヲ本資金貸付ノ目的ニ使用スルコト能ハザルニ至リタル時

二、虚偽ノ申請ニ依リ貸付ノ指令ヲ受ケ又ハ資金ノ貸付ヲ受ケタリト認メタル時

三、定期償還困難ナリト認メタル時

第十八條 借受人及貸付ノ指令ヲ受ケタルモノ左記事項ヲ生ジタル場合ハ遲滞ナク村長ニ届出ツベシ

一、購入見込地ノ全部若クハ一部ヲ購入シ得ザルニ至リタル時

二、購入價額ノ變更ヲ生ジタル時

三、維持セントスル土地ノ抵當權抹消シタル時(登記簿抄本添附)

四、住所及職業ヲ變更シタル時

第十九條 借受人死亡隱居又ハ居所不明トナリタル時ハ相續人ヨリ其旨村長ニ届出ツベシ

(諸様式ハ之ヲ略ス)

## 第六章 經濟

### 一、財政

#### 1、村費豫算

一村を維持し村民共同利益増進の爲め即ち土木や勸業や教育事業等を經營する爲には、村は其必要經費を支出せねばならぬことは論ずるまでもないのである。従つて村民は此の費用を負擔する當然の義務あることも亦勿論である。そして各種の事業が盛になり、村が發達すればする程其經費の増加して行くのが當然である。今町村制實施以來の本村々費豫算の變遷を眺めて見ると實に其進歩發展の狀況が歴然と讀まれるのである。但し此の数字的膨脹は金の品位の高低にも關係して居るから、一概に事業の膨脹が之に伴つたとのみは見ることは出来ないが、先づ大體の發展振りを窺ふことが出来ると思ふ。

#### 中津山村々費豫算變遷調 (五ヶ年隔)

年度	明治二二	明治二七	明治三二	明治三七	明治四二	大正 三	大正 八	大正 四	昭和 四
豫算額	三、五四三、 八三三	四、〇八一、 二八三	七、三四九、 〇八五	六、四〇四、 〇三七	九、八〇〇、 〇五八	一一、六八八、 〇〇〇	二六、九四四、 〇〇〇	五四、五七八、 〇〇〇	六二、七三七、 〇〇〇

2、租 税

前項に擧げた村費を村民が如何に負擔して來たか、其狀況を表示して見よう。但し國税の方は一定の率によつて徴集せられるもので動きの少いものであるから之を略して村税のみの負擔狀況を掲げる事にする

中津山村々税負擔狀況調 (五年隔)

年 度	村 稅 總 額	宅 地 附 加 租	其 他 地 租	負 擔 國 稅 營 業 稅	附 屬 國 稅 營 業 稅	加 算 雜 種 稅	狀 同 家 屋 稅
明治二二	二、八四五、九〇六	一、五四八、八〇四	地價割	營業割	一、四、九四三	同	同
明治二七	三、三七一、七三三	同	同	同	同	同	同
明治三二	四、九七五、三九二	三、五六一、三九二	地稅一圓ニツキ	本稅一圓ニツキ四十錢	同	同	同
明治三七	四、九五〇、五五五	同	同	同	同	同	同

戸數割 一、二八三、二五九

一、七三四、二六六

一、三三四、〇〇〇

二、七三三、六七四

夫役 特別地稅

同

同

同

年 度 村 稅 總 額

明治四二 八、七〇一、六三〇

大正三 一〇、三七八、〇〇〇

大正八 三三、六〇一、〇〇〇

大正一四 四三、〇〇四、〇〇〇

昭和四 四五、七〇一、〇〇〇

宅 地 附 加 租

一、七六八、〇〇〇

同

同

同

同

其 他 地 租

三、一〇〇、〇〇〇

同

同

同

同

國 稅 營 業 稅

同

同

同

同

同

附 屬 國 稅 營 業 稅

同

同

同

同

同

縣 稅 營 業 稅

同

同

同

同

同

同 雜 種 稅

同

同

同

同

同

特別地稅	況		同家屋稅
	夫役	戶數割	
		平均	五、五九〇、二五〇
			一、四四〇、〇〇〇
			同八、〇〇〇
			一、四四〇、〇〇〇
			同九、四三〇
			一〇、七五〇、〇〇〇
			同六、三三〇
			二六、八〇〇、〇〇〇
			同三、五〇〇
本稅一、三三〇			五五五、〇〇〇
圓=付			

七〇

二、財 產

1、公 用 財 產

所 在 地	種 別	坪 數	摘 要
中津山村寺崎字町九八	宅地	三九三	明治二十三年寺崎駐在所敷地トシテ購入
中津山村中津山字西町九八	同	三九三	明治二十二年村役場敷地トシテ購入
中津山村中津山字西町一番	同	四二五	明治三十五年隔離病舎敷地トシテ購入
中津山村中津山字内八木一	同	一、二五	明治二十六年、同三十四年、同四十一年、大正十四年、昭和四年、中津山小學校敷地トシテ購入

1、土 地 (昭和四年十二月現在)

種 別	棟 數	口、建 物	摘 要
中津山村中津山字東町一〇 三外五筆	一	宅地	二、九四九 大正十三年新田小學校敷地トシテ鈴木清一郎寄附内一七坪六八千葉藏之助ヨリ購入
中津山村中津山字下畑九ノ 一外一筆	一	同	三〇六 大正十四年新田小學校高須賀分教場敷地トシテ熊谷龍治外一名ヨリ購入
中津山村中津山字西町三一	一	同	四三 舊新田小學校敷地ニシテ賣却許可ヲ得タルモ處分未済ノ分
中津山村中津山字屋敷	一	同	神取駐在所敷地トシテ鈴木清一郎ヨリ借用

種 別	棟 數	摘 要
中津山村役場	六	大正十五年新築、事務室二階造、當直室及小使室平家造、倉庫便所二棟、自轉車置場
中津山小學校	四	西南向平家校舍、明治二十七年新築、東南向平家校舍、明治四十二年新築、昭和五年増築、小使室及宿直室明治三十年新築、大正十五年増築、便所
新田小學校	八	大正十二年新築、奉安所、二階造校舍、平家校舍、便所二、小使及宿直室、物置、教員住宅
高須賀分教場	三	大正十三年新築、平家校舍、便所、教員住宅
寺崎駐在所	一	建築年代不詳、事務室、住宅
神取駐在所	一	昭和四年新築、事務室、住宅
隔離病舎	三	明治三十五年頃新築



2、基本財産

種別	本数	地			要
		イ、土	畑	山林	
中津山村	1,488歩	5007	15,509	1	山林ハ中津山村小學校全部ノ共同基本財産
中津山小學校	849	1	1	3,274	
新田小學校	825	1	1	1	
計	3,151	5007	15,509	3,274	總計 31,801歩
種別	本数	木			要
杉	200本	元神取小學校分トシテ神取山五畝十八歩(明治四十三年ニ植立大正二年ニ補植シタリ)			
杉	15,000	中津山、新田、神取三校分トシテ神取山へ明治三十八年五〇〇〇本大正二年一〇〇〇本ヲ植附タリ			
計	15,100	ハ、金			員
種別	金額	摘要			
中津山小學校	8,268,000	明治三十七年九月蓄積條例設定以來昭和四年末ニ至ル蓄積金			
新田小學校	8,755,000	同上			

中津山村	29,509,000	明治三十九年十月同上
中津山村罹災救助資金	7,770,100	大正八年八月同上
計	55,311,100	

三、基本財産造成沿革

本村基本財産の造成は明治二十一年村内三學校の學田を購入したのに始るのである、此の學田購入の由來については故阿部彦五郎氏の記録に精しいから之を別項に載せる事にした。明治三十七年九月村條例中に學校基本財産蓄積條例を設定し、學田より生ずる收入と小學校費豫算に對する決算殘餘金を蓄積する事とし尋いて明治三十八年には、神取山國有竹林を拂下げて、中津山、新田、神取三校の基本財産として同年より二ヶ年に涉つて杉苗を植込んだのである。明治三十九年には村基本財産の蓄積條例をも設定し、基本財産地より生ずる收入及國縣稅收入交附金の五分、地租百分の一に當る金額及手数料其他一般會計決算殘餘金の五分を蓄積する事にし、明治四十年には中津山字中四番江四十四番外八筆を購入以來漸次其増加を計りつゝある。

中津山村小學校學田の設置由來 (阿部彦五郎氏記)

明治十一年頃政府に於て本郡野蒜に築港を企てられたるに依り、本縣に於ても陸上設備の必要を

認め六大工事を興し其工費を地方税として賦課徴集せり、然るに幾もなく野蒜の築港は不成功に終り、従つて陸上設備も亦廢止せり、依つて該工費殘餘金處分上につき遠田郡涌谷町に關係村聯合協議會を開き納税者に還附する事に決定せり。本村に還附せられたる金額は參百九拾壹圓七拾壹錢四厘にして之を徵集當年に遡りて各納入者に還附せんとしたれども、數年間に涉りて徵集したるものにて之を何人に幾何を還附して可なるや、年所を經過せる今日となりては調査不可能となり、又該金は村費に組入るべき性質のものにもあらず、屢々評議を盡せるも良策なく、之が處分に窮したり、當時余は寺崎村外一ヶ村戸長役場筆生にして學事主任たりしを以て該金にて學田を購入せば教育上將來裨益大なるものあれば納税者に於ても異議なかるべしとの献策に對し關與者一同の贊する所となりしも之が分配上につき或は均衡論を主張するものあり、地價割分割を唱ふるあり、異論百出容易に解決せざりき。茲に於て余は通學區域内の戸數を標準として配當するを妥當とするの提議に對し多數の同意を得て之に決定し、其配當額を定め購入せる故に各學校學田の反別に差等を生じたり、之れ通學區域内に多少あるを以つてなり。茲に後世の爲に學田設置の由來を録する事如件。

明治二十二年十月十五日

主事 阿部彦五郎識

當事此の事に關與せる者左の如し。

寺崎村外一ヶ村戸長 勝又熊之助 同筆生 學事主任 阿部彦五郎

寺崎	組長 成澤庄右衛門	寺崎	並川幸之助
中津山	組長 及川壽治	嶺	佐々木松五郎
館下	組長 高橋勇之助	新田	佐々木源八
新田	組長 佐々木傳兵衛	給人町	山内甚之助
神取	組長 佐々木千代吉	神取	鈴木惣七
高須賀	組長 針岡虎治郎	高須賀	芳賀茂兵衛

學田明細調

校名	大字	地字	筆數	反別	合反別	買受金	年月日	買受人	賣渡人
(校學小山中津)	寺崎	舟窪一	一	二、二五	二、二五	三、二四	明治廿一年二月廿三日	戶長 勝又熊之助	寺崎 菅原勇之助
	同	八幡前二	二	五、〇四	五、〇四	〇	明治廿二年七月廿五日	戶長 勝又熊之助	寺崎 菅原勇之助
	同	同	三	五、二五	五、二五	〇	明治廿二年七月廿五日	村長 佐藤萬左衛門	中津山 千石三彌
	同	谷地田三	一	一〇、〇六	一〇、〇六	五、五〇	明治廿二年七月廿五日	村長 佐藤萬左衛門	中津山 千石三彌
同	新橋五	一	三〇、〇九	三〇、〇九	五、〇〇	明治廿二年九月廿八日	村長 佐藤萬左衛門	中津山 熊谷新治	
合計反別八反四畝九歩、買受金百九拾四圓五拾錢									
(校田新)	中津山	二三番江	七	三六、七	三六、七	六八、〇〇	明治廿一年四月廿二日	戶長 勝又熊之助	新田 三浦又三郎
	同	澁田五ノ二	一	一三、三	一三、三	三三、三六	明治廿二年三月十五日	桃生郡長 山内信實	同 上野目久治郎
合計反別參反八畝貳拾九歩、買受金百參圓參拾壹錢八厘									

(校取神) 中津山 元空 一九 10,000 三,一九 三 明治廿一年 戶長 武鹿郡門脇村  
 同 下畑一毛 一,一七 明治廿三年 勝又熊之助 武山庫治  
 同 茨島三ノ 一四 三,二七 三,二七 五,八六 五月廿八日 同 柳原文平

合計反別四反參畝六歩、買受金九拾參圓八拾九錢六厘

總計(反別) 壹町六反六畝拾四歩  
 (買受金) 參百九拾壹圓七拾壹錢四厘

(附記) 本學田購入の當時にありては土地賣買は稀にして勝又戸長時代に極力周旋せしも全部を購入する不能、明治二十二年三月町村制を實施せられ、勝又戸長解職となり、一方新村長は就任せず、此の間學校の管理は監督官たる郡長なりしを以て桃生郡長の名によつて買入れたる分あり、尙殘餘は新村長に引繼ぎ以て全部の購入を完了せるものなり。

### 四、村民の富力

#### 1、土地の分配

##### イ、有租地

反別	地目	町步	坪	山林	原野	池沼	計
八七、八七〇〇	田	二四、八〇〇	二一〇、七七一	五、一〇〇	五、三〇〇	一、一五三	一、一〇、六、六、四歩外ニ宅地
	畑						
	宅地						

地價 一八〇、〇二五、〇〇〇 三〇、七五七、四二〇 五二、五七一、一六〇 五六四、五二〇 一三、〇八二〇 三二、三三〇 一、三〇、〇九一、九六〇

口、官有地並に免租地

反別	種別	官有地	免租地	村有免租地	計
七三、六三二	原野	五、八〇七	二、九三五	六、〇〇〇	一、七、一、七一二
	池沼				
	墓地				
	保安林				
	學校役場其他ノ敷地				

ハ、民有地所有別 (昭和二年十月一日現在)

地目	本村民所有地		他町村民所有地	
	反別	地價	反別	地價
田	六、四九、八三三	一、四六、四〇七	一、五七、三八五	三三、五四三、〇一〇
畑	三、四、九〇〇	二、八、〇一〇、〇九〇	三、一、一〇一	二、七四二、八一〇
宅地	六、六、五七三	四、九、一八五、六八〇	三、六、八二八	二、三、八九、七七〇
雜地	一〇、二、三三〇	〇、七、七〇、〇一〇	一、七、八〇一	六、四、四三〇
計	一、〇、四、三、五二五	一、三、四、三、四四〇	一、八、五、〇、五〇六	三、八、六、八四、〇一〇

#### 2、一戸平均生産額

年次	大正二	大正六	大正一〇	大正一四	昭和四	平均
一戸當生産力	二、七、〇〇〇	五、三、〇〇〇	一、〇、九八、〇〇〇	一、〇、八三、〇〇〇	七、四、〇〇〇	七、四、八〇〇

3、村民職業別 (本業戸数を示す)

イ、農業	四九(外ニ農兼務者二五)	ロ、工業	五	ハ、商業	一四三
ニ、交通業	五三	ホ、公務自由業	三	ニ、其他	四
合計					八五
4、農業細別					
イ、自作業	三	ロ、自作兼小作農	四〇	ハ、小作農	一七
合計					五四

五、物 價

1、變 遷

物價の變遷に就て雜誌キングが次の記事を載せて置いた。参考の爲に之を摘記する。

世の中の進むにつれて總ての物が變つて来る。今試に物價の變遷を語つて見ようなら、米一升が三錢といふ明治初年には、二十錢も持つて飛び出せば大威張、一合三錢の酒に陶然と酔ひ、三錢五厘の牛鍋をつ、き、五厘のうどんに満腹し、三圓の木戸を拂つて寄席には入つてお釣が来た。明治八年頃の巡查の月給が普通四、五圓どこで、一等巡查でさへ七圓といふのだから、日當二十錢の職人も巾が利いた譯だ、何しろ一寸した小綺麗な家に住んでも、家賃はたつた六十錢とは安かつたものだ。尤も之は東京を例にした話だが……明治十五年頃は木綿物一反三十錢位、銘仙で一圓五十錢

今の娘さん達は到底ほんとしさうもない値段、當時流行の人力車はといへば新橋上野間が五錢、巻煙草一箱三錢、きざみ煙草五匁一錢といふわけ、こんな時代だから書生さんは國元から三圓五十錢も送つて貰へば、月謝下宿代を拂つて小遣が充分だつたさうだ。明治二十年頃は旅費一日一圓と云へば大盡旅行で、普通旅行の費用は八錢から二十錢が止で、茶代は二人で一錢が通り相場だ。此頃東京市内で、六疊三疊二疊て臺所もあり、瓦屋根の一軒建の家が五十六圓で買へたといふのだから羨しい。日清戦争頃は大部分物價が高くなつたといつても米一升が十錢前後で、日露戦争當時でさへ二十錢内外、それが大正七年には一舉して五十六錢になつたのだから米騒動の起つたのも道理である。物價も物價だが人口も亦随分殖えたもので、明治初年には三千餘萬と謳はれたものが此の頃は内地だけでも五千萬人を越して居る。それだけ一國の豫算も明治初年の三四千萬圓程度から段々増加した結果、一億圓臺となつたのが明治二十三年で、明治時代の最高といつても四十年の八億五千萬圓だつたのが此の頃は十五六億圓といふ素晴らしい額に達して居ると。

次に明治初年からの米價の統計を掲げて参考にする。但し東京相場 (千葉敬止氏調)

年次	最高	最低	平均	年次	最高	最低	平均
明治二年	—	—	10.00	明治七年	—	—	六.04
〳三	—	—	七.七	〳七	—	—	四.五
〳〇	五.五	五.五	—	〳七	九.六	八.五	—

年次	最高	最低	平均	年次	最高	最低	平均
明治三	一三、八六	一一、四三	—	明治三	一六、八七	一五、七〇	—
〃三	一三、二二	九、八八	—	〃三	一五、五三	一四、六九	—
〃三	一四、〇〇	一三、二二	一三、三三	〃三	一七、七〇	一六、二六	一四、四二
〃三	一三、七五	一三、六二	一三、二七	〃三	一〇、〇二	一七、〇九	一七、三三
大正元	三三、三六	一九、九四	二〇、九六	大正二	三三、四九	二二、五九	二二、三三
〃三	二〇、五七	一五、五七	一六、一三	〃三	一四、三三	一三、〇〇	一三、〇七
〃三	一三、九二	一三、一五	一三、七六	〃三	三三、六二	一六、五〇	一九、八四
〃三	四三、九二	三九、八〇	三三、七五	〃三	五三、九〇	三〇、三〇	四三、九九
〃三	五四、三〇	二六、三〇	四四、六三	〃三	五九、六〇	二五、七〇	三〇、七九
〃三	四〇、六〇	二七、一〇	三五、四四	〃三	三三、五〇	二七、七〇	三三、五七
〃三	四三、〇〇	三五、四〇	三八、五八	〃三	—	—	四二、六六
昭和元	—	—	三七、七九	昭和二	—	—	三五、四三
〃三	—	—	三三、三六	—	—	—	—

以上は東京相場であるから當地方の相場はそれより大體二圓位安いと見れば大差がない。昭和四年五年の統計がないが三年と大差がなかった。それが五年の暮には十五圓臺に低下したので農家の財政は極度に窮乏したのである、おまけに繭價が前年まで七八十圓もしたのが五年の春繭が三十圓に低下し、秋繭の如きは十二三圓まで低下したので養蠶家は皆悲鳴をあげたのである。之等は皆五

年一月の金の輸出解禁の結果と世界的不景氣の影響とを受けた爲て一時の亂調子と見るが至當であらう。昭和六年の本年に入つて稍景氣恢復の曙光が見えた様な感もするが、未だ安定の域に進まないので遺憾とする。左に最近三ヶ年間の主要物價表を掲げて變動の状態を眺めて見る。

農家主要物價

年 度	勞 働 賃 金		金		肥 料		代 金	
	雇人一年給料	田植反受取	除草一人日給	職工一人日給	大豆粕	同散	石灰窒素六貫	過磷酸七貫五百
昭和四年	上 二〇〇 下 九〇	正 二、五 雜 二、〇	男 一、〇 女 九〇	二、〇	二、二	不 明	二、五〇	一、〇七
昭和五年	上 二〇〇 下 八〇	正 一、八 雜 一、五	男 一、〇 女 八〇	一、七	二、〇	二、八〇	二、四〇	一、五〇
昭和六年	上 二〇〇 下 八〇	正 一、〇 雜 九〇	男 一、〇 女 八〇	一、二	一、三	二、七	一、三	一、三

年 度	農 産 物		代 金	
	玄米	石 穀	石 麥	石 豆
昭和四年	低 三 高 三	一 八、五〇	一 三、〇〇	一 一五、〇〇
昭和五年	低 三 高 三	一 七、〇〇	一 三、〇〇	一 一五、〇〇
昭和六年	低 三 高 三	一 八、五〇	一 三、〇〇	一 一五、〇〇

## 第七章 教育

### 一、總論

#### 1、明治以前の教育

中古大寶の制が布かれ、京師に大學、地方に國學があつて、醫學、天文學、陰陽學等の諸學科研究の機關が備はつてあつたが、平安朝の末期に於て朝政が弛み、地方の政治が紊るゝに及んで國學も次第に衰へたけれども、公卿播紳の間には尙文學の研究のみは盛であつた。其後鎌倉時代、室町時代と益々衰へて戰國時代に及んでは所謂暗黒時代を現出したのであつた。徳川家康が天下を取るに及んで大に學問を奨励したので諸種の専門教育も勃興する様になり、五代將軍綱吉公などは昌平覺を幕府の學校として自ら經書を講じて範を國內に示したから、各藩も競ふて學校を興す様になり我が仙臺藩でも吉村公の時代には北三番丁に學問所を起し重村公の代には養賢堂を設立して廣く藩内の賢才を集めて教育したから、此の風は地方にも波及して寺院郷士の宅で所謂寺小屋教育が施されたのであつた。教師は藩士、神官、僧侶、醫者、浪人等の讀書算に巧なるものが之に當り、八九歳から十一二歳位までの幼年者には、大福帳、近道小寶、農家手習狀、子供早學問、無覺悟狀、消

息往來、商賣往來、實語教、童子教、日本國盡なんと云ふ本を教科書に用ひ、尙進んでは庭訓往來などを讀ましめて卒業させるのが多かつた。更に又高等の教育を必要とする藩士とか醫者とか或は財産家の俊秀な子弟とか特別な教育を希望するものには、四書、五經、小學、唐詩選、史記なんといふものを授けたものであつた。右は主として男子の教育で女子の教育は殆んど顧みられない状態であつた。特殊上流の家庭の子女には平假名、女大學、女小學、女今川、女實語教などを教へ、又女の嗜として歌書、音曲、插花、禮式などを教へるものもあつた。

維新前後に於ける本村の手習師匠としての主なものは寺崎の木村藏式、中津山の太館正夫、城内の山邊懋應、千葉定右衛門、新田の熊谷眞弓、神取の熊谷廉也、高須賀の星玄英なんといふ人々であつた。

#### 2、明治初年の教育

明治二年始めて小學校の設置規定が設けられ、同四年初めて文部省が置かれ、同五年八月學制を全國に頒布して全國を八大學區に分ち、更に之を中學區に分け、又之を小學區に分け、六歳以上の兒童は士農工商の區別なく、男も女も就學せしむる規定で、邑に不學の家なく、家に不學の人なき様にせられたのであつた。當時本村の學區は第七大學區第二中學區の内第六〇乃至六三小學區に屬し、第六〇小學區には寺崎第六一には中津山、第六二には新田、第六三には神取の各公立小學校が

置かれたのであつた。

### 3、小學校組織の變遷

明治七年小學校を上等下等の二種に分ち、下等は六歳から九歳まで、上等は十歳から十三歳まで上下通じて八ヶ年在學の制であつた。明治十四年に初等(三年)中等(三年)高等(二年)の制に改め、同十九年五月には尋常(四年)高等(四年)の二種として尋常科を義務制にしたが、同四十一年の改正令では義務年限を六ヶ年に延長し、尋常科を六ヶ年に、高等科を二ヶ年若くは三ヶ年の制として今日に及んで居るのである。

### 4、教育に關する勅語の御下賜

日本の學制及教育令等は専ら佛國及米國制度の模倣で、教育の内容も従つて歐化主義を採り、日本古來の良風美俗も舊套陳腐として將に破壊せられんとするの状態に陥つたのであつた。明治十八年森有禮氏が文部大臣となつた頃から歐化主義に對する反抗の氣運が高まり、國粹保存を唱導する學者が輩出する様になつて來たのであつた。明治二十三年二月十一日新に 皇室典範、及帝國憲法が發布せられ、立憲帝國の基礎が固まると共に民心歸向に關する教の下らんことは必然の要求であつた。同年十月三十日長くも 明治天皇は教育に關する勅語を下し給ひ、皇祖皇宗の御遺訓に基き我が國教育の大方針を垂示し給うたのである。

## 二、學 校

### 1、中津山小學校

#### 1、沿革

當校は明治六年五月の創設で、中津山公立小學校と稱へ、香積寺の一部を假校舍に充て、山邊忠助氏を校長に助教三名を置いて教授したが、兒童數は僅に四十名に過なかつた。明治九年中津山本郷の法印大館氏の道場に移轉し、大館正夫氏が二代の校長となつたのである。明治十三年十二月寺崎公立小學校が火災に罹り、加ふるに北上川堤防が缺壞する等續く被害に新築の見込なく、遂に中津山小學校と併合したので兒童數は百三十九名に増加したのであつた。明治十八年一月廿日當校亦火災に罹り、更に又民家(高橋繁治宅)を假用して校舍に充てたのであつた。明治十九年十二月當校の名稱は改正令により中津山尋常小學校と改められた。明治二十四年五月時の村會は當校を廢して新田小學校の分教場としたが學區民の感情甚だ悪く明治廿五年七月再獨立して元の中津山尋常小學校に復したのであつた。此の問題に刺激せられて校舍新築の議起り、明治廿六年本郷南端内八木園に新校地を相し四教室の新校舍を建築して翌廿七年から之に移轉したのである。之れ現在の舊校舎て時の校長は久保信安氏であつた。明治四十一年義務教育年限を六ヶ年に延長せられたので、更

に西南方へ三教室を増築したが最近は児童数増加の爲め更に一教室を増築して昭和五年四月より尋六までを七學級編制にして現在をなして居るのである。

ロ、歴代校長

氏名	就職年月日	轉退職年月日	在職年數
山邊忠助	明治六年五月	明治九年四月	三年
大館正夫	同九年四月	同十三年四月	四年一ヶ月
黒田源之助	同十三年四月	同十四年四月	一年一ヶ月
主藤源吾	同十四年四月	同十六年四月	二年一ヶ月
佐々木精一郎	同十六年四月	同廿一年二月	四年十一年
南里茂之	同廿一年二月	同廿四年五月	三年四ヶ月
久保信安	同廿五年七月	同三十年一月十八日	四年七ヶ月
高梨駒治郎	同三十年一月十八日	同三十年十月十日	九ヶ月
佐藤榮	同三十年十一月三十日	同三十四年十二月廿七日	四年二ヶ月
馬場興五郎	同三十五年一月十一日	同三十六年四月十二日	一年四ヶ月
鈴木佐平治	同三十六年九月二日	同四十年三月卅一日	三年七ヶ月
伊藤清次郎	同四十年四月一日	同四十一年三月卅一日	一ヶ月
香川繁治	同四十一年四月一日	同四十一年五月廿日	二ヶ月
齋藤章亮	同四十一年五月卅一日	大正三年九月十一日	六年四ヶ月

高橋榮助	大正三年九月三十日	同八年五月十日	四年八ヶ月
伊藤勝也	同九年四月一日	同十五年三月卅一日	六年
長江みさを	同十五年三月卅一日	昭和四年一月	二年十一月
齋藤永光	昭和四年一月		

イ、児童數及經費増減

年度	明治六年	明治四十五年	大正五年	大正九年	大正十四年	昭和三年	昭和六年
學級數	一	六	五	六	六	六	七
兒童數	四〇	三七	三二	三六	三五	三六	四〇
經費	一〇〇	一、五二	一、四四	六、〇一	七、九九	六、七〇	六、九三

(備考) 大正五年ニ児童數減シタルハ明治三十八九年頃ノ出生兒童ガ日露戰爭ノ影響ヲ受ケタルニヨル

2、新田尋常高等小學校

イ、沿革

本校は明治五年太政官の布達に基いて開設したもので、第七大學區、第二中學區、第六十二番公立小學校と稱し、新田なる仙臺藩の米廩を以て假校舍に充て、當地の神官熊谷發郎氏をして校務を督せしめたのに創る。當時は教師三名兒童數八十六名、修業年限四ヶ年の下等小學校であつた。同八年五月敷地四百二十三坪の拂下を受けて二十六坪の二階附校舍を建築し同年十一月上等下等の二



科を置き、同十二年八月には更に正科略科と改名し。同十四年五月には初等中等高等の三科を置き同十七年八月郡内を廣淵、新田の二大學區に分けらる、や新田學區高等小學校を當校に設置せられ新田學區の中心校として幅をきかし他町村よりの通學生もあり可なり隆盛を極めたものであつた。同十九年五月六十三坪と四十二坪との二校舎を増築して先の二階附校舎に兩翼を張り白壁塗に西洋風の窓を切り、當時田舎には見られぬ美觀であつた、同年九月學區設置區域を變更し、且つ法令の改正により尋常高等の二科制となるや一時尋常小學校となつたが、翌二十年高等科を併置して尋常高等小學校となつたのである。同二十二年には高等科を廢して温習科を置き、同二十四年には中山神取の兩校を併合して當校の分教場としてあつたが、廿五年には再び三校獨立し、同廿七年四月再び高等科を併置して現在に續いて居るのである。同廿九年五月四十坪の校舎一棟を増築し且つ運動場の擴張をもしたのである。同四十一年には改正令により尋常科を六ヶ年高等科を二ヶ年の修業年限に變更し、大正十一年十一月神取小學校を併合して校地を變更し、本校を給人町に分教場を高須賀に新築設置して大正十三年四月より之に移轉し現在に及んで居るのである。

口、歴代校長

氏名	就職年月日	轉退職年月日	在職年數
熊谷發郎	明治六年五月	明治七年三月	十一ヶ月
佐々木見龍	明治七年四月	明治十五年までの間不明	

長	岡	加美山元	加美山勝衛	千葉胤雄	高橋菊三郎	高橋菊三郎	木名瀨徳力	大條正五郎	白石勳介	高橋	木村元	武田善助	川元文平	伊藤善兵衛	北條昌
同十五年八月	同十六年十一月	同十七年十一月	同二十年六月	同二十七年四月	同三十年九月	同三十七年五月	同三十七年五月	同三十七年五月	同三十七年五月	同三十七年五月	同三十七年五月	同三十七年五月	同三十七年五月	同三十七年五月	同三十七年五月
同十六年十一月	同十七年八月	同十九年九月	同二十五年七月	同三十年九月	同三十七年五月	同三十七年五月	同三十七年五月	同三十七年五月	同三十七年五月	同三十七年五月	同三十七年五月	同三十七年五月	同三十七年五月	同三十七年五月	同三十七年五月
一年四ヶ月	十ヶ月	一年十一ヶ月	六年四ヶ月	三年六ヶ月	一年二ヶ月	六年六ヶ月	三年三ヶ月	七年八ヶ月	一年十ヶ月	三年六ヶ月	二年九ヶ月	二年一ヶ月	五年二ヶ月		

ハ、児童數及經費變遷

年度	尋常	高等	計
明治六年	一	〇	一
明治七年	四	二	六
大正五年度	六	二	八
大正九年	五	二	七
大正十四年	九	三	一二
昭和三年	八	三	一一
昭和六年	二〇	四	二四

兒童數	四〇	三〇三	三〇五	三〇四	三〇二	六八
經常費	一〇八	一、八〇一	一、三三三	八、一七九	一、三三〇	一、三、四一〇
						一、三、五九九

二、高須賀分教場

前身は神取公立小學校で明治六年五月の創立である。當時は林昌院の一部を借用して教室に充て熊谷勇雄氏を主任として校務を統督せしめたのであつた。明治十三年神取山東南麓に新校舎を建築して之に移つたが同十七年には新田小學校の分教場となつた。同十九年に獨立し同廿一年野村徳氏が校長として赴任し、同廿四年三月まで勤続したが、同年五月再新田小學校の分教場となつた。同廿五年六月又々獨立して川村秀平氏が校長となり、同廿七年校舎一棟を増築した。同三十年四月より十一年間香川繁治氏、同四十一年四月より七年間沼倉輝光氏、大正四年四月より七年間青木作藏氏校長として在職したが、大正十一年十一月三度新田小學校の分教場となり、高須賀分教場と改稱して大正十三年に及んだが一方高須賀部落の中央現地に新校舎を建築し、新田本校が給人町の新校舎に移轉すると同時に神取區の兒童は本校に高須賀區の兒童は尋一より尋四まで八十餘名高須賀新校舎に移轉し之を二學級に編制して現在に及んで居るのである。

3、中津山村農業補習學校

1、沿革

本校は明治四十二年十二月六日の創立で、専ら青年男子に夜學教授をしたのが始である、一般に之を季節實業補習學校と稱し、中津山、新田、神取の各小學校に於て秋季長夜の頃、約三ヶ月間修身、國語、算術、農業の諸科目を課したのである。大正十三年三月廿七日學則を變更して修業年限二ケ年の女子部を置き、通年制の晝間教授を行ひ、裁縫科専任教員を聘して同科に主力を注ぎ、新田小學校に附設して村内女子教育の向上を圖つて居る。昭和四年更に學則を變更して修業年限一ケ年通年制晝間教授の男子部を設置し、從來のものを第一部、新設のものを第二部と稱し、高等三年程度の普通科の外に農業に主力を注ぎたる教育を施したが、時恰も緊縮政策の時代となり、經の費都合により、當分休校の止むなきに至つて居るのは遺憾である。

ロ、生徒數及經費の變遷

年 度	學 級 數			計	生 徒 數	經 常 費
	中津山	新 田	高須賀			
明治三十四年	一	一	一	三	三〇	四〇
明治三十五年	一	一	一	三	三六	四〇
明治三十六年	一	一	一	三	三六	四〇
明治三十七年	一	一	一	三	三六	四〇
明治三十八年	二	二	一	五	三三	四八
明治三十九年	二	三	一	六	三三	一、一三三
明治四十年	二	三	一	六	三三	一、一三三
明治四十一年	二	三	一	六	三三	一、一三三
明治四十二年	二	三	一	六	三三	一、一三三

4、中津山村青年訓練所

イ、沿革

當訓練所は、大正十四年發布の青年訓練所令に基いて、大正十五年に之を創立し、之を中津山村農業補習學校に併設したのである。其目的は規定第一條にある通り國民の素質向上にあつて精神訓練に重きを置き、其教育時數の半分は軍事教練に之を割り、他の半分は公民教育實業教育普通教育等に充て、居る。修業年限は滿十六歳から二十歳までの四ヶ年で、之を修了すれば歩兵科に限り在營年限を半ヶ年間短縮せらる、規定になつて居る。生徒數は創立當時は百八十名であつたが年々増加して昭和五年には二百名を超過して居る。修了生は創立の初年大正十五年度には僅々三名に過ぎなかつたが昭和五年には二十一名となり、創立以來の修了者總計一二二名に達し其成績何れも良好である。

ロ、歴代主事及指導員

職名	本職名又ハ軍人身分	氏名	就職年月日	退職年月日	在職年數
主事	新田小學校長	伊藤善兵衛	大正五・六・二九	昭和五・三・三	三年十ヶ月
指導員	陸軍歩兵少尉	阿部來	大正五・七・一	昭和五・二・三〇	三年八ヶ月
同	軍曹	石川正雄	同	昭和二・一・三	七ヶ月

同	同輜重兵軍曹	内海一夫	同	昭和二・三・二四	一年五ヶ月
同	同騎兵上等兵	高橋忠雄	同	昭和三・三・二〇	一年八ヶ月
同	同歩兵上等兵	清水喜十郎	同	昭和四・三・二〇	二年九ヶ月
同	同	大友儀秀	同	同	同
同	同	伊藤忠雄	同	同	同
同	同	西條武三郎	同	同	同
同	同	佐々木讓	同	同	同
同	同	高橋門三郎	昭和二・三・二一	昭和三・三・二〇	一年一ヶ月
同	同	眞藤忠雄	昭和三・三・二五	同	同
同	同	佐藤勝隆	同	昭和四・三・二六	同
同	同	佐々木勝雄	同	昭和四・三・二六	昭和四・八・三三
同	同砲兵上等兵	若山俊朔	同	昭和五・二・二五	六ヶ月
主事	新田小學校長	北條昌	昭和五・四・二〇	同	同
指導員	歩兵上等兵	及川洋	昭和六・五・四	同	同

前掲指導員は教練科を擔任し外に學科擔任の指導員が十數名あるが、之は補習學校教員から兼任してゐる。

ハ、經費

昭和五年度に於ける經費豫算は次の通りである。

第七章 教育

中津山村青年訓練所費豫算

一、給料	五五、〇〇〇	教練指導員手當三一五、〇〇〇	一人平均六三圓五人分
二、雜給	二〇〇、〇〇〇	學科指導員手當二一〇、〇〇〇	一人平均一五圓十四人分
三、需用費	五〇、〇〇〇	旅費五〇圓	受講手當五〇圓
		年未慰勞金一〇〇圓	
		筆紙墨雜品二〇圓	印刷費二〇圓
		通信運搬二〇圓	賞品一〇圓
		銃器二〇圓	

三、社會教育

1、中津山村男子青年團

イ、沿革

男子青年團の前身は日清戦争前後に各部落に設立された青年會である。部落青年の重立つた者等が相寄り自治的に設立して自己の修養に努め進んでは社會奉仕方面にも活動したものである。修養方面では月一二回集合して演說會や討論會をよくやつたものである。或は雜誌を購入輪讀したり、長夜の候となれば青年夜學會をはじめ學校の先生の私宅へ通つて教を請うたものである。社會奉仕方面では軍人の歡迎會や送別會をやつたり、指導標を建てたり、日露戦争當時などは會員が共同作業を興し藁細工をやつたり、田打をやつたり、或は江拂などをして得た金を恤兵部へ献金したり出征軍人に慰問品を送つたり可なりの活動をやつたものであつた。之等の費用は何れも青年の自辨で

他に補助を仰ぐ様な事は全然なかつた。日露戦争後青年教育に目覺めて來た文部省でも之等青年會の内容活動等に就て色々調査をして優良なるものを表彰して其發達を奨励したのであつた。一方には又實業補習學校令を公布して青年の修養機關を設け尙進んでは内務文部兩大臣が大正四年九月訓令を發して全國一齊に青年團の設立を奨励したのであつた。此時我が桃生郡は全國に率先して青年團を組織し、宣言綱領を發表し活動法案を定め茲に堂々たる半公半私の青年團が生れ出來たのである。我が村の青年團は此の時、即大正四年十一月の創立で新田小學校長高橋贊氏を團長に、中津山小學校長高橋榮助氏と神取小學校長青木作藏氏を副團長に推し、其下に部長及伍長等の役員を置き、村に於ては又村費を割いて補助金を與へ、其發達の助成に力を添へたので、茲に全村の青年が足並を揃へて心身の修養鍛錬に精進する様になつたのである。團員修養の目標として綱領並に規約を定むること次の通りである。

綱領、三ヶ條

- 一、忠孝の大義を辨へ國民道德の實踐に努むる事
- 二、体力を練り剛健實實の氣風を振作する事
- 三、實際生活に必須なる智能の補習錬磨に努むる事

團員規約、十ヶ條

- 一、互に相誠めて個人及團体の名譽を重んずる事

- 二、職務に忠實なる事
  - 三、常に規律を重んじ特に時間を確守する事
  - 四、盛に運動武術の錬磨に努むる事
  - 五、勤儉力行を貴び向上進取の意氣を振作する事
  - 六、常に同情を以つて他に對し好んで公共の事に盡す事
  - 七、空論妄語を慎むべき事
  - 八、日常生活は簡易質素なるべき事
  - 九、飲酒喫煙を避け遊惰驕奢の風を排する事
  - 十、敬神崇祖の實を擧ぐる事
- 其後縣青年團が組織せられ、續いて全國聯合青年團の設立となり、漸次系統ある國家的團體となるに至つたのである。大正九年十一月廿二日には當時なほ東宮におはしました。今上陛下には全國青年團代表者を高輪御所に召されて次の様な 御令旨を賜はつたのである。

御 令 旨

國運進展ノ基礎ハ青年ノ修養ニ須ツコト多シ諸子能ク内外ノ情勢ニ顧ミ恒ニ其ノ本分ヲ盡シ奮勵協力以テ所期ノ目的ヲ達成スルニ勗メンコトヲ望ム

大正九年十一月二十二日

此の優渥なる御令旨に、團員は勿論國民一般大に感激し、其成績の向上に奮勵したので今や全國青年團の數三萬二千四百餘、團員數は實に四百四十七萬五千餘に達し、其事業に活動に見るべきものが多くなつて來たのは喜ばしいことである。我が村青年團たるもの豈奮勵せずして可ならんやである。

ロ、歴代團長

第一代新田小學校長高橋資、第二代同木村元、第三代同武田善助、第四代同川元文平、第五代中津山村軍人分會長阿部來、第六代元新田小學校長伊藤善兵衛、第七代軍人分會副長佐々木文治郎

ハ、團 則

名 稱

第一條 本團ヲ中津山村青年團ト稱ス、事務所ヲ新田小學校ニ置ク

目 的

第二條 本團ハ綱領ノ趣旨ニ基キ心身ノ修養鍛練ニツトメ健全ナル國民善良ナル公民タルノ素地ヲ養フヲ以テ目的トス

行 事

第三條 本團ハ第二條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ行事ヲ實行スルモノトス

- 1、教育勸語戊申詔書、國民精神作興詔書、令旨、軍人ニ賜ハリタル勅諭ノ捧讀
- 2、農業補習學校青年訓練所就學出席ノ獎勵
- 3、講習會、修養會、体育會、講演會開催
- 4、各種ノ見學及ビ實習

- 5、競作會及ビ共同事業ノ經營
- 6、品評會及ビ展覽會ノ開催
- 7、生活改善及ビ奉仕事業

第四條 前條ノ目的ヲ達スルタメ左ノ事業部ヲ置ク

- 1、修養部 (イ)補習學校青年訓練所就學出席ノ獎勵 (ロ)講演會、講習會、見學旅行 (ハ)巡回文庫ノ利用設置 (ニ)機關雜誌「カマヤキ」ノ發行
- 2、辯論部 (イ)辯論會、大會開催
- 3、体育部 (イ)体育大會ノ開催 (ロ)劍道講習會、大會開催 (ハ)武道運動競技用具及ビソノ充實
- 4、娛樂部 (イ)活動寫真會開催 (ロ)品評會展覽會開催 (ハ)民話會
- 5、社會奉仕部 (イ)入退營軍人ノ送迎 (ロ)敬老會謝恩會 (ハ)揭示板指導標ノ設置 (ニ)各種ノ宣傳 (ロ)除雪作業

團 員

第五條 本團員ハ十二歳以上二十五歳以下ノ男子ニシテ本村在住者ヲ以テ組織ス本團員ヲ二種ニ分チ二十歳未滿ヲ第一團員トシ二十一歳以上ヲ第二團員トス

區 域

第六條 本團ヲ左記ノ七部ニ分ツ  
 第一部(寺崎) 第二部(中津山、四軒) 第三部(峰、箱下) 第四部(新田) 第五部(山刀卷、給人町)

第六部(神取) 第七部(高須賀)

役 員

- 第七條 本團ニ左ノ役員ヲ置ク
- 1、團 長 (一名)役員會ニ於テ選舉ス 任期四年
- 2、副團長 (二名)同 前 任期四年
- 3、部長副部長 (各一名)各部ニ於テ選舉ス 任期二年
- 4、評議員 (各部五名)各部團員ノ互選ニヨル 任期二年
- 5、理事 (若干名)團長囑託 任期二年
- 6、顧問賛助員團長囑託

第八條 役員ノ職務左ノ如ク定ム

- 1、團長ハ本團ヲ代表シ本團ニ關スル一切ノ事務ヲ統理ス
- 2、副團長ハ團長ヲ補佐シ團長事故アルトキハ之ガ代理ヲナス
- 3、部長副部長ハ團長統督ノ下ニ其ノ部ニ屬スル事業ノ企劃經營及ビ團員指導獎勵等一切ノ事務ヲ處理スルモノトス
- 4、評議員ハ團長統理ノ下ニ本團ノ目的ヲ達スベキ重要ノ議決ヲナシ併セテ部長副部長ヲ助ケ且ツ第四條ノ事務ヲ分擔ス
- 5、理事ハ團長ノ命ヲ受ケ庶務會計ノ事務ヲ掌理ス
- 6、顧問賛助員ハ團長ニ意見ヲ述ベ又ハ諮問ニ應ズルモノトス

會議及集會

- 第九條 役員會ハ隨時開催スルモノトス役員會ノ議長ハ團長之ニアタル
- 第十條 本團ノ行事豫定及ビ豫算編成ハ役員會ニテ決スルモノトス

第七章 教 育

第十一條 總會ハ毎年二回之ヲ開ク但シ必要ニ應ジテ臨時開催スルコトアルベシ總會ノ議長ハ團長之ニアタ

ル

第十二條 本團ノ行事ヲ實施スルタメ團長ハ全團員ヲ部長ハ部團員ヲ隨時召集スルモノトス

經理

第十三條 本團ニ要スル費用ハ努メテ團員ノ勤勞ニ依ル收入ヲ以テ支辨スルモノトス

第十四條 本團役員ハ名譽職トス

團則

第十五條 團則ノ改正ハ役員會ノ決議ニ依ル

入退團

第十六條 本團ハ毎年春季ニ於テ入團式ヲ秋季ニ於テ退團式ヲ行フ

宣誓

第十七條 入團者ニ對シテハ別ニ定ムル所ニ依リ宣誓セシム

賞罰

第十八條 本團員ノ善行者ニハ役員會議ヲ經テ團長之ヲ旌表シ不良ノ行爲ニヨリ本團ノ面目ニ關スルガ如キ

モノアルトキハ除名スルコトアルベシ

團旗

第十九條 本團ニハ團旗ヲ具フ其ノ形式ヲ聯隊旗形トス

簿書

第二十條 本團ニ左ノ簿書ヲ備フ

- 1、團則
- 2、團員及役員名簿
- 3、會計簿
- 4、記錄
- 5、宣誓簿

### 2、中津山村女子青年團

#### 1、沿革

女子青年團は最近の設立である。大正四年男子青年團が組織せられてより之に對應すべき處女の修養團體組織の必要を説くもの多く時代の要求は遂に各村に處女會を組織せしめ、之を郡に於て統一し更に縣處女會が創立せられて漸く系統ある團體となつたのである。我が村の處女會は大正五年の創立で、歴代村長を會長に中津山新田兩校長が副會長に推され萬端の事務を處理し、作法料理染色裁縫等の諸講習をはじめ、裁縫手藝品の展覽會やバザーなどを開催し或は名士の講演を聴く等現代處女として或は未來の良妻賢母としての修養に努めつゝある。昭和二年會則修正と同時に女子青年團と改名して今日に至つて居る。

#### ロ、團則

第一條 本團ハ中津山村女子青年團ト稱シ事務所ヲ中津山小學校内ニ置ク

第二條 本團ハ團員ノ智徳ノ修養、技能ノ練磨、体育ノ向上ヲ圖リ家族制度ノ本義ヲ體シ時代ノ趨勢ヲ理解

シ善良ナル日本婦人タルノ素地ヲ得シムルヲ以テ目的トス

第三條 本團ハ第二條ノ目的ヲ達センガ爲メ左ノ事項ヲ行フ

- 1、講演會講習會等ノ開催及視察見學旅行

### 第七章 教育

- 2、技藝品展覽會及會員談話會
  - 3、体育獎勵並衛生思想ノ向上ニ關スル事項
  - 4、風俗習慣ノ改善勵行
  - 5、讀書趣味ノ養成ニ關スル施設
  - 6、其他適當ト認ムル事項
- 第四條 本團員ハ本村内ニ居住シ義務教育終了ヨリ滿二十五歳マデノ未婚ノ女子ヲ以テ組織ス、結婚其他ニヨリ退團シタルモノハ引續キ本團ノ後援タルノ義務アルモノトス
- 第五條 本團ニ左ノ支部ヲ置ク
- 1、中津山支部、中津山小學校通學區域
  - 2、新田支部、新田小學校通學區域
  - 3、高須賀支部、高須賀分教場通學區域
- 第六條 本團ニ左ノ役員ヲ置ク
- 團長一名、副團長二名、支部長三名、顧問若干名、幹事若干名、理事若干名、班長若干名
- 第七條 本團役員ノ選任方法左ノ如シ
- 1、團長ニハ本村々長ヲ副團長ニハ本村小學校長ヲ推戴ス
  - 2、支部長ハ本村小學校女教員中ヨリ顧問ハ本村小學校教員其他地方有志中ヨリ團長之ヲ囑托ス
  - 3、幹事ハ本村小學校女教員其他ヨリ團長之ヲ囑托ス
  - 4、理事ハ本村小學校女教員中ヨリ團長之ヲ囑托ス
  - 5、班長ハ團員ノ選舉ニヨリ團長之ヲ任命スルモノトス

第八條 本團役員ノ職務權限左ノ如シ

- 1、團長ハ本團ニ關スル一切ノ事務ヲ總括シ會議ノ議長トナル
  - 2、副團長ハ團長ヲ補佐シ團長事故アル時ハ之ガ代理ヲナシ兼ネテ直接團員ノ指導ノ任ニ當ル
  - 3、支部長ハ團長ノ命ヲ受ケ其支部内ノ事務ヲ掌理シ兼ネテ直接團員ノ指導ノ任ニ當ル
  - 4、顧問ハ團長ノ諮問ニ應ジ又ハ意見ヲ開陳スルモノトス
  - 5、幹事ハ團員ノ指導訓育ニ任ズルモノトス
  - 6、理事ハ團長及支部長ノ命ヲ受ケ事務ヲ處理シ且團員ヲ指導シ支部長事故アル時ハ之ガ代理ヲナス
  - 7、班長ハ團長及支部長ノ命ヲ受ケテ事務ヲ處理スルモノトス
- 第九條 班長ノ任期ハ二箇年トス但シ再選ヲ妨ケズ
- 第十條 本團ハ年一回總會ヲ開キ各支部ニ於テ年數回例會ヲ開催ス
- 第十一條 本團ノ經費ハ團員ノ負擔及村費補助篤志者ノ寄附金ヲ以テ之ニ充ツ
- 第十二條 本團則ヲ改訂セントスル時ハ出席團員過半數ノ賛同ヲ要スルモノトス

3、中津山村教育會

1、沿革

本村教育會の前身は桃生郡教育會中津山村支部と稱し、年二百圓乃至三百圓位の負擔金を納め郡教育會本部の活動に貢献したものであつた、大正十四年郡役所が廢止せらるゝと同時に郡の中心點を失つたので各町村間の連繫が昔日の如くならず、従つて其活動も意の如くならざるものがあり、



茲に郡教育會は組織を變更して社團法人となるに及んで各町村支部は自然消滅となつてしまつたのである。一方亦縣教育會の基礎に動搖を感じ、從來の構成分子たる郡教育會中には既に解散するものさへ出たので、更に改めて町村教育會を基礎として立たねばならぬ事情になつたのである。そこで我が村では大正十五年新に獨立せる中津山村教育會なるものを組織して獨自の活動を爲すと同時に縣教育會に加盟して年三十圓内外の負擔金を納めて其活動を援けて居る。郡教育會支部時代には本部活動の爲めに大部分の經費を割かれたので支部の活動は思ふ様に行かなかつたのも無理がなかつた現在に於ては通俗教育の爲に講演會或は活動寫眞會等を開催し、村教育興隆の爲には教育研究費を支出して講師招聘の費用に充て、或は優良兒童を旌表し、或は農事講習所入所生に獎勵金を交附する等村教育の爲に貢獻して居る事項は少くない。本誌の編纂事業も其一部であることは卷頭にも述べた通りである。

ロ、役 員

- 一、會長 第一代 西條 軍 一 郎
- 二、副會長 第一代 鈴木 清 一 郎 阿 部 温
- 三、理事 宮川兼藏(退)、伊藤善兵衛、長江みきを(退)、齋藤永光、北條昌、末永善左衛門
- 四、評議員 は總會の選舉によつて三十名を出すことになつて居て任期は四ヶ年である其氏名は茲に略して置く

ハ、會 則

第一章 總 則

第一條 本會ハ本村ノ學校教育並ニ社會教化ノ改善上進ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條 本會ハ中津山村教育會ト稱シ事務所ヲ中津山村役場内ニ置ク

第三條 本會ハ第一條ノ目的ヲ達成スル爲左ノ事業ヲ行フ

- 1、兒童生徒就學並ニ出席ノ獎勵
- 2、貧困兒童生徒ノ保護救済
- 3、優良兒童生徒ノ表彰
- 4、學校設備ノ援助
- 5、教員ノ研究修養並ニ學事視察ノ援助
- 6、育英事業ノ經營
- 7、運動會、學藝會、展覽會、遠足修學旅行等ノ援助
- 8、講演會、講習會等ノ開催
- 9、青年處女教育ノ後援
- 10、成人教育ノ助成
- 11、衛生思想ノ普及援助
- 12、教育功績者ノ表彰
- 13、其他本會ノ目的ヲ達スル爲ニ必要ナル事項

第二章 會員

第四條 本會ノ目的ニ賛同スル者ヲ以テ會員トス

第五條 前條ノ外地方ノ名望家又ハ本會ニ功勞アル者ハ會長若クハ評議員會ノ推薦ニヨリ名譽會員トナスコトヲ得

第三章 役員及職員

第六條 本會ニ左ノ役員及職員ヲ置ク

- 1、會長 一名
- 2、副會長 二名
- 3、評議員 三十名
- 4、理事 若干名
- 5、書記 若干名

第七條 本會ノ役員及職員ハ左ノ方法ニヨリ之ヲ定ム

- 1、會長ニハ本村々長副會長ニハ本村小學校兒童保護者會長ヲ推戴ス
- 2、評議員ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス
- 3、理事及書記ハ會長之ヲ囑託ス

第八條 本會ノ役員及職員ノ任務ハ左ノ如シ

- 1、會長ハ本會ヲ統理シ會議ノ議長トナル
- 2、副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アル時ハ之ヲ代理ス
- 3、評議員ハ會長ノ諮問ニ應ジ又ハ重要ナル議事ニ參與ス
- 4、理事ハ常時會務ニ從事シ重要ナル事項ノ協議ニ參與ス
- 5、副會長及理事ハ會議ニ列シテ意見ヲ述フルコトヲ得
- 6、書記ハ會長ノ命ヲ受ケテ庶務會計ノ事務ニ從事ス

第九條 評議員ノ任期ハ四ケ年トス 但シ補欠評議員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第四章 會議

第十條 本會ノ會議ハ評議員會及總會ノ二種トス

- 1、評議員會ハ必要ニ應ジ隨時會長之ヲ召集ス
- 2、總會ハ年一回之ヲ開ク 但シ臨時總會ヲ開クコトヲ得

第十一條 評議員ノ議決スベキ事項左ノ如シ

- 1、豫算ノ議決決算ノ認定
- 2、諮問答申
- 3、其他重要ナル事項

第十二條 評議員會ノ議員定數ノ過半數ノ出席ヲ以テ開會シ議事ハ出席議員ノ過半數ヲ以テ決シ可否同數ナル時ハ議長ノ決スル所ニヨル

第十三條 總會ノ行事ハ左ノ如シ

- 1、庶務會計ノ報告
- 2、會則ノ變更
- 3、役員ノ選舉
- 4、縣教育會出席議員ノ選舉
- 5、諮問答申及協議
- 6、講演及談話
- 7、其他教育上必要ナル事項

第十四條 總會ノ決議ハ出席會員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

第五章 會計

第十五條 本會經費ハ左ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

- 1、會員ノ會費
- 2、村費ノ補助
- 3、寄附金
- 4、其他

第十六條 本會々員ハ毎年度豫算ノ定ムル所ニヨリ會費ヲ納付スベシ

第十七條 本會ノ基礎ヲ鞏固ニスル爲基本金ヲ蓄積スルモノトス

第十八條 前條ノ基本金ノ蓄積ハ左ノ方法ニヨル

第七章 教育

1、指定寄附 2、毎年度末決算残余金  
第十九條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

#### 四、教育後援機關

##### 1、貧困兒童保護會

本會は明治三十九年十一月の創立である、之は明治三十七八年の戦捷記念として設けたもので専ら貧困なる學齡兒童に學用品其他を給與して其就學を保護獎勵するを目的としたものである。曩に縣は此の種の機關の設立を勸奨して補助金交附を聲明して居たので、本會は茲に約壹百圓の金員を交附せられたのであつた。當時中津山、新田、神取の三校鼎立時代之を各校に分割して基本金と爲さしめ更に地方民より寄附を募集して之に加へたので、本會の基礎は頗る鞏固になつたのである。之基本金の利子及村費の補助金を以つて經常費に充て貧兒の學用品は勿論被服雨具等をも給與して其就學出席を獎勵したので其效果頗る顯著なるものがあつた。大正十四年一月九日宮城縣令第二號を以つて宮城縣兒童就學獎勵資金管理規程なるものが發布せられた。之は 今上天皇陛下が未だ東宮におはす時御成婚の御慶事に際して特に兒童就學獎勵の思召を以つて御下賜せられたる金壹萬八千百十九圓を基本として兒童就學獎勵資金を設け特別會計として管理するものである。同年三月六

日縣訓令甲第三號を以つて右管理規程施行細則が發布せられ、右資金の利子及國庫補助金縣費補助金等と合せて貧困兒童就學獎勵の爲之を市町村に交附することとなり、本村は毎年百圓内外の交附金を受くる様になつたので本會の活動は益々圓滑になつたのである。近年新田、中津山兩校兒童保護者會が其事業中に貧困兒童の保護をもやる事になつたので、本會の事業を兩校兒童保護者會へ委任する方が活動上便宜であらうといふので、昭和四年度より該交附金を兩校兒童保護者會へ分割して交附し兩校兒童保護者會の活動上に多大の便益を與へて居る。但し基本金は從來の通り村長が之を管理して居るのである。

##### 2、新田小學校兒童保護者會

##### 1、沿革

本會は大正四年、大正天皇御即位紀念として創立したものである。専ら當校教育の後援機關として設けられたもので、運動會や夏季水泳場の設置や其他各種の事業を經營して居る。會員は現在々學兒童の保護者が主として約四百名を算して居る。會員一人より一ヶ年間に金貳拾錢宛の會費を齎出して經常費に充て、必要あれば臨時寄附金を募集することもある。學校の併合があつた場合一寸活動休止の状態になつた事もあるが、大正十四年之を復興して規約に若干の修正を加へ役員等も全部改選を行ひ陣容を改めて新活動に入り以て今日に及んで居るのである。

ロ、役員

會長 第一代 今井茂久 第二代 鈴木清一郎  
 副會長 第一代 高橋 贊 第二代 三浦安三郎  
 理事、評議員、委員の氏名は略す。

ハ、規約

- 第一條 本會ハ新田尋常高等小學校兒童教育ヲ後援シ兼ネテ學校ト家庭トノ連絡ヲ親密ニスルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハ新田尋常高等小學校兒童保護會ト稱シ事務所ヲ同校内ニ置ク
- 第三條 本會ハ新田尋常高等小學校兒童ノ保護者及本會ノ趣旨ヲ賛成スル有志者ヲ以テ會員トス
- 第四條 本會員ヲ別ケテ左ノ二種トス
  - 一、現在兒童ノ保護者ヲ正會員トス
  - 二、本會ノ趣旨ヲ賛シ本會ノ爲メニ盡力セラル、有志者並ニ同校職員ヲ特別會員トス
- 第五條 本會事業ノ概目左ノ如シ
  - 一、學校ト協議シテ保護者ノ集會ヲ催スコト
  - 二、在學兒童ノ教育ヲ獎勵スルコト
  - 三、貧窮兒童ノ教育ヲ援助スルコト
  - 四、講話會、成績品展覽會、運動會等ノ開催ニ援助スルコト
  - 五、學校ノ設備其ノ他ニ相當ノ援助ヲナスコト

- 六、師弟ノ情誼ヲ厚ウスルコトニ努ムルコト
- 七、青年處女教育ヲ獎勵援助スルコト
- 八、其ノ他

第六條 本會ノ事業ニ要スル費用ハ會費及寄附金ヲ以テ之ニ充ツ

第七條 本會員ハ會費トシテ一ケ年金貳拾錢ヲ出金スルモノトス(毎年四月中ニ出金スルコト)

第八條 本會ノ事務ヲ處理スルタメ左ノ役員ヲ置ク  
 會長 一名 副會長 一名 理事 十名 評議員 十八名 委員 若干名

第九條 會長、副會長、評議員ハ總會ニ於テ選舉シ其任期ヲ各四ケ年トス  
 理事ハ評議員中ヨリ互選シ其任期ヲ四ケ年トス  
 委員ハ會長之ヲ囑託ス

第十條 會長ハ本會ヲ統理ス副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス  
 理事ハ會務ヲ分掌ス  
 評議員ハ諸般ノ評議ニ參與ス  
 委員ハ會長ノ指揮ニ從ヒ會務ヲ整理ス

第十一條 本會ハ毎年一回適當ノ時期ニ於テ總會ヲ開キ左ノ事項ヲ舉行スルモノトス  
 但シ役員會ニ於テ必要ト認メタル場合ハ臨時總會ヲ開クコトアルヘシ

- 一、成績及庶務會計ノ報告
- 二、役員選舉
- 三、懇談

第七章 教育

四、其他

- 第十二條 評議員會、理事會、委員會ハ會長ニ於テ隨時必要ナル場合ニ召集スルモノトス
- 第十三條 本會ノ事業ニ要スル費用ハ理事會ノ協議ニヨリ支出スルモノトス
- 第十四條 會費ハ郵便局ニ預ケ置クモノトス
- 第十五條 本會規約ハ總會ニ於テ出席會員過半數ノ同意ヲ得ルニアラザレバ變更スルコトヲ得ス

3、中津山小學校兒童保護者會

1、沿革

本會は大正五年の創立で、其目的事業等は前掲新田校兒童保護者會と全く同様で中津山小學校の後援機關として熱心に活動して居る、殊に若山武一郎氏其他よりの寄附によつて基本金數百圓を有し其基礎が頗る鞏固になつて居る。

ロ、役員

- |     |           |           |           |
|-----|-----------|-----------|-----------|
| 會長  | 第一代 阿部 秀逸 | 第二代 西條軍一郎 | 第三代 阿部 溫  |
| 副會長 | 第一代 西條軍一郎 | 第二代 阿部 溫  | 第三代 若山武一郎 |

### 第八章 官公衛及各種團體

#### 一、警察

##### 1、寺崎巡查駐在所

##### イ、沿革

明治十五年一月一日の創立で元は寺崎巡查屯所と稱したが同十八年二月巡查駐在所と改稱し、敷地六十九坪は、明治二十三年村の公用財産として拂下たと村の記録にある。建物は何年頃のものか不明だが、創立當時の建築とすれば五十年間を経過して今日に至つて居るのである。

##### ロ、歴代 巡查

- 屯所時代 柴谷直信、高橋某、熊谷源六。
- 駐在所時代 熊谷一郎、佐々木敏五郎、横尾義隆、大宮兵彌、大町三之助、佐々木盾之丞、村岡三十郎、武川龜治、梶谷忠八、高橋文七、佐々木彦吉、支部卓爾、氏家惣太郎、津田嘉助、曾根權助、佐々木民治、佐藤精一、佐藤龜齡、佐々木留男、岩淵常太郎。

##### 2、神取巡查駐在所

##### イ、沿革

#### 第八章 官公衛及各種團體

當駐在所は、明治二十一年六月廿五日告示第二五號によつて新設せられたものである。當時廳舎の建築がなかつたので一時神取阿部彌藏氏の表座敷（現在の高橋忠彌氏宅）を借受けて執務したのであつた。當時の區長木村喜惣右衛門有志家鈴木松三郎、佐々木千代吉等の諸氏が奔走して管轄區内即ち新田給人町神取高須賀の有志家から寄附金を募集し、同年十一月神取三浦伊四郎方（今の鈴木三郎方）屋敷の一部を借受けて、間口二間奥行四間半の廳舎を新築したのであつた。其後明治三十三年四月に至り都合があつて神取鈴木清一郎氏所有の現在地を借受けて移轉したが、最近朽破狹隘を告げたので昭和四年五月工費一千圓（内五百圓は村費他の五百圓は關係區民の寄附）を投じて改築せられ、以つて今日に至つて居るのである。

#### ロ、歴代 巡查

三上吉十郎、菅野忠太夫、本名友彌、後藤文三郎、小山文七、伊藤運三郎、大友義隆、石堂亦藏、佐々木鼎之丞、長江勝治、佐々木鼎之丞、戸村徳治郎、小野寺龜三郎、都築龜之助、阿部忠治郎、早坂登、板垣篤、日下清藏、板垣篤、熊谷益之進、佐々木民治、梶谷忠八、御代田信太郎、小野寺大助、高橋金雄、佐藤正巳

### 二、郵 便 局

#### 1、寺崎郵便局

#### イ、沿革

明治七年九月の創立で寺崎若山作内氏が初代局長となり、事務所も同氏邸内に置いたが第二代若山新兵衛、第三代若山武藏氏を経て第四代若山新之助氏の時事務所を現位置に移し、第五代若山英二氏現局長として今日に至つて居るのである。

#### ロ、取扱區域及事務

中津山村及桃生村二ヶ村を管轄して居る。事務は一般通信の外に明治十八年十月一日より郵便貯金を同二十七年一月一日から爲替事務を取扱つて居る。電話は昭和三年五月十一日から架設され中津山村役場専用電話と連絡し、電信は昭和四年二月十一日の紀元節佳辰を以つて飯野川局へ電話を以つて取次ぐ様になつたので村民は其利便を非常に喜んで居る。

#### ハ、表彰

#### 第四代局長若山新之助氏

局務全般に渉る成績優良、且つ品行方正恪勤精勵一般の模範とするに足るとて、明治四十年三月逓信協會から表彰せられた。

#### 第五代局長若山英二氏

一、品行方正恪勤精勵局務成績良好にして一般の儀表と爲すに足るとて大正五年九月三十日箕浦逓信大臣より逓信選奨規定により第四級勤功章を授與せられた。

- 二、昭和四年四月賞勳局より勳八等瑞寶章を下賜せられた。
- 三、昭和六年五月一日従七位に叙せられた。

2、神取郵便局

イ、沿革

明治十三年十月十九日驛遞局發令によつて神取郵便局が開設せられたが、明治十八年一月官制の都合により集配事務が廢止され、同十九年四月、神取郵便受取所と改稱したが、同三十八年四月一日官制改正によつて再び神取郵便局と稱し、寺崎郵便局の集配受持區域と定められて今日に至つて居る。初代局長は鈴木松三郎氏で明治十三年十月四等郵便取扱に任ぜられ、同十九年四月郵便受取所取扱人となり、同三十八年三月まで二十五年間勤續して職を辭し明治三十八年四月、氏の長男利喜治氏が二代局長に任ぜられ現に在職中である。昭和五年電話が架設せられ電報の取次も出來て非常に便利になつた。

ロ、表彰

第二代、鈴木利喜治氏

- 一、大正十二年七月廿四日、叙勳八等賜瑞寶章
- 一、大正十四年六月一日、叙従七位

三、大正十四年十二月廿日、多年郵便貯金の勸奨に盡力し其功績顯著なるにより表彰せらる。

- 四、昭和三年五月廿日、爲替貯金等受拂證據書類書方成績優良につき表彰せらる。
- 五、昭和四年七月廿七日、叙勳七等 賜瑞寶章
- 六、昭和五年七月十五日、叙正七位

三、銀行

1、七十七銀行中津山支店

イ、沿革

前身は大正六年十月七日寺崎西條軍一郎氏によつて設立せられた株式会社宮城商業銀行の派出所である。當時地方民は之が利用方法を知悉せざる結果、其機能を充分に發揮することが出來なかつたが年を逐ふて利用者が増加し遂には從來の派出所では不便を感じる様にまで進んだのである。そこで大正十年十月派出所を改めて支店となし茲に銀行として的一般事務を取扱ふことになり、始めて當地方唯一の金融機關として重用されるに至つた。昭和三年一月宮城商業銀行が七十七銀行に合併せられたので、當支店は其儘七十七銀行の支店となり、宮澤清二氏が支配人として赴任し以つて今日に至つて居るのである。

ロ、現況

當地方は農家が大部分であるから概して金融は不活潑である。けれども近時一般地方民が銀行の利便を覺り之を利用するものが逐年増加し、殊に合併後は石巻仙臺方面との爲替取引關係等が増加し、一層活氣を加へつゝある状況にある。

四、宮城縣電氣課飯野川出張所管内寺崎散宿所

1、沿革

我が國で始めて電燈を點じたのは明治十五年である。東京銀座大倉組の前に素晴しく明るいランプがついたと、毎夜見物人が諸方から集つて來て雑沓を極めた。油もなくマッチをも用ひず忽ちバツと火のつく其奇巧を不思議がり晝をも欺く強い光に幻惑されて驚嘆したものであつた。之は米國より見本として輸入した二千燭光の弧光燈であつた。當時我が村の状態はと云へば、ランプを點ずる家さへ極めて稀で、多くは松脂デツチ又は魚油行燈の時代であつた。それから三十五年を経た、大正五年になると電化の勢は勇しく田舎にも押寄せて來てこの年十二月遠田送電株式會社の送電によつて我が村にも始めて電燈の光を仰ぐ様になつたのである。それでもまだ寺崎、中津山、新田、神取の宿驛にのみ限られて居たが、大正十二年になると本村全部に擴張せられたのである。此年八

月從來民間經營の電氣事業が縣營となり、電工一名を寺崎に駐在せしめ中津山村及桃生村を受持區域として巡視し、電燈及電動機の保護修理等一切の事務を取扱つて居る、此電工駐在所を散宿所と稱してゐる。

2、歴代電工

伊藤清治郎、熱海豊助、成澤英雄、高橋東太郎、片桐哲夫、松村兵助、佐々木高就、大友健次郎。

3、電燈及動力數

中津山村、電燈總數、一四九七燈、六十三キロワット、内メートル需要家四五戸、三五八燈、電動力使用者一四戸、六〇馬力、全部メートル使用、動力使用種類、精米麥、精粉、製繩、製材機等の運轉。  
桃生村、電燈總數、八七八燈、内メートル需要家一三戸、動力使用二戸一五馬力。

五、各種團體

1、帝國在郷軍人會中津山村分會

イ、沿革

帝國在郷軍人會は明治四十三年十一月三日東京偕行社に於て創立發會せられたものである、相尋いて仙臺支部が組織せられ、此月下旬本村分會が組織せられたのである。其後村分會を聯合して郡聯合分會なるものが組織せられ互に連絡提携して軍人精神の維持向上に努めつゝあるのである。



是より先我村には在郷軍人の團體が出来て居た。日露戦争の終つたのは明治二十八年であるが翌三十九年四月には、時の凱旋將校八木貞二郎、内海順藏、伊藤卓、熊谷讓、今井茂久等の諸氏が主唱して給人町一里塚に戦歿戦友を弔ふべく在郷軍人諸氏が一團となつて一大忠魂碑を建立したのであるが、此時既に無名の在郷軍人團が生れ出たのである。翌四十年十月仙臺聯隊區司令官の獎勵に基き、中津山村在郷軍人團と命名し、團則を制定して活動の目標を定め大に其目的達成に向つて突進したのであつた。

#### ロ、役員

中津山村在郷軍人團創立當時の役員は

團長 八木貞二郎。

第一分團長 伊藤卓、第二分團長 今野正平、第三分團長 佐々木清太郎、第四分團長 今井茂久、第五分團長 内海順藏、第六分團長 熊谷讓、第七分團長 中壘富藏。

帝國在郷軍人會中津山村分會組織後の歴代分會長及副長は

第一期分會長 歩兵大尉 八木貞二郎、同副長 歩兵中尉 内海順藏、第二期分會長 歩兵中尉 内海順藏、同副長 二等軍醫 伊藤卓、第三期分會長 歩兵少尉 今井茂久、同副長 同西條軍一郎、第四期 再選、第五期 再選、第六期 再選、第七期 再選、第八期分會長 歩兵少尉 西條軍一郎、同副長 歩兵軍曹 石川正雄、第九期 再選、第十期分會長 歩兵少尉 阿部來、同副長 歩兵軍曹 石川正雄、第十一期 再

選、第十二期分會長 歩兵軍曹 石川正雄、同副長 輜重兵伍長 内海一夫、第十三期分會長 輜重兵伍長 内海一夫(現任)、同副長 海軍三等兵曹 佐々木文治郎(同)。

#### 2、中津山信用購賣組合

##### 1、沿革

本組合は明治四十二年四月十日の創立である、當時の組合員は寺崎中津山城内の三部落希望者百四十八名で、口數二百二十四、資金總額六百六十圓に過ぎなかつた。當時の組合長阿部彦五郎氏は専務理事阿部秀逸氏と共に苦心經營、多大の犠牲を拂ひつゝ、事業の運行に會計の整理に組合員の訓練に百方盡力せられた結果年を逐うて隆盛に赴き、大正七年には組合員數も資金も次第に増加して寺崎船場に五千石の收容力ある農業倉庫を建設し、大正九年には存續期間二十年を四十年に延長し大正十四年には本組合區域を全村に擴張して一村の福利増進の上に重大なる責任を負ふことになつたのである。従つて組合員數も三百名に達し口數は七百に近くなつた。大正十五年には組合長阿部彦五郎氏が死亡したので専務理事阿部秀逸氏が組合長に昇格し阿部自由氏が専務理事となり、昭和二年十月には百坪の農業倉庫を神取河岸前に建設して神取支庫と稱し、昭和四年九月阿部自由氏死亡して西條庄三郎氏が専務理事となり、昭和五年一月組合長阿部秀逸氏が家事上の都合により退任し、現組合長西條軍一郎氏が就任して今日に至つて居るのである。

ロ、事業概況

(一) 信用部

信用部の事業は組合員に對する産業上の資金を融通すること、組合員の貯金を取扱ふこととの二つである。資金の貸附は昭和五年度現在で二萬九千九百餘圓外に養蠶應急資金貸附金が三千圓ある貯金の方は組合員貯金が六千六百餘圓、家族貯金が四千圓餘、其他の團體貯金が四千二百餘圓に上つて居る。

(二) 購賣部

購賣部の事業は大體左の三つに分れて居る。

- (1) 肥料、農具、種苗、家畜、蠶種等産業上必須なる物資の購入配給
- (2) 味噌、醬油、鹽、油、紙等經濟日用品の購入配給
- (3) 米穀の倉庫保管及其共同販賣等

昭和五年度に於ては主として肥料と鹽等との購賣をやつたが其價格は肥料三萬一千餘圓、鹽千六百餘圓合計三萬二千七百餘圓に達してゐる。

ハ、資産

昭和五年度事業報告書によつて見ると資産金八八、三五八圓八三四、負債金五二、四八八圓三九

七、差引資産現在高三五、八七〇圓四三七とある。之を創立當時の六六〇圓に比較すると實に五十倍の多額に上つて居るのである。尙委しきは次の表に示す通りである。

資 産		負 債	
科 目	摘 要	科 目	摘 要
	金額		金額
拂込未済出資金	口數 六九六	中央金庫拂込未済出資金	口數 二九
産業組合中央金庫出資金	口數 二九	信用組合聯合會拂込未済出資金	口數 一一
信用組合聯合會出資金	口數 一一	縣販購聯拂込未済出資金	口數 七
縣販購聯出資金	口數 七	組合員貯金	三〇〇人
貸 附 金	有擔 三一〇 無擔 三五七	家族貯金	四七人
預 金	定期 八、一六一、七〇〇 常座 三、二六、八三三	其他團體貯金	二三人
建 物	倉庫 三棟 二三〇坪	借 入 金	內倉庫分借入 一九六、三六二
備 品	謄寫版外十點	農業倉庫償却積立金	二 件
未收入賣却代金	三八人	合 計	五三、四八八、三九七
購賣品殘高	鹽 二四叭 肥料 三種		

科目	摘要	金額
養蠶應急資金	六	三,000,000
貸附金		三,000,000
仮渡金		七五五,三三三
現金		八八,三五六,八三四
合計		三五,八七〇,四三七
差引金		

二、役員 (昭和六年一月末日現在)

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
組合長理事	西條軍一郎	理事	末永善左衛門	評定員	木村菊藏
事務理事	西條生三郎	同	鈴木清一郎	同	佐々木清太郎
理事	成澤慶一郎	監事	若山新之助	同	伊藤治三郎
同	阿部廉治	同	阿部 藩	同	高橋 己辛
同	守屋徳之助	同	高橋 精一	同	佐々木清藏
同	須藤彦太郎	同	高橋 久七	同	鈴木庄右衛門
同	佐々木良助	同	鈴木利喜治		
同	濱林泰助	評定員	渥美 榮治		

3、中津山消防組

1、沿革

中津山消防組の前身は、明治二十四年四月村内有志者によつて組織された私立中津山村消防組で組員百八十名を有し、中津山町の熊谷新治氏が消防總長となり神取町鈴木松三郎氏が副總長となつて之を統御した大團體であつた。當時は草創の際として設備等は甚だ不完全なもので僅に鳶口や龍吐水等若干を有するのみで被服等も一定せず、固より十分なる訓練もないから極めて不規則な團體であつた事は止むを得なかつた。明治二十七年二月勅令第十五號で消防規則なるものが發布せられ更に同年五月將縣令を以て消防組施行細則が發布せられたので早速此の諸法規に則つて之を公立中津山消防組と改稱し、優良組員八十名を選抜して之を定員となし、組頭以下部頭小頭其他の役員を任命し、且つ規律的訓練を行ひ備品等も漸次完備に近く以て今日に至つて居るのである。

ロ、歴代組頭

代氏名	就職年月日	退職年月日	摘要
一 熊谷良助	明治二十七年七月	明治二十七年五月廿四日	中津山村會議員
二 阿部義隆	明治四十一年八月	明治四十二年十一月	陸軍歩兵少尉
三 佐々木傳兵衛	明治四十三年十一月	大正三年六月	中津山村長
四 遠藤冬治	大正三年九月	大正九年七月	中津山村長
五 鈴木利喜治	大正九年八月	現職	神取郵便局長

第八章 官公衛及各種團體

ハ、表 彰

中津山消防組

規律訓練優秀ニシテ能ク警火思想ヲ普及シ消防事業ノ發展ニ努力シタル功勞顯著ナルヲ認ム仍テ纏ノ馬簾ニ金線一條ヲ附スルコトヲ免許ス

宮城縣

大正六年二月六日

外に同文にて消防規則施行細則第五十三條により金拾圓、消防組獎勵規程第一條第一項第一號に依り金拾五圓を賞與せられた。

中津山消防組

大正九年五月北上川増水ノタメ工事中ナル桃生郡中津山村字寺崎地内北上川假設堤防越水シ又同村字神取地内北上川堤防ニ敷設セル樋管大破損ヲ來タシ浸水甚ダシク兩所共將ニ堤防破潰セントスルノ危險ニ際シ組員一同急遽現場ニ駆付暴風雨中一身ヲ顧ミズ勇壯機敏以テ防禦ニ盡力シ克ク其災害ヲ免レシメタル功勞拔群ナルヲ認ム仍而消防規則施行細則第五十三條ニ依り金拾五圓ヲ給與ス

宮城縣

大正九年六月十二日

允 許 狀

中津山村消防組

右ハ警火思想ノ普及並ニ水火災其他ノ災害豫防ニ關シ施設ヲ爲シ其成績優良ナルヲ認ム仍而消防表彰規程第二條第五號ニ依リ纏ノ馬簾ニ金線二條ヲ附スルコトヲ允許シ之ヲ表彰ス

宮城縣知事正四位勳二等

牛塚 虎太郎

昭和二年四月二十六日

允 許 狀

中津山村消防組

右ハ消防用器具機械其他ノ設備ノ整備改善ヲ圖リ其成績優良ナルヲ認ム仍而消防表彰規程第二條第二號ニ依リ纏ノ馬簾ニ金線三條ヲ附スルコトヲ允許シ之ヲ表彰ス

宮城縣知事正四位勳二等

牛塚 虎太郎

昭和三年五月十九日

允 許 狀

中津山消防組

右ハ組員一致和合シ且規律訓練優秀ナルヲ認ム仍テ消防表彰規程第二條第四號ニ依リ纏ノ馬簾ニ金線四條ヲ附スルコトヲ允許シ之ヲ表彰ス

宮城縣知事從四位勳三等

湯澤 三千男

昭和六年六月六日

二、啣 筒

名 稱	置 場	寄 附 者 及 年 月 日
腕用啣筒一號	中津山村役場構内	明治三十三年二月 神取阿部金治寄附
同 二號	寺崎巡查駐在所構内	明治三十九年三月 寺崎區有志寄附
同 三號	新田元小學校前	明治二十五年四月 新田區有志寄附
同 四號	神取巡查駐在所構内	明治四十四年六月 神取鈴木清十郎寄附
ガンリン啣筒十馬力	中津山字町啣筒置場	昭和三年三月 中津山阿部秀逸寄附

4、中津山村衛生組合

第八章 官公衛及各種團體

イ、沿革

本組合は明治三十年九月縣令第卅九號、衛生組合設置規則に基いて設置せられたもので之を第一第二の二組に分けて組織せられて居る、第一衛生組合は寺崎、中津山、城内の三部落を區域とし、第二衛生組合は新田、給人町、神取、高須賀の四部落を區域として各區域内に居住する戸主又は世帯主全部を以つて組織して居る。大正十四年四月組合規約を設けて各員共同一致組合費を負擔し、保健防疫の衛生に盡力し其成績頗る良好である。

ロ、事業概要

- (一)傳染病豫防救治に關する事項
- (二)衛生思想普及に關する事項
- (三)消毒方法清潔方法に關する事項
- (四)種痘並に豫防注射施行に關する事項
- (五)トラホーム豫防檢診治療に關する事項
- (六)其他衛生施設改善に關する事項

ハ、役員

役員は組合員の互選によつて組合長各一名幹事各九名を選出し其任期は各四ヶ年である。

歴代組合長

第一衛生組合長			第二衛生組合長		
氏名	就任	職	氏名	就任	職
阿部彦五郎	明治三十年十月廿一日	一	佐藤長藏	明治三十年十月廿一日	一

5、桃生郡北方普通水利組合

イ、沿革

本組合は柳津飯野川の二町と桃生中津山大谷地の三村との共同經營に屬するもので前身は柳津大溜池普通水利組合と、古川悪水路普通水利組合との二つに分れて居たが大正十年五月九日之を合併して現名に改稱したのである。兩組合の創立に就ては舊記の存するものがなく明瞭ではないが、藩政時代に於ては柳津大溜池は中津山待井又は締切沼と稱し、藩の直轄で關係村の肝入が之を管理したのであつた、明治維新後は水下十一ヶ村の聯合管理で中津山村戸長が之を統理したのであつたが明治十七年の聯合村會の決議によつて之を桃生郡長の管理に移したのであつた。そして用水の供給と悪水排除との兩事業を何等區別を設けることなく關係村の夫役賦課によつて經營して來たから經費の如きも四五百圓内外で済んだのであつた。明治二十三年には水利組合條例が發布せられたので之に基いて新に組合を組織し用水事業と悪水事業とを區別して柳津大溜池普通水利組合と古川悪水

路普通水利組合との二つに分れたが管理者は兩組合とも桃生郡長であつたのである。大正十五年郡役所が廢止せらるると同時に事務所を中津山村に移し中津山村長の管理する所となつて今日に至つて居るのである。

ロ、組合關係區域内の反別

(一) 宅 地 四二七、二六八坪(一四二、四二〇八步)

(二) 田畑其他 三〇八九、〇五一五步

ハ、組合 經費

昭和四年度組合費總額 三二一、五五九圓

内 譯 組合員納付 一、二九七五圓

其他の收入 一、九五八四圓

ニ、歴代組合管理者

角張直之輔、林通敬、山内信實、宮澤實啓、鈴木太郎作、伊藤近春、遠藤元良、佐藤文衛、熊谷綱介、上田景安、伊藤近春、宮崎公男、菊地忠良、阿部喜助、畠山作衛、若山新之助、西條軍一郎。

ホ、組合規約抜抄

(一) 組合會の組織及選舉

第四條 組合會議員の數は十六人とし選舉區の數及其區域並に各選舉區より選出する議員數を左の如く定む

第一區	本吉郡柳津町大字柳津	壹人
第二區	桃生郡桃生村大字脇谷、倉坪、牛田、永井、樫崎、太田	四人
第三區	同郡中津山村大字中津山、寺崎	七人
第四區	同郡大谷地村、大字飯野、小舟越	參人
第五區	同郡飯野川町大字成田	壹人

(二) 事業

第三十三條 本組合の施行すべき事業左の如し

一、灌溉の爲本吉郡柳津町と横山村とに介在せる柳津大溜池の貯水並落水及同溜池並に之より流下する桃生郡大谷地村小舟越字崎山及道場に至る、大江用水路の浚渫藻拂並に其所屬堤塘樋管補助揚水機其他營造物の修築保存に關する事業

(編者云) 柳津大溜池を廢して平前に揚水機關を設置したる今日此項は修正せらるべき運命にあり

二、灌溉用水の分配

三、排水の爲桃生郡桃生村大字永井地内勝体橋より飯野川町及大谷地村を経て北上川に注ぐ古川水路の本支派線の浚渫藻拂並に其所屬堤塘樋管の修築保存

四、其他組合の利益となるべき事業

(三) 組合費及夫役現品の賦課

第三十四條 本組合は組合區域内田地租を標準として地租を納むるものに本組合費を賦課す、但し事業費は灌溉又は排水の各事業關係土地所有者に賦課す

第八章 官公衛及各種團體

前項賦課標準は四月一日現在の地租に依る

第三十五條 本組合は其必要に依り夫役及現品を組合員の全部又は一部に賦課す、但し學藝美術及手工に關する勞務に付ては之を賦課せず

夫役及現品は急迫の場合を除くの外組合費を準率となし且つ之を金額に算出して賦課すべし

夫役を課せられたるものは其便宜に従ひ本人自ら之に當り又は適當の代人を出すことを得、又夫役及現品は急迫の場合を除くの外金錢を以て之に代ふことを得

(四) 基本財産蓄積、管理

第四十三條 基本財産に編入すべきもの左の如し

- 一、基本財産より生ずる收入
- 二、毎年度歳入出決算殘餘金の五分の一以上  
但事業の繰越又は停止の爲殘餘となりたる分を除く
- 三、不用品賣却代  
但豫算に於て歳入に見込みたるものは除く
- 四、其他組合會に於て議決したるもの

6、桃生郡北方耕地整理組合

1、沿革

本組合は北上川改修工事完成前に於ける旱害防止の爲揚水機を新設し水源の完全を期するの目的を以つて設立したもので飯野川と中津山、桃生、大谷地の一町三ヶ村の共同經營である。以前は現

在の北方普通水利組合の經營に係る。柳津大溜池を唯一の水源として灌漑して居たのであるが、北上川改修工事の起工を見るに至つてより同溜池よりの用水供給が不充分となり、旱害區域が年々増大する様になり大正八年の大旱魃の際の如きは桃生村に於て六十町中津山村二百十町、大谷地村二百五十町、飯野川町六十町計五百七十町歩の無仕附地の外に仕附後の用水不充分の爲に減收せる土地數百町歩に及び一ヶ年の損害實に百數萬圓に達したのであつた。之に目覺めた關係地區民は斷然起つて補助用水汲揚機關設置の必要を論じ、前組合長阿部彦五郎翁を委員長として本組合の設立を計畫し、大正八年十一月十八日其筋の認可を得、總經費二十四萬圓を投じて桃生村倉埵、中津山村寺崎、大谷地村五十五人、飯野川町成田の四箇所に揚水機を設置し、翌九年及十年より揚水したが其成績頗る良好なので、關係地區民は茲に始めて用水の安定を得其喜は實に旱天の雲霓以上であつた。事務所は最初中津山村中津山前組合長阿部彦五郎氏宅に置いたが、大正十五年四月阿部氏死亡と同時に中津山村役場内に移して今日に及んで居るのである。

ロ、組合關係區域内の反別

田面總反別	一、七一八町八〇〇歩
内 譯 中津山村	七九一町五三二七歩
大谷地村	五三四町九六一三歩
桃生村	三二六町七七二六歩

第八章 官公衛及各種團體

飯野川町

ハ、組合經費

六五町五一二四歩

一三四

昭和四年度組合費總額

収入内譯	組合員納附	三八、七七二圓
	其他ノ收入	三八、五六二圓
支出内譯	事務所費	二一〇圓
	議員選舉費	三、六九〇圓
	會議費	一三〇圓
	事業費	四九〇圓
	負債償還費	一五、七八八圓
	慰勞金	一七、二一〇圓
	豫備費	五〇〇圓
		五六一圓

ニ、歴代組合長

第一代 阿部彦五郎 大正八年ヨリ同十五年迄在職死亡  
 第二代 西條軍一郎 大正十五年ヨリ引續キ現ニ在職

ホ、組合規約の抜抄

(一) 組合會の組織及選舉

第九條 組合會議員の數は十六人とし選舉區の數及其區域並に各選舉區より選出する議員數を左の如く定む

第一區	中津山村	七人	第二區	大谷地村	四人
第三區	桃生村	四人	第四區	飯野川町	一人

(二) 事業

第一條 本組合の施行すべき事業左の如し  
 一、灌溉に要する設備並に其維持管理

名稱	機關	馬力	一秒揚水量	灌溉面積	設置費	備考
寺崎揚水機	蒸氣	一七五	六〇	二八二町	一三萬圓	
小舟越揚水機	電動機	五〇	三〇	五六九町	七	大正十五年電動機ニ模様替
成田揚水機	同	七、五	四	三	一、六	同
倉埤揚水機	同	二〇	四	六〇	一、四	同

(三) 組合費の負擔

第三十四條 本組合費は地區内の耕地田面積及地價を標準として各半額づゝを賦課す、即年豫算に對し第一期として反別割に五分、第二期として地價割に五分を賦課するのである



### 第九章 神社 佛閣

#### 一、神 社

##### 1、村社 八幡神社

本社は村東北方寺崎區澤山の靈地にあつて應神天皇を祀つて居る。康和三年鎮守府將軍藤原清衡が、國家鎮護の爲に、山城國岩清水八幡宮の御分靈を勸請したものと傳へて居る。此の時社務十二戸、梵刹一字を創建して無量光院と號し當社の別當を置いて奉仕せしめたのである。之より郷間の崇敬厚く以て今日に至つて居るのである。明治五年村社に列せられた。此の地は元山岸村と稱して澤山の周圍にある村であつたが、此の時今の寺崎船場附近、善王寺の前に移轉して寺崎村と改稱したのであつた。然るに其後屢々回祿の災に罹り一村全燒の慘禍を蒙るに至り、時の人之を鎮護の神を背後にした御咎となし、地頭田中勘左衛門の吟味により、正保二年中津山本郷と接續して今日の位置に移轉したものである。

社 殿	間口一間一尺	奥行一間	拜 殿	間口三間	奥行二間
神饌所	間口三間	奥行二間	境 内	五百二十八坪官有地第一種	

##### イ、境内神社二社

五十鈴神社、本社は天照大日靈命、宇氣母智神、火産靈神の三神を祀り、後柏原帝の文龜三年之を勸請したものと傳はつて居る。社殿は間口三間奥行二間のもの一つある。

金刀比良神社、本社は葦原醜男神を祀り、承應二年十月十日社僧良光院庸順、讚州鶴足郡の金刀比良神社より分靈勸請したものと傳へて居る、社殿は間口一間八寸奥行一間四寸ある。

##### 2、村社 白鳥神社

本社は日本武尊を祀り城内區の館下に在る。康平五年源賴義が安倍貞任を征する時、景行天皇第一皇子日本武尊の御東征の神功を欽慕して勸請したものと古老の口碑に傳はつて居る。又八幡太郎義家此の地に屯した時親しく當社に奉幣したとの記録もある。更に文治五年鎌倉大將軍源賴朝の藤原泰衡を討たんとする時戰捷を當社に祈願し平定の後報賽の爲、還城樂の假面一枚を奉獻したのが今に寶物として残つて居る。建久年中華嚴宥雅法印御神體を奉安して代々社職を掌つて居たが、其後久しき星霜を経て社殿が頽破したのを寛文十一年、時の地頭瀬上將監景姓が瑞夢に感して御建替申上げたのが乃ち現存の社殿である。元祿六年瀬上氏は桃生郡鹿又村梅木に轉封せられたが、其後も毎年祭典に代參を遣はされ崇敬怠ることがなかつた。享保八年黒澤要人俊榮が此の地を領するに及んで亦崇敬厚く毎年祭菜料として米壹石其他を獻し祭典を盛にしたのであつた。殊に享保十年に

は、藩公左近衛中將陸奥守伊達吉村（獅山様）が封内巡視に際して當社に詣て、自ら繩張をして社前に巴形の樹形を築かじめ、鳥居の位置を移し數十間の石礎を新設せしめ境内を一段と壯嚴ならしめたのである。爾來氏子の尊崇益厚く明治五年村社に列し、大正十四年當社の基本財産造成の議起るや、氏は競うて之に賛し忽ちにして田地三反二畝一步、金貳千餘圓の寄進を得、永久之を蓄積して當社維持の基礎を固め其利子を支出して祭典の費用に充てつゝあり。社頭の記念碑は昭和二年の建立にかゝるものである。

社殿	間口七尺	奥行一間	拜殿	間口三間	奥行二間
幣殿	間口四間	奥行二間	境内	二百七十六坪官有地第一種	

境内神社

イ、神明社    ロ、豊年神社    ハ、雷神社

右三社は、安永五年の風土記によればお宮の位置各異つて居た様に見えるが、後々之を一所に集めて雨屋をかけ之を三社の宮として奉祀したのが今拜殿の東南隅に西向に建てられて居るお宮である。

安永風土記抜抄

一、神明社    南向一尺二寸作    祭日九月十日

一、豊年神社    南向一尺作    祭日三月十五日  
一、雷神社    東向一尺作    祭日六月十三日

右は白鳥社地に相立居勸請並年月日共に相知不申、鳥居長床等も無之地主別當共に白鳥社同様に御座候間、御社作と祭日斗御書上仕候事。

ニ、砂山明神社、祭神は保食神で、元中津山町裏八木園砂山に祀つて居たが、大正三四年頃白鳥社境内に奉遷したものである。

ホ、白鬚神社、祭神は猿田彦命で、元館下織野文左衛門氏屋敷の東に祀つて居たが之又大正三四年頃白鳥社地に奉遷したものである。

3、村社新墾神社

本社は神取山に鎮座して居る。寛永九年藩祖黃門政宗が新に大野谷地即ち現在の新田神取高須賀小舟越に渉る土地三百餘町歩の開墾をしたが、此の時高須賀の人夫權右衛門と云ふ者土中から八寸許りの金銅觀世音像を發掘した。時の開墾奉行齋藤丹波、和田因幡、清野半右衛門、宇津志惣兵衛等相謀り縁起甚よろしいとて、之を藩公に言上したのであつた。政宗公大に喜び此の地の守護神として之を山の中腹即ち新開墾地を一望の下に觀下する愛宕神社の傍に一堂宇を建立して奉祀せしめたのが抑々當社の縁起である。此の地方は政宗公の嗣子忠宗公の所領であつたので忠宗公二代藩主

となり、薨するに及んでは其位牌を當社に納めたさうである。それで毎年の祭日八月十七日には公儀から高須賀御足輕八名に命じて警固をさせ幣帛を供進するのが例であつた。安政五年の秋藩主左近衛中將陸奥守慶邦公封内巡視の際參拜せられた記録もある。御本尊は當地草創の際に發掘せられた觀音像であるので元は之を草分觀音と稱し奉つたが明治維新神佛引分けの際、火産靈神、豐受比賣神、日本武尊の三神を合齋して新墾神社と改稱し以て今日に及んで居るのである。明治五年二月村社に列せられた。此の後假宮を給人町鳴神沼のほとりに建立して御神輿を茲に安置して居る。

社殿 間口三間  
氏子 百六十戸

奥行二間半

境内

一千八百四十五坪官有地第一種

#### 4、村社鹿島神社

本社は神取山の頂上に北面して神取町を俯瞰する位置に建立されて居る。祭神は武甕槌神であるが其勸請の年月等は詳でない。往昔葛西氏が此の地を領するに當つて下總香取地方から人民を移住させたといふ事實から考へれば其信仰深き氏神鹿島神社を葛西氏が勸請したものだらうと言つて居る。八月十日を祭日とし明治五年三月村社に列せられて居る。

社殿 間口一間半  
境内 二百九十八坪、官有地第一種

奥行一間

神饌所

間口五間

奥行二間

氏子

百二十戸

#### 5、村社白鬚神社

本社は村の最南端高須賀區に在つて北上の清流に影を寫して建つて居る。猿田彦命を祀つた神社で九月十日を以て祭日とし、往昔當地開發に際して勸請したものだと言つて居る。封内風土記には「白鬚神社在高須賀、不詳何時勸請」とあるが又次の様な傳説もある。

昔此の地に劍道柔道の達人遠藤半四郎といふ者があつた。文政年中に歿した半四郎の祖先の人で其年代等は詳でない。或年今の北上川の前身であつた江合川が流れた頃と覺しいが大洪水に暴風が起り、高須賀裏に難波船が出来て船員が將に溺れんとして居るが誰も怖れて救ひに出るものがない半四郎勇を鼓して濁流逆巻く中に飛び込み、拔手を切つて之に泳ぎつき之を助けて戻らうと、川の中程まで來ると急に左足の自由を失つたが剛毅の半四郎片足で泳をつゞけ辛うじて岸に着いて見ると左足に白鬚大明神の御札が附着して居る。信仰に厚い半四郎は大切に之を持ち歸り神おろしをした所が「汝は平素諸神を信仰すること厚し以後汝の家の守とならん」との御神託を得た。半四郎大に喜んで之を宅内に勸請し之を氏神として信仰して居たが、或る年大旱魃で此の地方が挿秧に苦んだ事がある。此時部落民が集つて當社に雨を祈つた所が強雨俄かに降り來り、人皆蘇生の思をしであつた。それからは部落民の尊崇益々厚く此部落の守護神として奉祀する様になつたと傳へて居る。境内は前にも述べた様に元遠藤氏の邸内にあつたのが北上川改修の時宅地を横ぎつて堤防を築

かれたので今は堤外の河畔になつて居るのである。

6、無格社雷神社

本社は村の中央部落給人町にあつて天忍雲根命を祀つて居る。中御門帝の寶永七年大旱魃春より夏に及び北上川の河水さへ殆んど涸れて苗田に灌溉すべき水が一滴もなく所謂、野に青色なく民に草色ありといふ状態であつた。一郷の人民相會し清淨の地を卜して祭場となし雨を昊天に祈ること七晝夜一願凝つて天に通じ、油然として雲起ると見る間に沛然として大雨至り籐をついて降り出した。村民踊躍して歡喜し天恩の辱さに感泣して此の靈地に一社を創立して雷神を祀り永く其恩頼を感謝したものだと言傳へて居る。封内風土記には「雷神社在新田、中御門帝寶永七年勸請」とある。蓋し當時は給人町神取の一部が新田分であつたからである。

社 殿 間口一間半 奥行一間 拜 殿 間口三間 奥行二間  
境 内 二百八十六坪官有地第三種

7、笠島神社

當社は寺崎町の北端東側に鎮座して居る、其勸請年月日等は不明だが、伊具郡笠島神社の御分身と言ひ傳へて居る。道祖神を祀り祭日は八月九日である。

8、若宮八幡宮

當社は城内區嶺八幡に鎮座し譽田別命を祀つて居る。明治四十四年白鳥神社に合祀したが、境内は元の儘で今假宮が建つてゐる。安永五年の御書上には次の様に載つて居る。

若宮八幡社、小名、八幡、勸請、八幡太郎義家公永正六年東國へ御下向被成康平六年迄御在在之節御勸請之由申傳候事、社地、南北四十二間、東西三十六間、社、南向二尺作地主、嶺屋敷七兵衛別當良壽院、祭日八月十五日。

9、山神社

當社は城内區山の神に鎮座し木花咲耶姫命を祀る。元澤田本家即今の佐々木平治氏の祖先の勸請氏神であつたと言つて居るけれども部落民の尊信厚く地方人の參拜が多かつた。内務省訓令に基いて明治四十四年頃白鳥神社へ合祀したが、其後此の部落に難産が多くなつたとて、昭和五年秋新宮を建立して白鳥神社より分離奉遷して原位置に復して奉齋してゐる、安永の御書上には次の様にある。山神社、小名、山ノ神、勸請、年月日等相知不申候事、社地、南北十二間、東西三十間、社、二尺作、鳥居東向、地主嶺屋敷木工内、別當良壽院、祭日九月九日。

10、稻荷神社

給人町雷神社の西に鎮座して宇賀御魂神を祭る、其勸請の由來等はよくわからない。

11、出雲神社

神取山鹿島神社の西に鎮座して大各持神オホナムトノカミを祭る、祭日は九月八日で元は御薬師様と云つた。桃生本吉南方風土記神取町の部に「薬師堂、在鈴木山城居館」とあるのはそれである。

12、稻荷神社

高須賀曲戸の土手外にある。保食神を祭り祭日は九月廿九日である、俗に之を昆内様と呼んで居る、昔此の附近に曲戸の昆内といふ有名な狐が棲んで居たのを同社の御使だと信じたのからの名であらう。

13、八雲神社

高須賀稻荷神社の東南に鎮座し神速須佐男命カミハヤスサノヲノミコトを祭る。祭日は六月十五日である。

14、稻荷神社

新田裏土手外に鎮座して居る、保食神を祭り流明神とも稱ひ。元は今井家の氏神と云はれて居たが、今は新田中講中の人々によつて祭られて居る。

二、佛閣

1、中津山香積寺

由緒

當寺は村の東北方城内區字西嶺に在る。山號を中津山と稱し曹洞派禪宗越前永平寺の末派登米町龍源寺の末寺である。北朝光明帝の康永元年、葛西二郎清重の後裔葛西左京太夫義兼の室法諱香積寺殿安養常樂大姉の創立で、當時は天台宗圓頓の古道場であつたが、後奈良帝の弘治元年、登米郡寺池邑龍源寺二世法庵玄器和尚が當寺に隱居して開山となり、正親町帝の永祿八年之を曹洞宗に改宗し歴世相承け當住曹宗和尚まで三十二世、昭和六年まで三百七十六年、創立より五百九十年を経て今日に及んで居るのである。

ロ、建物

境内面積約一反歩の中に左の堂塔伽藍が立ち並んで居る。

一、本堂、立九間横七間の大伽藍で建築年代が不明だが概ね三百年以前のものだらうと言つて居る。此所に安置せられ居る御本尊は釋迦牟尼佛木像で開山玄器和尚の自作といつて居る。脇立は薬師瑠璃光如來と地藏大菩薩で前者は慈覺大師の作、後者は雲慶の作と傳へて居る。

二、庫裡、立十一間半横六間の大建物だが之又建築年代不詳で、本堂と同時代のものだらうと言つて居る。

三、開山堂、立四間横五間の建物で本堂の後方に接続して居る。安政三年當山二十四世曹溪和尚代に再建したもので中央に永平寺開祖道元禪師と當寺開祖玄器和尚との木像並に創立者香積寺殿安

養常樂大姉の六位牌とを安置してゐる。外に高さ五尺の地藏大菩薩木像を安置して居る。之は明智日向守光秀の臣並川掃部椽の孫並川五左衛門秀清といふものが其主の冥福を祈るため負笈諸國を遍歴したが本村寺崎に居住する様になつたので之を當山に納めたものだと言つて居る。五左衛門は寶永五年十月十九日八十二歳の高齡で寺崎に病歿し當寺に葬られて居る。法名を心外別傳居士と稱し墓は當寺墓地内に現存し次の事が刻まれてある。

秀清祖父並河掃部椽浪人以來居住于丹波國龜山郡六箇庄寺村。

明智氏は天正十年其主君織田信長に叛いて之を弑したが羽柴秀吉の復讐軍と城州山崎に會戦し天王山の一戦に敗績して終に小栗栖に殺されたのであつた。此の時遺臣等多くは舊領丹波國龜山城に走り之に據つたけれども終に落城して諸國に遁竄したのであつた。並川氏亦其一人である。曩に光秀が信長を弑して後強ひて軍職を朝廷に望んだので、廷議假りに京師の鎮護を命じたのであつた。光秀は人心を收攬しようとして京師の地子錢を免除し諸税の率を低くして市民の負擔を軽減したのであつた。光秀が戰歿後、京師の庶民は暫時と雖税率を緩め負擔を軽くされたのを徳として其菩提を弔はんと地藏尊を町の端々に建立して暗に光秀の冥福を祈つたといつて居る。當山に並川氏の納めた地藏菩薩木像は其一つであるさうだが作者は不明である。

四、座禪堂、立四間横五間、本堂の西南に建つて居る。建築年月は不明だが、當山十五世大廓演乘

和尚が掛錫の雲衲に坐禪觀法を爲さしめんが爲めに建てたもので、兩側に廻廊があり、中央に達磨大師の佛像を安置して居る。

五、衆寮、立三間半横四間て座禪堂の北に接續して建てられて居る、寶曆五年當山十三世日東和尚代の建築である。

六、鐘樓堂、二間四面、三階造の建物で本堂と庫裡との間に在り。安政二年當山二十四世曹溪和尚代の建築で、元は此の建物の上層に梵鐘を置いたが不便であるのみならず建物の關係で鐘の響が悪いので下の鐘堂へ移したと云つて居る。他の建物が全部茅葺なのに此の鐘樓のみは木羽葺であり四方開きの鐘窓がついた高樓で、境内に一段の風致を添へて居る。

七、鐘堂、之又二間四面で四本柱に擬寶珠留の屋根のみある建物である。明治十二年當山廿七世洪童和尚代の再建て、此所に明和元年の鑄造に係る高さ三尺、直徑一尺九寸の大鐘が吊られ、黎明入相の時を告げて居る。

八、白山堂、開山玄器和尚が加州白山妙理大菩薩を勸請したもので、堂の大きさは三尺四面、文化年間十五世大廓演乘和尚が再建てして鐘堂の側にあつたが、昭和二年第三十二世曹宗和尚が修理を加へて參道の西側現在地に移轉したものである。

九、觀音堂、天保年間當山廿一世東巖玉韞和尚代地頭黒澤氏が歴代の冥福を祈る爲めに勸請した

もので、楊柳觀世音と稱し、戊辰戰歿記念碑の附近に近年まで建つて居たが、今は腐朽して跡方もなくなつた。昔は舊六月十四日の晩のお祭りて大分盛つたものであつたが、最近はこの祭も絶えてしまつた。

八、歴代和尚

世代	和尚名	遷化年月日	世代	和尚名	遷化年月日
開山	法庵玄器和尚	天正三・二・三六	二世	賀傳玄慶	天正三・二・三六
三世	乘山玄宗	天正三・一・二三	四世	陽室慶的	不 明
五世	瑚雙座珊	不 明	六世	山國廣田	寛文九・三・九
七世	經岩正碩	延寶三・一・三	八世	舉峰安碩	元祿九・三・九
九世	盛天木榮	元祿二・五・六	十世	是通存心	享保二・八・二
十一世	佛谷廣心	寶歴六・五・二	十二世	快翁廓心	寛延元・二・三
十三世	日東石胎	天明三・二・三	十四世	大心運乘	明和九・四・二
十五世	太廓演乘	文化四・六・元	十六世	證山道契	文化五・八・七
十七世	大寛海藏	文政八・三・五	十八世	活山大用	不 明
十九世	慧雲知解	天保八・六・五	廿二世	文嶺義白	不 明
廿一世	東巖玉緝	天保二・六・五	廿四世	孝倫哲琛	嘉永四・八・七
廿三世	佛光慧明	安政二・七・二	廿六世	曹溪觀道	文久元・三・一
廿五世	性天光道	文久二・八・六		一應東岳	明治九・三・三

世	名	遷化年月日	世	名	遷化年月日
廿七世	梅指洪童	明治九・九・二	廿八世	察堂俊亮	大正五・九・三
廿九世	俊覺照道	明治四・三・元	卅世	祖關統玄	龍源寺へ轉住 大正二・七・八
卅一世	文衛	龍源寺へ轉住	卅二世	無外曹宗	現住

讚佛の歌

説く法の聲かとぞ聞く中津山

香積寺の入相の鐘

曹宗

2、竹峰山林昌院

イ、由緒

當院は村西南神取山の西隅に在つて山號を竹峰山と稱し、長蛇の如き大北上を瞰下し眺望頗る佳である。越前永平寺の門葉で曹洞宗太源派に屬し、正親町帝の天正元年二月、香積寺三世乘山源宗和尚が隱居して創設したものである。其當時は山の西方稍平地にあつたものだが、天保三年北上川の屈曲を開鑿するに當り寺の境内は河床となる様になつたので、藩費を以て現今の地に移轉したのである。

ロ、建物

一、本堂、横六間半竪八間半の大伽藍で天保三年の建築である。銅板葺の向拜（玄關）は大正十一年誠孝和尚の改築したものである。此所に安置せらる、御本尊は御身長九寸三分の薬師瑠璃光如

來て、脇佛は十二神將で、丈八寸のもの十二體、何れも木像で作者は不明である。

二、庫裡、横五間半、竪十間、本堂と同じく天保三年の建築である。

三、山門、竪三間、横二間の二階造樓門で、安政五年第十三世教道和尚の建立である。

四、白山妙理大權現堂、之は開山乘山源宗和尚が加州白山妙理大菩薩を勸請したものである。

ハ、歴代和尚

世代	和尚名	遷化年月日	世代	和尚名	遷化年月日
開山	乘山源宗	天正三・一・二二	二世	通室壽圓	元祿六・三・二二
三世	禪關重徹	元祿二・二・二二	四世	觀堂頓察	享保四・八・四
五世	無外如端	元文五・九・三	六世	鏡室惠心	延享二・六・七
七世	白印東州	安永八・一・二九	八世	印翁大宗	享保二・八・三〇
九世	鶴仙大榮	不 明	十世	胤州祖海	不 明
十一世	湛岩柏堂	不 明	十二世	大仙禪明	不 明
十三世	泰謙教道	明治六・八・三三	十四世	謙山明道	明治三・五・一
十五世	玉山太州	大正九・三・三〇	十六世	大量誠孝	現 住

本尊如來の讚佛歌

明らけく、竹峰山に すむ月は

璃瑠光佛の、みかけなるらむ。

誠 孝

第十章 名勝舊蹟及口碑傳説

一、名 勝

1、中津山八景

中津山八景とは、寺崎渡夕照、植立山晴嵐、美根山暮雪、香積寺晚鐘、新田裏歸帆、鳴神沼夜雨、神取山秋月、曲戸里落雁等て近江八景に擬したものである、今村内十歌人の目に映じた八景の情趣を紹介する。

イ、寺崎渡夕照

猪の岡の菅野の末に日は落ちて 夕波匂ふ寺崎の河岸  
 寺崎の河岸の川波夕映えて 空に掉さす渡舟かな  
 寺崎の河岸の古榎の紅葉して まはゆきままでに夕日てりそふ  
 船をよぶ聲ほのかにも聞えつゝ 寺崎渡夕日さすなり  
 旅人の岸に船まつ寺崎の 渡の榎の木夕日にそひゆ  
 櫓に軸に立つ波燃えて夕映の 寺崎河岸を、小舟はなるゝ  
 寺崎の渡をそむる夕映に 漕き行く船ぞ、あけのそほふね  
 西山に日はかたむきて寺崎の 渡の河瀬、波そきらめく

第十章 名勝舊蹟及口碑傳説

阿部 自由  
 若山 武一郎  
 西條 徹州  
 及川 淺治  
 千葉 廉助  
 阿部 若草園  
 伊藤 勝也  
 伊藤 支濤



夕映の色うつくしき波の上を 豊里さして、船そこきゆく  
夕はえの寺崎渡漕く船の 軸に立つ波そあけに燃えつる

ロ、植立山晴嵐

疎刈る賤もかへりて植立の 松原くらくあらし吹き立つ  
晴れ渡る植立山の山風に 松の琴さへ調あはして  
栗駒のいたゞき遠く見えながら あらしにしつむ植立の山  
植立の松の林にうらくと しつむあらしの長閑なりけり  
夕立もあとなく晴れて植立の 山は涼しき松あらしかな  
玉琴を誰かかなつらむ植立の 山の松原、風は見えねと  
晴れながら風吹きささむ植立の 山おもしろく木々のまふ見ゆ  
雨晴れて松に嵐は吹きしけと 映こそまさされ、植立の山  
打わたすのたけ山の雪はれて あらし吹くなり八木の松原  
植立の山松風の音清し 梢さやかに、夕日さしつゝ

ハ、美根山暮雪

袋澤杉むら暗く日は暮れて 夕はえ白し、みね山の雪  
美根山の峰の松風音たえて 雪ふりつもる、夕まくれ哉  
夕盡日かたむく影に照りはえて ながめさやけき雪の美根山  
山の端を雪ふみわけて登り行けは 峰路さひしく暮れ渡るなり

伊 藤 美 香 睡

阿 部 武 一 郎 由

西 條 徹 州

及 川 淺 治

千 葉 廉 助

阿 部 若 草 園

伊 藤 美 香 睡

阿 部 武 一 郎 由

若 山 徹 州

西 條 淺 治

及 川 淺 治

千 葉 廉 助

阿 部 若 草 園

伊 藤 美 香 睡

伊 藤 美 香 睡

伊 藤 美 香 睡

伊 藤 美 香 睡

阿 部 若 草 園

伊 藤 美 香 睡

伊 藤 美 香 睡

伊 藤 美 香 睡

伊 藤 美 香 睡

阿 部 武 一 郎 由

阿 部 武 一 郎 由

阿 部 武 一 郎 由

阿 部 武 一 郎 由

阿 部 武 一 郎 由

阿 部 武 一 郎 由

阿 部 武 一 郎 由

第十章 名勝舊蹟及口碑傳説

ホ、新田裏歸帆

法の香の積りてゆかし古寺に ひゞくもゆかし入相の鐘  
馬場先になひく霞の夕さりに 香積寺の鐘ひゞくなり  
法の香を積めるみ寺の鐘の音も 身にしみ渡る夕暮の空  
中津山寺まうでして聞きたひに 物思はるゝ入相の鐘  
法の香の積りし寺の鐘の音に ねくら争ふ、夕鴉かな  
古川の流れ小暗く暮れそめて 香積寺の鐘ひゞくなり  
秋されはいよゝ淋しく聞ゆなり 中津の山の入相の鐘  
物思なき身なれとも香積寺 入相の鐘をきくそ淋しき  
入相の鐘の音すなる中津山 雨に小暗き古寺の森  
雨けふる森をさひしくなり出る 香積寺の入相の鐘

いつこより歸り來にけん追川 よしの葉かくれ見ゆる帆影は

阿 部 武 一 郎 由

阿 部 武 一 郎 由

阿 部 武 一 郎 由

阿 部 武 一 郎 由

阿 部 武 一 郎 由

阿 部 武 一 郎 由

阿 部 武 一 郎 由

阿 部 武 一 郎 由

數知らず新田の河岸に船見えて のゝたけ山は靄に暮れ行く  
 眞帆片帆川波わけて歸りこし 船に賑ふ、新田の岸  
 あら田河岸かへる小舟のおもしろし あとよりあとに白帆つゞきて  
 眞帆片帆入り来る船の數見えて 夕にきはふ新田かはきし  
 莖帆も中にまじりて夕日さす 新田の河岸に船かへり來ぬ  
 新田の裏川遠く歸り行く 白帆の影そのとかなりける  
 南風眞帆にはらみて歸り來る 船に賑ふ、新田の岸  
 ほのかにも歸る白帆の見ゆるかな 新田の岸のたそかれの頃  
 眞帆片帆風をはらみて新田の 岸邊にかへる、船のとかなり

へ、鳴神沼夜雨

ほとゞきす鳴く音もわかすふりしきる 雨の音すこし鳴神の沼  
 物すこく白泡たてゞいきり立つ 鳴神沼の夜の雨かな  
 吹き上る川風寒く夜はふけて 鳴神沼の雨のさひしき  
 稻妻の光も見えて降りしきる 夜の雨凄し鳴神の沼  
 夜もすから夢おとろかす音のして 鳴神沼に雨そゞくなり  
 物凄く稻光して眞夜中の 鳴神沼に雨しきるなり  
 靜なる木立をまれて鳴神の 沼に音する夜の夕立  
 名に残る鳴神沼の夜の雨の 音きくほとそさひしかりける  
 沼の名の神さへ鳴りて夜もなほ ぬるをゆるさぬ雨の音かな

若山武一郎 西川徹治 及川廉助 千葉勝也 阿部若草 伊藤香濤 伊藤勝也 細川美睡 伊藤香濤 伊藤勝也 阿部若草 千葉勝也 及川廉助 西川徹治 西川徹治 及川廉助 千葉勝也 阿部若草 伊藤香濤

小夜ふけて鳴神沼に降る雨の 音おもしろき吹上の里  
 ト、神取山秋月

大谷地の里は夜ぎりにとさゞれて 月のみすめる神取の山  
 仲の秋月すみゆけは神います 神取山のしゞま身に泌む  
 香取山み寺の庭の竹の葉の 露にやとりてすめる月かな  
 北上の川瀬にうつるかけ清し 神取山の秋の夜の月  
 かけり行く雁の影さへ見ゆる哉 神取山の秋の夜の月  
 神取の山の杉間ゆかしこくも かゞやきいつる秋の夜の月  
 鳴く虫のかけ見ゆるまで明らけく 月すみわたる神取の山  
 ふもと田にきらめく稻の露清し 神取山の秋の夜の月  
 きりの雨あとなく晴れて神取の 山影清し秋の夜の月  
 飛ぶ雁の數そよまるゞすみ渡る 神取山の秋の夜の月

チ、曲戸里落雁

夕月夜曲戸の渡こえゆけは 川尻遠くおつるかりかね  
 むら雨は佳景山あたりふりすきて 曲戸の裏田かり落るなり  
 中山の柵うち越えて高須賀の 曲戸の小田に落るかりかね  
 いつこよりいつこに渡る雁ならむ 曲戸の里に中やとりして  
 賤の男が小稻刈たる曲戸田に 友とおりある雁の一群  
 北上の曲戸のうらわあしの穂の なひくも見えて雁のおち來る

第十章 名勝舊蹟及口碑傳説

伊藤美睡 阿部武一郎 若山武一郎 西川徹治 及川廉助 千葉勝也 阿部若草 伊藤香濤 伊藤勝也 細川美睡 伊藤香濤 伊藤勝也 阿部若草 千葉勝也 及川廉助 西川徹治 西川徹治 及川廉助 千葉勝也 阿部若草 伊藤香濤

曲戸裏岸はるかなる川の面に 輪をふかきつゝ雁の落ち来る  
霧こむる曲戸の刈田いつことも わかて鳴くなり秋の雁かね  
雨寒き曲戸の里の夕まくれ 門田のあたり雁の聲する  
旅の空とひつかれけん高須賀の 曲戸のうらに宿をかりかね

伊藤勝也  
伊藤支濤  
細川若香  
伊藤美睡

## 二、舊蹟

### 1、澤山城趾

澤山城趾は寺崎八幡社の後に續く澤山にある。現在は杉松等の山林が茂つて居るので遠くからは城趾の形を見ることが出来ないが、八幡後の袋澤方面から杉林を登つて見ると数段の階段が今尙存し、可なり險阻な所もある。頂上は平坦で如何にも城を築いた跡かとうなづかせられるものがある。此城は藤原清衡の臣西條榮如といふ者が平泉から來て居を構へた所だと言つて居る。第二代は西條伊豆、第三代は西條丹波、第四代目は源頼朝の軍と戦つて没落し其行く所がわからない。西條氏の没落後は戦功によつて葛西清重が此地を領したのである。清重の子伯耆前司清親の次男清次は下總國印幡郡寺崎に城し寺崎を氏としたが、清次五代の孫寺崎次郎左衛門清義葛西氏に従つて來り、當寺崎を領するに及んで亦此城に居つた。第十代刑部大輔時清の時磐井郡流莊峠村に移つたが、其一族は尙當地に残り天正十八年葛西晴信が海道より攻め來つた木村晴貞の軍を防ぐ時には、寺崎伊豫

守祐光の居城であつた。此時祐光は和淵に出陣して木村勢と戦つて敗れ、葛西氏滅亡と共に没落したのである。

觀蹟聞老誌曰、澤山城西條榮如者古館也

### 2、陣が森

本村城内區峰山の中央にあつて頂上は東西約六十間、南北約五十間、平坦で回字形をなして居る。傳へて後冷泉帝の康平五年鎮守府將軍陸奥守源頼義父子が安倍貞任を征討する際に陣營を設けた所だと云つて居る。此附近には八幡太郎に關係ある口碑や傳説も少くない、若宮八幡社、片箭、荷包などそれである。

### 3、大館城趾

村内城内區館下に在る。單に之を館とも云つて居る、現在は全部畑地となつて居るが、上部は平坦で北部に空堀がある。此堀も今は埋つて畑となつて居るけれども、明治維新前までは此堀の兩側に老杉鬱蒼として生茂り往古の館趾であるかを偲ぶに足るものがあつた。此館の南面には今人家が建つて居るが田圃圍に館前圍といふのがある。今も少々窪地になつて居るが昔は餘得深い泥沼であつたと言傳へて居る。此館は中津山長九郎といふ者の居た所だと言つて居るけれども、其年月日等は詳でない。

4、升 形

村内館下の大館城趾の直ぐ西北隅に位し、白鳥神社の社前にある築山がそれてある。地頭黒澤俊榮の居城追手門の入口で、巴形に築かれて居る。之は享保十年藩主伊達吉村公封内巡視の折、公自ら縄張りして築かせたもので、六十二萬封土中稀有のものだと言はれて居る。

5、御 藏 場

本村新田區西町の上の方に位し藩政時代伊達家の穀納庫の跡である。明治六年新田小學校を創建するや、此の明倉庫を假校舎として教授を行つたのであつた。爾來五十餘年間同校の敷地となつて居たが、大正十三年同校が給人町に移轉するに及んで同敷地は新田區に交附せられ、今同區の公會堂が建てられて居る。

6、神 取 山

竹峰山林昌院の裏山に館と言つて居る所がある。之は鈴木山城といふ者の居館であると言傳へて居るが、其年代等は詳でない。

封内風土記曰、神取山古壘 號鈴木山城（諱不傳）者所居。

又天正十八年、淺野長政が豊臣關白の命を受けて葛西晴信征討の時には、深谷の陣から攻め寄せて来る木村晴貞の軍を防ぐべく、葛西氏の將大原飛彈、奥玉胤時等が千七百騎を率ゐて陣取つた所

である。

葛西盛衰記の内 葛西晴信没落の事

木村晴貞濱街道深谷通り、蒲生忠三郎氏郷は中道栗原道、兩人兩道へ下るといふ、葛西晴信寺池城に居住し之を聞き叶ふべきにあらねども先以て向陣を出し、一戦して叶はざる時は腹切るべしと評定を遂げ、向陣を出しける、頃は天正十八年、登米西郡の城主西郡左馬之助千葉胤元、桃生女川の城主十郎五郎千葉胤永の兩大將、此の手に加はる人々には登米升淵城主及川紀伊守頼貞、登米狼河原城主千葉修理之助胤則、東山藤澤城主岩淵近江守經平、東山黄海深堀城主深堀新左衛門武虎、東山津谷川城主及川美濃次郎頼兼、本吉山田城主菅原左近將監車國、本吉津谷住人米倉右近行友、同津谷住人嶺岸數馬有盛、本吉小泉城主三條小太夫近春、桃生寺崎城主寺崎伊豫守祐光、桃生飯野城主飯野但馬守正秋、嵯峨立左近、水戸邊九郎、箕輪田彌左衛門、歌津右馬之丞、都合八百餘騎にて深谷和淵に陣を敷き、和淵の手破れなば敵北上川を渡り下りなば戦はんとて、東山城主大原飛彈守千葉胤重大將にて、旗頭には奥玉九郎千葉胤晴、此手につく人々には東山鳥海の城主鳥海美濃守及川頼勝、東山上折壁の城主千葉遠江守宗胤、東山清水城主千葉修理亮家胤、本吉氣仙沼城主熊谷主馬爲續、本吉唐桑城主阿部四郎左衛門重時、氣仙横田城主横田佐渡守常冬、人首權太夫、伊手隼人、摺澤將監、寺澤丹波、岩尻對馬、矢作内膳、有住左近、都合一千七百餘騎、赤旗赤印の備へ、